

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

第9回 日中民商事法セミナー

第20号

2004年11月

目 次

第20号 2004年11月

＜巻頭挨拶＞ 財団法人国際民商事法センター事務局長 金子浩之

＜第9回日中民商事法セミナー特集＞

主催者開会挨拶	国务院国家发展改革委员会副主任 張 曉強	1
	財団法人国際民商事法センター会長 宮原賢次	4

プログラム	6
-------	---

講師略歴書	7
-------	---

演題・講師・中国側コメンテーター

I 内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール		
講 師	成蹊大学教授 松下満雄	9
コメンテーター	中国人民大学法学院教授 刘 文華	20
	中国社会科学院法学研究所研究員 邱本	24
II 日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の抑止対策について		
講 師	桐蔭横浜大学大学院特任教授 郷原信郎	26
補足説明	京都産業大学講師 楠 茂樹	36
コメンテーター	全人代財經委経済法室主任 朱 少平	38
III 日本における WTO 政府調達協定上の諸問題		
講 師	西村ときわ法律事務所弁護士 米谷三以	43
コメンテーター	財政部国庫司政府購買処長 王 紹双	51
	中国購買及び請負入札ネットワーク社総裁 朱 建元	54

セミナー総括	松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事 小杉丈夫	57
--------	-------------------------	----

主催者閉会挨拶	法務総合研究所国際協力部長 田内正宏	59
	国家发展改革委员会法規司司長 任 瓏	61

＜関連資料＞

講演Ⅰ

物価統制令	65
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	70
国民生活安定緊急措置法	72
石油需給適正化法	78

講演Ⅱ 引用関連法令(抜粋)	83
-----------------------	----

講演Ⅲ WTO政府調達に関する協定	85
--------------------------	----

＜第1回～第9回日中民商事法セミナー講演及び講師一覧表＞	126
------------------------------------	-----

巻頭挨拶

(財)国際民商事法センター
事務局長 金子 浩之

機関誌第20号をお届けします。

本号は、去る9月17日北京において開催しました第9回日中民商事法セミナーを特集しております。

今回は北京での4回目の開催となり、中国側の主催者である国务院国家発展・改革委員会の張曉強副主任を初めとする関係者の方々の周到な準備のもとに、国务院各省庁の他、大学、法曹、企業等広い範囲から約80人の参加を得て大変充実したセミナーとなりました。

セミナーのテーマは中国側の要望により「内需拡大とインフレ抑制の法的コントロール」「日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の抑止策について」「日本におけるWTO政府調達協定上の諸問題」ということになりましたが、いずれも中国経済の直面している問題として、中国政府がこの対応・解決に向けてまさに取り組んでいるものがあります。

上記テーマについて松下満雄成蹊大学教授、郷原信郎桐蔭横浜大学大学院特任教授、米谷三以西村ときわ法律事務所弁護士の三氏に講師をお願いし、大変時間をかけ準備をいただきました。

特に第一のテーマについては、1973年の第一次石油ショックに伴う物価高騰に対し、当時経済企画庁物価局政策課長として国民生活安定緊急措置法他価格や需給コントロールに対処する諸法令の立法に直接携われた垣水孝一氏（現在財団法人印刷朝陽会会長）にご協力を仰ぎ、資料提供とヒアリングに応じていただきました。

また、楠茂樹京都産業大学講師には、第一及び第二のテーマについて、関連資料の収集、分析、整理をお願いし、ご協力をいただきました。

講師お三人の講演のベースとなる論文は、予め翻訳の上中国側に提供し、中国側のコメンテーター他関係者に事前準備をしてもらったことにより、当日のコメンテーターの意見発表は内容のあるものを射たコメントとなり今回のセミナーの成功に繋がったものと思います。

最後に今回のセミナーに参加、協力いただきました皆様、また共催をいただきました法務総合研究所国際協力部及び中国側との準備折衝や日本側ミッションのロジスティック面で一方ならぬ協力をいただきました住友商事北京事務所の方々にこの場をお借りし改めて厚く御礼申し上げます。

なお、9回にわたる日中民商事法セミナーの講演テーマと講師一覧表を末尾に添付しておりますのでご参照ください。（各セミナーを特集した機関誌のバックナンバーは若干残しておりますので、ご必要の向きは当財団事務局にご相談ください。）

＜第9回日中民商事法セミナー特集＞

開催日 2004年9月17日

会場 西苑飯店

北京市海淀区三里河路1号

主催者 (日本側)

財団法人国際民商事法センター

法務総合研究所(国際協力部)

(中国側)

国务院国家発展・改革委員会(法規司)

<開会挨拶 (I)>

張 曉強
国家発展改革委員会副主任



友人の皆様方、おはようございます。中日双方主催者の共同努力のもとで「第9回中日民商事法セミナー」を本日時間どおりに開催する運びとなりました。この錦秋の素晴らしい季節に中日両国法曹界および経済界の方々が一堂に会し、共に経済の中の重大な法律問題などをめぐって検討を行うことは非常に有意義なことであります。

まず私は、会議のホスト側、中国国家発展改革委員会を代表いたしまして、宮原会長および日本国際民商事法センターと法務省法務総合研究所の日本の友人の皆様方のご来訪に、心から熱烈な歓迎の意を申し上げます。また、この会議のために中国側の全人代の財經委、財政部の関係責任者、中日双方の専門家の方々および企業界の友人の皆様方からのご協力に対し、心から感謝の意を申し上げます。

中日民商事法セミナーがこれまで8回ほど行われました。双方の主催者は、大量の仕事を通じて両国の法律および経済面における交流や協力を積極的な役割を果たしてこられました。2003年3月の中国政府機構改革後、この協力プロジェクトは元国務院経済体制改革弁公室からいまの国家発展改革委員会が引き継ぎ主催することになりました。双方の交流協力の分野も、民商法律から政府マクロコントロールの経済の関係法律まで広がりました。このような交流を通じ中日双方の経済および法律における相互理解と意思疎通を強めることは、極めて有効なことであります。

中国はいま、全面的に産業社会を建設し、また社会主義の現代化建設のプロセスのもとに新しい歴史段階にあります。そのために社会主義市場経済の体制をさらに完備し、さらなる活力のもとに開放的な経済体制を建設することが非常に重要な任務であります。

世界経済の発展が実証しているように、1つの比較的成熟した市場経済は、必ずや完備した法制を持たなければなりません。完備した法律制度がなければ、健全かつ繁栄した市場経済はあるわけではありません。したがって、我々は中国の国情に基づいて、成熟した市場経済国家の有益な経験に学び、また鑑とし、一連の社会主義市場経済体制を建設し、法律制度を整えることが非常に必要なことであります。そしてこれは史上未曾有のことです。日本とのこのような交流と討論を通じた協力は、我が国の関係市場経済法律制度の建立と健全な発展に役立つと私は信じております。

今回のセミナーの議題の1つとして、経済安定成長を促進する法律制度のことがあります。いかにして経済の安定成長を保つか、これは世界各国が全体的に関心を寄せている問題であります。特に、いま経済のグローバル化の勢いがますます強まり、また経済安定成長に影響する不確定な要素が日増しに増加しつつある状況のもとで、この問題はさらに際立つものとなりました。

前世紀の30年代以来、ルーズベルト大統領のニューデール政策の実行とケインズ主義の振興により、西側諸国は立法によって国民経済をコントロールすることとなりました。例えば、西ドイツは経済安定成長促進法を制定し、アメリカは経済安定法や雇用促

進と経済平衡成長法などを制定しました。日本も国民生活安定緊急措置法、EUは経済安定と成長公約などを制定しました。

このような各国の立法の成果を取り入れることにより、その程度は異なりますが、中国の国内経済の安定成長に大きな促進の役割を果たしてきました。また、学ぶべき経験もたくさん提供してくれました。中国は「改革開放」を実施して以来、国民経済と社会発展に大きな成果を挙げると同時に、複雑な条件のもとで国家マクロコントロールを強め、また改善し、国内外のさまざまな困難とリスクに対応すること、また経済安定成長を保つことなど、尊い経験を積み上げました。

その中で、経済過熱時に有効的にインフレを治める方策を講じることによりアジア金融危機の克服と世界経済低迷時におけるデフレ抑制に成功する経験も積み上げてきました。昨年以來、経済生活の中で一部の業界が過熱の勢いが出ていました。中国政府は、適時にマクロコントロール上に法律手段、産業政策、通貨政策、価格政策、土地政策などの政策を結びつけ、経済構造をグレードアップし、経済成長の急昇急落を避けることができました。ここ数年来、我が国は、前後して予算法、対外貿易法、中国人民銀行法、税収調整管理法、価格法など、経済コントロールの法律を発表しました。そして、国家マクロ経済のコントロールのために、これらの法律は非常に積極的な役割を果たしております。

しかし、全体的に見れば、我々は市場経済のルールに対する認識はこれからまだまだ深めていかなければならない。そして、経済安定成長を促進する関係法律制度はまだ完備しておらず、すでに持っている法律はこれからも修正し、また改善しなければなりません。いま経済グローバルゼイションの大きな背景のもとで、我々はいかにして中国の実態状況を把握し、国内外の経済安定成長促進の成功事例を法律に取り入れ、中国経済を持続的、また迅速に協調のとれた健全な発展のもとに促進させるかが、いま我々が目の前に直面している重要な課題であります。今回のセミナーの中で日本の専門家の方々から、日本が国内の内需拡大期に実施したインフレ抑制を目的とした法律措置などを紹介していただくことは我が国の経済安定成長のための法律制度の制定に対し大変積極的に参考になる意義を持っております。

今回のセミナーのもう1つの討論議題である公共調達の入札応札制度を取り上げたのは、いかにして国際化進展の動きに順応するかということにあります。入札調達法律制度は、市場経済の条件のもとで市場秩序を規範化し、また公平な競争を促進するために大変重要な法律制度であります。経済グローバルゼイションの勢いが強まる中で、このような制度は日増しに国際的になっており、多数の国々が次々とWTOのいわゆる政府調達協議に加入しています。我が国政府は非常に公共調達入札立法を重要視しており、入札応札法と政府調達法をシンボルとして、公共調達に関する入札応札制度がすでに初期段階として確立しています。

我が国は2000年、WTO加盟時に経済発展のレベルを配慮し、とりあえず政府調達協議に加入しなかった。しかし、WTO加盟後2年以内に必ずやこの協議をエボリューションし、スタートさせることを承諾しました。我々は政府調達法と入札応札法律の関係ルール制定に当たっては政府調達協議の原則とニーズに合わせ、子細に国際ルールと合

致するよう努力しております。日本は1994年、政府調達協議に加入しました。今回のセミナーの中で日本側の専門家の方々には、日本がこの協議に加入したときの約束、国内法の整備そしてここ数年来の執行効果などを紹介していただきますが、これは中国政府および企業の方々にとって大変参考になると思います。

本日のセミナーの中で3人の日本の専門家の基調講演のほかに、我々中国側から関係分野で造詣が深い専門家および政府の調達業務を担当している役人の方にコメントしていただき、また双方で質疑応答してもらうこととします。このようにして日本の講師の方々及び中国の専門家の方々にはここで思う存分に意見交換をし、十分に理解を深めることが出来るよう期待しております。

友人の皆様方、秋は実り豊かな収穫のシーズンであります。私は本日、このように中日双方の関係者による共同の努力のもとで、今回のセミナーが必ず十分な成功を収め、豊かな成果を挙げることが出来るものと確信しております。どうもありがとうございます。



セミナー開会演壇席 右側2人目から順次左へ李国華外事司副司長、宮原賢次会長、張曉強副主任、任瓏法規司司長、金子浩之事務局長(左右両端は通訳)

<開会挨拶(2)>

宮原 賢次

財団法人国際民商事法センター会長



尊敬する国家発展・改革委員会張曉強副主任閣下並びにご在席の皆様方、本日北京において第9回中日民商事法セミナーを開催する運びとなりましたことは、誠に慶しく、私ども日本からの一行は、これに参加できましたこと心から光榮に思っております。

まず最初に、このセミナー開催にあたり、大変ご尽力いただきました張曉強副主任閣下、法規司任職司長を初めとする国家発展・改革委員会の方々、並びに関係者の皆様に日本からのミッションを代表しまして心から感謝の意を表したいと思ひます。

私ども財団法人国際民商事法センターは、1996年4月に設立以来、市場経済化を進めているアジア諸国の法制度整備を支援すると共に、民商事法分野で相互に理解を深めるためのシンポジウムや専門家による研究会などの事業を推進して来ております。

中国とのこのセミナーは財団設立第1年度から当時の国家経済体制改革委員会の全面的な協力のもとにスタートし、東京と北京にて交互に開催を続け、今回で9回目を迎えることになりました。

2002年の第7回セミナーからは日本法務省法務総合研究所の共催を得ることとなり、また中国側も2003年の政府機構改革に伴い、その中枢機関である国家発展・改革委員会が本件プロジェクトの中国側当事者を引き受けていただきました。

両国の政府機関が法制度という国の基盤にかかわる事業について一層積極的に取り組んでいただくことになりましたことは、本セミナーがより実質的な成果を上げると共に、民商事法分野での両国の協力関係が一層緊密化する後立として誠に心強いものを感じております。

さて、今回のセミナーでは中国側のご提案にもとづきプログラムに記載の三つのテーマを取り上げております。いずれのテーマも急速に拡大発展している中国経済の状況の下で極めて関心の高い事例として提起されたものと考えますが、日本が体験した歴史的状況や、法的コントロールの実態について日本の専門家による講演が、中国の方々に参考となりお役に立つものとなることを期待しております。

今回私は当財団の会長として本セミナーに参加すると共に、日本経済団体連合会及び日中経済協会両団体の訪中団の一員として9月14日、15日の両日温家宝首相を初め中国国家指導者の方々にお会いしてまいりました。日中両国の現状について認識を深める大変良い機会となりました。

21世紀に入りアジア各国間の経済関係は益々緊密化すると共に相互依存の度合いも高まり、将来的にはアジアにおける共同市場経済圏が段階的に構築される方向にあること皆様ご存知のとおりです。市場経済化を共通の土俵としてアジア各国が相互に発展するためには、各国が自国の法制度やその運用システムの整備を推進し、法の支配の確立に努めることが安定的な国際取引確立の前提として極めて重要であります。

私ども財団法人国際民商事法センターは、この様な目的のため各国に対する支援事

業に積極的に取り組んで行く所存であります、特に中国とは緊密な協力関係を築き、将来的にはアジア諸国との法制度関係プロジェクトに日中両国が共同で参画し、牽引的役割を果たすことができれば素晴らしいことではなかろうかと思っております。

最後にご多忙中本セミナーに参加いただきました皆様に感謝申し上げるとともに、本日のセミナーが実り大きいものとなることを願いまして、私のご挨拶を終わらせていただきます。



開会挨拶宮原賢次会長
左側は張曉強副主任

＜第9回中日民商事法セミナープログラム＞

開催日：2004年9月17日(金)

会場：西苑飯店

海淀区三里河治1号

午前司会：国家発展改革委員会法規司司長 任 瓏

午後司会：国家発展改革委員会外事司副司長 李国華

司会協力：(財)国際民商事法センター事務局長 金子浩之

9:00～9:40	開会挨拶
9:00～9:20	国家発展改革委員会副主任 張 曉強
9:20～9:40	財団法人国際民商事法センター会長 宮原賢次
9:40～9:50	休 憩
9:50～11:10	講演Ⅰ 演題：内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール (日本の1970年代の物価高騰に対する法規制の実態及びその後の状況) 講師：成蹊大学教授 松下満雄
11:10～12:00	講演Ⅰに関する中国側コメント及び質疑応答 コメンテーター：中国人民大学法学院教授 刘文華 中国社会科学院法学研究所研究員 邱本
12:00～13:00	昼 食
13:00～14:00	講演Ⅱ 演題：日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の抑止対策について 講師：桐蔭横浜大学大学院特任教授 郷原信郎 補足説明：京都産業大学講師 楠 茂樹
14:00～14:55	講演Ⅱに関する中国側コメント及び質疑応答 コメンテーター：全人代財經委經濟法室主任 朱少平
14:55～15:10	休 憩
15:10～16:10	講演Ⅲ 演題：日本における WTO 政府調達協定上の諸問題 (加入時のコミットメントの内容、加入後の国内関連法の整備、執行上の問題点、効果) 講師：西村ときわ法律事務所弁護士 米谷三以
16:10～17:00	講演Ⅲに関する中国側コメント及び質疑応答 コメンテーター：財政部国庫司政府購買処長 王紹双 中国購買及び請負入札ネットワーク社総裁 朱建元
17:00～17:20	総括スピーチ 財団法人国際民商事法センター理事・松尾綜合法律事務所弁護士 小杉丈夫
17:20～18:00	閉会挨拶
17:20～17:40	日本側 法務総合研究所国際協力部長 田内正宏
17:40～18:00	中国側 国家発展改革委員会法規司司長 任 瓏
18:00～	セミナー参加者懇談晚餐会 財団法人国際民商事法センター主催

略 歴 書

氏 名：松下 満雄

生年月日：1933年6月19日

学 歴：1956年 4月 立教大学経済学部卒業
1962年 6月 チューレーン大学大学院公法政治研究科博士課程
終了 (Ph.D)
1968年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了
(法学博士)

主な職歴：1968年10月 上智大学法学部助教授
1975年 4月 上智大学法学部教授
1984年 1月 東京大学法学部教授
1994年 5月 東京大学名誉教授
1994年 4月 成蹊大学法学部教授 ～現在
1995年12月 世界貿易機関 (WTO) 上級委員
～2004年4月

氏 名：郷原 信郎

生年月日：1955年 島根県松江市に生まれる

学 歴：1977年 東京大学理学部卒業

主な職歴：1983年 検事任官
1990年 公正取引委員会事務局審査部付検事
1993年 東京地方検察庁検事
1998年 広島地方検察庁特別刑事部長
1999年 法務省法務総合研究所研究官
2001年 長崎地方検察庁次席検事
2003年 東京地方検察庁検事 (八王子支部副部長)
桐蔭横浜大学大学院特任教授を兼任 ～現在
2004年 法務省法務総合研究所統括研究官兼教官 ～現在

略 歴 書

氏 名：^{こめたにかずもち}米谷 三以

学 歴：1987年 3月 東京大学法学部第一類卒業

主な職歴：1989年 4月 第一東京弁護士会登録
法律事務所勤務
1995年 5月 ミシガン大学ロースクール卒業(LL.M)
9月 ワシントン D.C.のステップトゥー・アンド・ジョンソン
法律事務所勤務
1996年 9月 通商産業省産業政策局流通産業課課長補佐
11月 ニューヨーク州弁護士登録
1998年 1月 通商産業省通商政策局国際経済部通商協定管理課
課長補佐
8月 世界貿易機関(WTO) 法律部法務官
2002年 7月 経済産業省通商政策局通商機構部通商交渉調整官
2003年 7月 経済産業省通商政策局通商機構部国際経済紛争
対策室通商法務調整官
2003年11月 第一東京弁護士会再登録
西村ときわ法律事務所入所



会場演壇後方垂れ幕 第9回中日民商事法セミナー
(左側に万里の長城 右側に富士山)

<講演Ⅰ>

内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール

松下満雄

成蹊大学法科大学院客員教授

東京大学名誉教授

1. はじめに

日本においては、現在は公共料金、農産物等ごく限られた分野を除き、価格規制は行われていない。現在の日本経済の問題点はインフレではなくむしろデフレである。しかしながら、過去においては物価高騰に対処するために価格規制が行われたこともある。第二次大戦直後の混乱期においては物価統制令が発動され価格の統制が行われた時期もあったが、これ以外では1970年代前半に生じた石油危機に伴う「狂乱物価」に対処するために日本国政府が緊急立法を行い、また立法以外の方法で物価危機に対処したことがある。本稿においてはこの石油危機に際していかなる立法が行われ、日本政府によるいかなる施策が実施されたかについて概観し、そののちに現代の日本において、価格規制の法制度としてはどのようなものがあるのかについて概観する。

2. 緊急事態に対処するための物価規制法

(1) 狂乱物価

日本の物価は1960年頃まではきわめて安定的に推移してきたが、1960年を境として騰勢に転じ、数年間持続的物価高騰が見られた。そして、1970年代の初めになると、景気の上昇に伴う需要シフト、世界的な農産物の不作や海外インフレの影響、過剰流動性を背景とする買占め、売り惜しみ等による投機的な動きによって、物価は著しい上昇を示した。この趨勢の中で、日本経済をパニックに追い込んだのが「オイルショック」(石油ショック)である。1973年10月の第四次中東戦争の勃発を契機として OAPEC (アラブ石油輸出国機構) が原油生産削減及び価格引き上げを発表すると、日本経済は大混乱に陥り、いわゆる「狂乱物価」が出現した。石油は経済の基本であり、しかも日本はアラブ諸国に石油供給のほとんどすべてを依存している関係もあって、OAPEC による原油生産削減と価格引き上げの情報が伝わるや、急激な諸物価の高騰が生じ、また諸物資を必要とするものは買いだめに走り、物資を所有するものはこれの隠匿に走った。この結果、1973年12月には対前年度比でこの一年間の卸売物価は30%以上も上昇し、消費物価は19.1%上昇するという異常事態となった。この一年間の卸売物価の高騰は過去20年間の物価上昇を上回るほどのものとなり、消費者物価についても過去3年間の物価上昇に相当するものとなった。

かかる異常事態が生じた最大原因はパニック心理による買い走りによる仮需要の異常な膨張と供給者側における物価高騰を見越した売り惜しみ、隠匿行為による供給の大幅減少である。すなわち、需要は実需の何倍にも膨れ上がり、供給は実際の供給能力の何分の一かに落ち込み、需給関係が極端に不均衡になったことが原因である。

このような事態に直面して、日本政府としては迅速な対応を迫られたのである。以前から存在する法律としては物価統制令があり、これを発動することによって物資の最高価格を定め、強権的に物価を抑制することが考えられたが、かかる政府による直接的、強権的介入に対しては批判的意見も強く、種々検討した結果、(1)物価統制令に加えて、(2)国民生活安定緊急措置法、(3)石油需給適正化法、(4)買占め売り惜しみ防止法、が制定された。

(2) 緊急事態に対処するための法制概観

(物価統制令) (物統令)

物価統制令は第二次大戦後まもなく制定されたもの(昭和21年3月3日勅令)である。この法律の中心的規定は第3条であるが、この規定によるとある物資につき統制価格がある場合には、その統制額を超えて契約をし、支払をし、受領をしてはならないとされている。そして第4条により、主務大臣は価格について統制額を定めることができる(3条)。そして、10条によりこの統制額を超えて販売をする場合には、懲役10年以下又は500万円以下の罰金に処することができる。

(国民生活安定緊急措置法) (国民生活法)

この法律は、前述の石油危機に際して緊急立法として制定されたものである。この法律によって主務大臣はある物資を「生活関連物資」に指定し、その物資の販売について標準価格を定めることができる(3条)。標準価格が定められると、この価格が告示され、主務大臣はそれを販売する事業者に対してその標準価格以下の価格で当該物資を販売しなければならないことを指示することができる(7条)。そして、この場合、ある事業者が当該標準価格以上の価格で当該物品を販売する場合には、主務大臣はこの事業者が指示に従わなかった旨を公表することができる(6条2項)。

この標準価格の指定と告示で指定物資の価格安定を図ることが困難な場合には、主務大臣は当該物資について特定標準価格を指定することができる(8条)。特定標準価格が指定された場合には、指定物資を販売する者はこの価格以下で当該物品を販売しなければならないが、事業者がその価格以上の価格で販売を行った場合には、主務大臣は特定標準価格とこの販売価格の差額に相当する金額を課徴金として徴収しなければならないとされている(11条)。

(石油需給適正化法) (石油法)

この法律は国民生活安定緊急措置法と同時に制定されたものであるが、この法律によって一定の場合には原油及び石油製品の売り渡しの指示が発せられる。すなわち、主務大臣は石油製品の需給が逼迫して、国民生活に重大な影響があると認められる場合は、その対策実施の告示をすることができる(4条)。そして通産大臣は石油供給目標を定め、これを告示しなければならない(6条)。石油製品生産及び販売業者は生産計画及び販売計画を策定し、通産大臣に届け出で、かつこの計画に従って当該製品を生産又は販売しなければならない(6条)。事業者がこの計画に違反して生産又は販売を行わなかった場合には、通産大臣はその旨を公表することができる(6条4項)。

通産大臣は特定石油製品販売販売業者に対して石油を売り渡すべきことを指示することができ、その者がこれに従わなかった場合には、これを公表できる（10条2項）。さらに、この者がこの公表の後においてもなおこれに従わない場合には、通産大臣はこの者に対して売渡を命ずることができる（10条4項）。

（生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律）（投機防止法）

この法律もまた前記に二法と同時に制定された（1973年）ものであるが、生活関連物資の買占め売り惜しみを防止することを目的とする。特定生活関連物資については政令で指定されるが、同時に制定された政令においては各種の生活用品（大豆、大豆油、丸太、製材、合板、印刷用紙、綿糸、綿織物、医療用ガーゼ、生糸等）が指定された。そして主務大臣はある事業者が特定生活関連物資を買占め又は売り惜しみによって多量に保有していると認められる場合には、この者に対して当該物資の売渡を指示することができ、この者がこの指示に従わない場合には、これの売渡を命ずることができる（4条）。

以上の各法令のうち、物統令と国民生活法、石油法は価格の規制に関する法律である。そして、石油法及び投機防止法は生活物資の売渡の指示又は命令に関するものである。規制の強さから見ると、物統令による最高価格遵守命令と石油法、及び、投機防止法における売渡命令が強く、国民生活法による標準価格不遵守に対する公表制度が最も弱く、また国民生活法による特定標準価格不遵守に対する課徴金はこの中間に位置する。

価格規制に関する物統令と国民生活法については、いかなる順位で発動するかについては特に規定はなく、いずれを先に発動してもよく、また両規制を同時に発動することもできる。しかし、実際には統制色の弱いものから発動し、それでうまくいかない場合には、より強い規制を発動することになるだろう。とすると、まず国民生活法を発動し、標準価格を定めてこれの遵守を指示し、これに事業者が従わない場合にこれを公表し、これでは効果がない場合にはと特定標準価格を定め、これに従わない場合には、特定標準価格と売り渡し価格の差額を課徴金とし徴収することとなる。そして、それでもなお効果がない場合には、物統令を発動することとなるだろう。現実の石油危機においては、国民生活法による標準価格は多少活用されたが、その他は殆ど活用されず、物統令はついに発動されなかった。

（3）緊急価格立法の評価

上記法令はいずれも緊急事態に対処するために制定されたものである。そこで、これらの法律の効用はどのようなものであろうか。後述のように狂乱物価の抑制は殆どすべて、国民生活安定法、石油法、投機防止法とは別に行政指導で行われた。またこれらの法律が発動されてから、若干の期間を経て OAPEC による原油生産再開等の経済情勢の変化により狂乱物価が収束することとなった。このために、これらの立法が実際にどの程度効果を発揮したかについて検証は十分にはできない状態である。そこで、

以下においては、一般的観察を述べるにとどめる。

前述のようにこれらの立法は現実には殆ど発動されなかった。石油法によって石油製品に関してはガソリン、軽油、A重油の三品目について標準価格が設定され、また国民生活法によって灯油、液化石油ガス、ちり紙、及び、トイレットペーパーの4品目について標準価格が設定された。

いずれにせよかかる法律の効果は一時的、限定的、心理的なものである。第二次大戦直後の物統令発動の経験に徴しても、国家権力による統制価格を実施するとその対象物資は隠匿されて市場から姿を消し、闇市場が出現し実際の取引はここで行われることとなる。ある意味では闇市場が経済の実勢を示すものである。また多くの統制法規違反事件が続発し、これの取締には膨大な人員と予算を要し、結局は何のための取り締まりかがわからなくなる結果となる恐れがある。

かかる第二次大戦直後の混乱期における経験から、石油危機に対処するための対策としてはできるだけ民間事業者による協力を主眼とする措置を中心とした。そこで、前述のようにいきおい行政指導を中心とした物価抑制策が中心的役割を占めることとなったのである。上記立法においても、物統令のような直接介入をできるだけ避け、標準価格の設定という方法をとったが、これはいわば行政指導を法制化したものであった。

これらの法律違反に対しては、標準価格違反に対する違反事業者名の公表、特別標準価格の違反に対する課徴金の徴収というサンクションがあるが、これらは物統令に基づく禁止及び刑罰に比較するとソフトな方式である。このようなサンクションを設けた理由は、このほうがより直接的な価格介入よりも有効でスムーズに行くとの配慮がもとになっている。

ただし上記の法令を迅速に発動する（又は発動することを言明する）ことによって、投機心理が過熱しないようにする効果がある場合もあるであろう。すなわち、石油危機の教訓によると、物価の暴騰は実際の供給不測から生じたというよりも、近い将来供給が不足するであろうという需要者側の恐れ、及び、関連物資の物価が高騰するであろうという供給者側の期待によって生じた面が大きい。すなわち、買い手側はパニックとなって買いだめに走り仮需要が爆発的に膨張する。そして、売り手側は大もうけのまたとないチャンスとみて物資の隠匿に走る。これらの相乗効果によって物価暴騰が生じたのである。すなわち、狂乱物価は心理的要因による部分もある。そこで、政府が緊急立法を用意し、緊急事態が発生した場合にはこれらの法律を発動して断固たる処置をとることを声明し、実際に発動することによって、この恐慌心理を冷却せしめる効果があると思われる。そこで、若干の時を稼ぎつつ、本筋である経済政策的手段を講ずるわけである。

物価高騰に対する対策は本来は法律によって安直に実行できるものではなく、正攻法は適切な需要管理である。すなわち、金融政策及び財政政策を通じて過剰流動性を市場から吸い上げること、緊急輸入によって供給を増やすこと等が肝要である。国民生活安定緊急措置法（16条、17条）においても緊急輸入の規定がおかれている。物価の高騰を抑える有効な政策は物資の生産・供給の拡大を図ることである。しかし、

これのためには当該物資の実需に見合ったある程度の価格上昇は必要であり、これを通じて生産者は増産のインセンティブを持つにいたるのである。物価高騰対策としての緊急立法は、あくまでも熱病に対するカンフル注射の役割にとどまるべきであり、この適用が行き過ぎると生産が停滞し、価格 上昇の要因が増えるという逆効果が生ずる。

(4) 行政指導による物価抑制

上記の緊急立法のほか、石油危機においては、物価高騰対策として主務官庁による行政指導が行われたことはすでに述べたが、これは1974年の閣議了解によって行われた。すなわち、各物資の所管官庁（通産省、農水省等）がおのおのその設置法に基づいて所管物資の値上げについて届出制を実施し、物資の価格について最高限度を設定し、事業者に対しては値上げの際に届出をさせて、指導によって値上げを抑制するという方式である。すなわち、業界に対する指導と説得により、業界の納得により値上げを抑制するという方式である。この方式は石油業界をはじめ多くの業界で行われた。かかる行政指導は59品目について実施され、このほかにも日用品等百数十品目について政府による業界に対する値上げ抑制の要請が行われ、おおむねその通り実施された。これは前記緊急立法に比較するとよりソフトな方式であり、法的介入の要素は薄い。たとえば、石油業界に関しては、通産省は原油が値上がりする中で業界が原油値上がり分を石油製品の価格の転嫁する場合に1バーレルあたり30セントは業界が負担すべきとの線を定め、指導によってこれを業界に実行せしめている。石油危機の際に採用された価格暴騰対策としては、これはこれなりに有効に機能した。

(5) 緊急立法と独占禁止法

上記の緊急立法においては、政府の指示ないし命令によって価格の凍結、物資等の売渡が行われることとなるが、この際に必要不可欠なのが業界の協力である。業界が政府と個別的に協力する限りにおいては独占禁止法の問題を提起することはないが、規制対象となった業界の事業者間で話し合い等が行われると、これは独占禁止法との関係で問題を生ずることがある。たとえば、国民生活法によって政府がある物資に関して標準価格を設定し、これの遵守を業界に指示する場合、当業界の事業者が話し合いによって、価格をその標準価格以下の水準に抑えることを合意した場合、又は当該標準価格の線までいっせいに価格を引き上げることを合意した場合には、独占禁止法との関係はどのようになるであろうか。前者の場合はともかく、後者の場合には独占禁止法との関係では問題が生ずる恐れがある。

国民生活法の審議の過程において、同法に基づく事業者の行為は独占禁止法の適用除外とすべきであるとの意見が出され、当初の案においては、同法の施行に必要な限度において事業者の共同行為は独占禁止法の適用を除外する旨の規定が置かれていた。しかし、この構想に対しては公取委の反対もあり、結局最終案においては独占禁止法適用除外の規定は削除されるに至った。

そこで、国民生活法及び石油法と独占禁止法との関係について、1973年の公取委と通産省、及び、公取委と経済企画庁間に覚書が交わされているが、これによると両法を施行するために主務官庁が指示を行い、事業者がそれを実施するためにとる行為は独占禁止法に違反しないことを確認するとされている。しかし、公取委委員長の国会答弁によると、この覚書で認められているのは事業者が単独に政府の施策に協力する行為のみであって、共同行為（カルテル）はその許容範囲かが外れているとされている。政府の定める標準価格等が設定された場合には、事業者としてはこれを個別に遵守すれば足りるのであり、授業者相互の協定までは必要ないという趣旨であろう。

(6) 行政指導に基づく価格抑制と独占禁止法 — 石油カルテル事件

石油危機においては、既に述べたように物価対策として行政指導によって物価抑制が行われた。これに伴って行われた事業者の行動が独占禁止法上の問題を提起したのでこれについて検討する。通産省は石油製品の値上がりを押さえるために強力な行政指導を行い、事業者に対して値上げの際の価格届出を行わせ、これが高すぎると判断した場合には価格抑制を指導し、最高価格を決定してこれ以上は価格引き上げをしないように要請した。この通産省の行政指導は事実上抵抗しがたい力を持っていたとされる。

そこで、石油業界の事業者は話し合いを行い、通産省が決定する最高価格に対して影響を与えるべく、共同で陳情をすることとした。この共同の陳情においては当然にどの程度の最高価格が望ましいかの話し合いが行われる。さらに、石油精製事業者は協定をして、通産省がこの陳情を受けて最高価格を決定したら、各事業者はこの価格までいっせいに販売価格を引き上げることを協定した。

公正取引委員会は、これらの事業者間の協定が独占禁止法に違反するとしてこれらの協定の破棄命令を出し、さらに刑事告発を行った。この事件は東京高裁及び最高裁で審議されたが、最高裁は、通産省に対する最高価格決定の共同陳情に関する協定はまことにやむを得ぬものであり適法であるとした。しかし、通産省の決定する最高価格まで価格を引き上げる協定は行政指導の範囲を逸脱しており違法であるとした。この事件において、最高裁は行政指導に従った行為が独禁法上適法とされ、どのような場合に違反とされるかについて詳細に述べている。これが1964年に最高裁によって判決された石油カルテル(価格協定事件)であり、行政指導、及び、独占禁止法の適用に大きな影響を与えたのである。

3. 現代日本における物価と法規制

現代日本においては経済政策の基調は規制緩和と価格設定の自由化であり、また現在の日本経済の問題点は不況・デフレであって、むしろ価格低落が問題である。したがって、現代日本においては、一般的には価格規制は行われていない。公共料金(電力、ガス、運輸等)においても価格設定は自由化されており、料金の認可制も届出制に移行しつつある。

(1) 独占禁止法

現代日本において価格に関する基本的な法律は独占禁止法であるということができよう。独占禁止法は価格を上げさせたり、下げさせたりする法律ではなく、企業間競争を維持することを目的とする法律であるが、この法律を適切に適用することによって需給の均衡に見合った価格水準を維持することができる。

1960年ころ日本では消費者物価の高騰が見られたが、このときに日本政府は物価問題懇談会を設置し有識者による議論をへて総合的物価対策を策定した。この総合的物価政策の重要な柱は独占禁止法の強化であった。すなわち、一斉値上げを目的とする価格カルテルの取り締まり強化、小売価格を硬直化させる再販売価格維持の適用除外廃止とその取り締まり強化、適用除外カルテルの縮小廃止、管理価格に対する監視の強化等がその内容であり、これを契機として独占禁止法施行強化の動向が生じ、この傾向は現在に至るまで続いている。現代においても、公正取引委員会の試算によると、談合等カルテル行為による事業者の違法利益率は16.5%に達するとされており、これを取り締まることによって価格の安定化を図ることができよう。

独占禁止法は、前述のごとく直接に価格に介入することはなく、私的独占、カルテル、不公正な取引方法の禁止を通じて市場を競争的状态に保ち、これを通じて市場の実勢に適合する価格を形成せしめることがその目的である。したがって、独占禁止法の適用によって市場が競争的状态にある場合には、需給関係からみて価格が上がるべき場合にはその需給の不均衡に見合った分の価格上昇が生ずるのであり、さらにそれによって生産が刺激され、価格は安定化するのである。

(2) 独占禁止法と価格規制

前述のように独占禁止法は価格を引き下げのための法律ではなく、個々の企業による価格設定の自由を維持するための法律である。この観点からは、事業者が協定によって価格を一斉に引き上げることは同法違反となることはもちろん、協定によって価格を一斉に引き下げること同法違反となる。これを示しているのが昭和27年の野田醤油事件である。この事件においては、物価庁が醤油価格の高騰を抑えるために行政指導を行って、醤油の団体に対して値上げを自粛するように求め、醤油の業界団体がこれに応じて値上げの抑制を行ったことが独占禁止法違反に問われたものである。公取委はこれに対して値上げであるか値下げであるかを問わず、事業者の協定によって価格を人為的に固定することは認められず、違法となると判断した。

政府による値下げの指導とこれに基づく業界団体の値上げ抑制の取り決めが違法というのは奇異に見えるかもしれないが、独占禁止法から見ると、価格設定の自由を維持することこそ重要で、一時的に価格抑制の協定によって価格高騰が抑えられたとしても、長期的にはこれによって価格上昇の要因が増えるということである。もっとも前述のように、緊急事態に対処する場合の政府による価格抑制の行政指導は別扱いとなる。しかし、この場合でカルテルは認められないというのが公取委の立場である。

(3) 同調的価格引き上げの報告命令

独占禁止法18条の2は価格の同調的引き上げに関する報告命令を規定している。この規定によると、寡占市場において主要事業者が一斉に価格引き上げを行う場合には、公正取引委員会はこれらの事業者から値上げ理由の報告を求めることができる。すなわち、この規定によると、(1)1年間の国内総供給価額が600億円を超える市場において、(2)上位3社の市場占拠率が70%を超えている場合、(3)首位事業者を含む2以上の主要事業者が取引基準価格につき、3ヶ月以内に同一又は近似の額又は率の価格引き上げを行う時には、(4)価格の同調的引き上げがあるものとして、公正取引委員会は主要事業者に対してその価格引き上げの理由を報告させることができるというものである。

この規定は寡占市場において一斉値上げが行われる場合、公取委が主要事業者から報告を徴収することによって、間接的にかかる一斉値上げを抑制しようというものである。但し、この規定においては、報告徴収以外の法的措置は用意されておらず、値上げに対して間接的効果しかない。しかし、事業者側に報告徴収を嫌う傾向があるので、この規定は其れなりに機能したといわれている。しかし、この規定については公取委から廃止の意向が伝えられている。

(4) 特定分野における政府の価格介入

前述のように、現代日本においては政府による価格規制・価格介入は一般的には行われていない。ただし、農業分野においては、農業の特殊性から、若干の政府による価格調整が行われている。これらの概要について、検討する。

農産物は価格形成を市場メカニズムに任せるだけでは価格の乱高下を招き、農産物の価格が暴落すると農業所得が減少して農家の生産意欲が減少する。また、価格が暴騰すると過度の生産が促進され、過剰生産から価格の暴落が起こるおそれがある。また、国民の日々の生活に必要な食料が安定的に供給されることは、国民生活の安定のうえから必要不可欠である。以上のような農業の特殊性を踏まえて、法律に基づいて一定の価格調整が行われている。

以下に示すように農業分野においては価格の乱高下を防ぎ、価格の異常な高騰及び異常な低落を防止するために農産物価格安定制度が実施されている。これらの法律は建前上は、価格の暴騰及び暴落のいずれにも対処できることを目指すものであるが、これらの法律の施策の実際の目的は、農産物の価格の低落を防止して、農民に一定の所得を保証する事を目的とするものである。

(5) 農産物価格安定制度

- (ア) 最低価格保証制度 市場価格が一定水準を下回る場合に、政府が農産物を購入することにより、最低価格を保証するも。
- (イ) 安定価格帯制度 農産物の市場価格が一定の基準価格からはずれる場合、政府が売買操作を行うことによって一定の幅の中に価格を安定させるもの。
- (ウ) 交付金制度 市場価格が基準価格を下回った場合、生産者の所得確保のため

に不足払いをするもの。

- (エ) 需給・価格安定制度 計画に基づく生産調整、備蓄・調整保管、安全流通の実施等を行うことにより、需給及び価格の安定を図るもの。
- (オ) 安定基金制度 市場価格が過去の実勢価格等に基づいて算定された水準を下回った場合に、生産者等によって創設される安定基金から価格補填を行うことにより、農業所得の確保を図るもの。

(6) 価格安定立法

- (カ) 農産物価格安定法によって、市場価格が一定の最低水準を下回った場合に、政府が甘藷、馬鈴薯の買い入れをすることによって最低価格を保証する。
- (キ) 砂糖の価格安定等に関する法律によって、甜菜、砂糖黍について同様の最低価格を保証する。
- (ク) 畜産物の価格安定等に関する法律により、一定の価格帯の中に価格を安定させるために農畜産振興事業団が売買操作及び生産者団体が補整保管等を行って市場価格を安定させる。
- (ケ) 繭糸価格安定法によって同様の価格安定を図る。(ただし、繭糸価格安定法は廃止)
- (コ) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法によって指定乳製品の価格安定を図るため、農畜産振興事業団が売買操作を行い、及び、生産者団体が調整保管を行って、事情価格を一定の幅に収斂させる。
- (サ) 大豆なたね交付金暫定措置法により、基準価格と標準販売価格の差額を交付金として不足払いする。
- (シ) 肉用子牛生産安定等特別措置法によって、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準額を下回った場合には、生産者補給金を支給する。
- (ス) 新食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）によって、米の需給全体のバランスを保つために、計画に基づく生産調整、備蓄、調整保管、安全流通の実施等を行い、米全体の価格自主流通米については自主流通米価格形成センターにおける入札を通じて取引の指標となる価格を形成し、備蓄の運用のため政府が買い入れる米については自主流通米の価格動向や生産費の動向を反映して定める。これはウルグワイ・ラウンド以前に存在していた食糧管理法及びそれに基づく食管制度に取って代わるものである。

(7) 農産物価格安定制度と輸入

上記の農産物価格安定制度は前述のように農産物の価格の低落を防止することを主眼とするものである。ここで問題となるのが輸入との関連である。農産物価格安定制度を実施して価格を一定の範囲内にとどめ得たとしても、低廉な輸入農産物が輸入される場合には、かかる安定制度は機能しない。そこで、価格安定制度を適切に運用しようとする、当該農産物の輸入をも規制しなければならない。従来はガット1

1条2項(c)の規定によって農産物に関しては一定の条件のもとに輸入制限をすることができたが、WTO 成立後は農業協定によって農産物の輸入規制は関税によることとなった。かかる関税化品目に関しては、輸入数量制限を発動することはできず、関税の賦課によって対処できるのみである。この観点から、国内の農産物価格安定制度は重大な制約に直面しているといえることができる。

(8) 繭糸価格安定法による価格安定制度と憲法22条に定める営業の自由、及び、ガット上の義務との関係

農産物価格安定制度は時として日本国憲法上の営業の自由及びガットで定める輸入制限の禁止との関係で問題となることがある。この問題を示しているのが西陣ネクタイ訴訟事件である。前記の繭糸価格安定法は生糸の価格安定を図るために国産生糸の価格安定帯を設け、生糸の国内市場価格がこの価格安定帯を下回った場合には繭糸事業団が生糸を買い上げて価格を支持し、これが価格安定帯を上回る場合には、生糸を同事業団が手持ちの生糸を市場に放出して価格を低落させるという仕組みを設けていた。そして、この制度の効果を維持するために、生糸の輸入は繭糸事業団のみが行うことができ、事業団はこれを市場に放出する場合、一定の価格以下でこれを売り渡してはならないとされていた。この結果、日本における生糸の価格は高止まりの状態であった。一方生糸の輸出国である中国及び韓国は日本への生糸の輸出が制限されていたので、かかる制限のないヨーロッパへ大量の生糸を輸出し、ヨーロッパのネクタイ製造業者はこの安価な生糸を使って安いネクタイを製造し、これを日本に輸出した。

日本の西陣ネクタイ製造業者は割高の国産生糸を使用しなければならず、ヨーロッパから輸入されるネクタイと競争することができず、損害をこうむった。そこで、西陣のネクタイ業者は日本政府を相手として、生糸の輸入が禁止されているのは日本国憲法に定める営業の自由を侵害し、また日本国が締結している条約であるガット(関税及び貿易に関する一般協定)17条(国家貿易機関は私企業と同様の方法で事業活動に従事しなければならないと規定する。)に違反していると主張した。

この事件は京都地裁、大阪高裁を経て、最高裁において審議されたが、これのいずれにおいても西陣側(原告・控訴人・上告人)が敗訴した。西陣側はかかる輸入制限によって西陣は安価な輸入物の生糸を入手できなくなっており、これは憲法22条に定める営業に自由に反すると主張した。憲法22条は営業の自由を保障するとともに、公共の福祉のためにこれを制限することを認めている。最高裁はこれに関する従来の判例(公衆浴場事件判決、小売市場事件判決、及び、薬事法事件判決)を分析したうえで、営業の制限には二つの態様があるとした。すなわち、そのひとつは、国民の健康、安全等を守るための社会的規制であり、これについては厳格な司法判断がありうるとし、他方は一定の社会経済政策的政策に基づく政策的規定であり、かかる政策・立法が必要であるかは主として立法府の決定すべきことであり、その立法の範囲が著しく合理的範囲を逸脱し、又はその実施方法が著しく不合理である場合以外は、裁判所は原則として立法府の判断をすべきものとして、本件についても繭糸価格安定法に

よる繭糸価格安定制度及びそれを実施するために一元輸入制度(輸入制限)の是非についての判断には立ち入らないとした。また、本件輸入制限ガット違反か否か、そして違反とするとこれは条約違反で無効となるかの論点に付いては判断せず、この点に関する原審の判断を支持するに留まった。

以上の最高裁判決においては、農業保護、その他、産業政策的、及び、経済政策的規制については、その実施方法が著しく不合理である場合を除き、裁判所はその適否について判断しないとされている。物資の価格安定制度は通常産業政策的、又は経済政策的規制とみなされるであろう。したがって、かかる立法に対して違憲の判断が下される可能性は非常に小さいと思われる。この最高裁の判断については、西陣ネクタイ事件についてもいえるように、政策的規制は事実上フリーパスになる可能性がある。政策的規制はしばしば特定利益の保護を目的とし、社会全体の福祉を目指すものではない。最高裁の判決によって特殊利益保護の立法については原則として立法府の判断に任せられ厳格な司法審査は行われず、他方、国民全般の利益を守るための衛生立法等については厳格な司法審査が行われるという逆説的結果が生ずる。このような判断は、三権分立の思想、及び、立法府と司法府の役割分担の観点から、やむをえないところであろうか。



左から2人目：講演中の松下満雄教授、右隣：任瓏司長
右端：金子浩之事務局長、左端：通訳

<講演Ⅰに関する中国側コメント(Ⅰ)>

刘 文華

中国人民大学法学院教授

○司会 本日のコメンテーターにコメントをいただきたいと思います。刘文華先生は、中国で非常に知名度の高い経済学の専門家であり、現在、中国法学会経済センターの責任者、北京市法学会経済法律グループの責任者、北京市人民政府の顧問を務めておられます。

○刘教授 大変申し訳ないのですが、ほかの会議があつて遅れて参りまして、松下先生のご講演を一部始終伺うことができませんでした。ただし、事前に先生の原稿をきちんと拝読いたしました。先生の素晴らしいご講演、ありがとうございます。これは中国が現在実施しつつある経済建設、そして中国の経済体制の改革にとっても、非常に良いヒントになります。また、日本の素晴らしい経験をご紹介いただき、我々にとって非常にいい参考になると思います。

物価の問題は、1つの国の経済政策が成功しているか否かを決めていく重要なポイントとなっております。先ほどの松下先生のお話を伺っていると、私どもが現在実施している財政改革、特にその中の価格改革そのものが、方向として正しく、成功を収めているということを学術的に立証してくださったと思います。中国は長年の努力を通じて、現在、市場独自の調整を中心とし、政府の価格設定と価格指導を補助とする価格の形成システムを構築しております。20数年の改革の中で、私どもが価格の問題に悩まされた時期もかつてありました。特に1990年代の半ばごろに、当時はインフレ率が非常に高く、みんなが買いだめに走り、いわゆる狂乱物価の局面に直面させられました。そのときのインフレ率は2桁以上にのぼったことがありました。

当時そのような局面に対して、一部のエコノミストは、一遍に価格を自由化すべきだという提案をしましたが、このような方々の提案は、政府に受け入れられませんでした。なぜかという、中国はこれまでに2つの問題に関して非常に慎重な態度をとってきました。1つは中国の基本建設、もう1つは価格です。その他の問題は全部完全に開放していいのですが、特に価格に関しては非常に保守的、慎重な態度をとってきたわけです。狂乱物価に対して政府が次第にコントロールをし、何とかソフトランディングに成功いたしました。すなわち、物価のコントロールをすると同時に、経済の持続的高度成長を維持できたということです。

松下先生のお話を伺っていると、日本のように市場化レベルの非常に高い国であっても、政府が物価問題に対して完全に自由化するという態度はとっておりません。具体的に申し上げますと物価統制令、石油法、国民生活法など一連の法律を整備し、国民生活に関連する一部の物資に対しては、標準価格ないし特定標準価格の設定を行っていました。しかも、このような標準価格と特定標準価格の設定は、関係主務大臣の判断で定められるのです。中国のほうは、物価のコントロールに関して、物価の担当部門または集団協議という形をとって初めて、そのような措置に踏み切ることができます。

松下先生のご紹介の中で、関連業者は主務大臣から出された指示を遵守しなければな

らず、それに違反したりするような行為は許されない。そして石油法に基づいて、石油の生産・販売業者は、生産ないし販売の計画をきちんと策定して、それを届出なければならないということを紹介してくださいました。関係の指示または命令に違反した業者に対しては、その行為の公表、罰金、または10年以下の懲役を命ずることができます。そもそもこのコントロールの度合や罰則は、中国のものよりも厳しいものだと思います。先ほどのお話の中に、10年懲役を下された事例は紹介がなかったわけで、そのような事例はなかったかもしれません。ですので、市場経済の中でも、物価に対しては、我々はソフトとハード両方の対策をきちんと講じなければならないと思います。

もちろん価格というのは品物の価値を中心に定められるものであり、市場経済の原理原則に基づいて形成されなければなりません。私どもはそもそも計画経済の段階の当時のように、国の協力で価格の抑止をすることはできなくなってくると思います。言い換えれば、国の力、我々は「有形の手」と言うのですが、それをもって市場を調整していくことは不可能になっております。

と言いながらも、物価というものは、轡から離れた馬のように、完全に我々のコントロールを逸脱して経済に影響を与えることは許されません。政府は何もやらないというようなことは、いけません。ですので、市場という「無形の手」に委ねて、すべてを市場に委ねるというやり方もとるべきではありません。「市場という手」を基礎として、「国家の手」が指導を行い、互いに影響し合うことが国の安定的、協調的な発展を保証するものと言うことが出来ます。松下先生の先ほどのご講演の中で、物価の調整をいかにすればいいかについて触れられており、しかもその中で、主として物価調整のための立法手段、そしてこの法律に定められた行政手段についてご紹介があったと思います。法律について申し上げますと、先生のご紹介の中では、価格を規制する法律が合計4本あると思います。物価統制令、国民生活法、石油法、騰貴防止法の4つがそれに当たります。そして、間接的に物価の調整が図れるような法律として独禁法が挙げられていました。

経済手段についても先生は触れられました。例えば、物価を抑止するためには、その品物の生産と供給を拡大していかなければならないというご指摘がありました。中国は現在、経済政策の舵取りをするときに、総合的に3種類の手段、すなわち行政手法、経済手法、そして法律手法をともに重んじて、それを生かしていかなければならないと強調しております。

これに関連して松下先生は、講演の中で以下のような話をしてくださいました。すなわち、価格の高騰に対しては緊急立法という手段、そして行政による介入という手段を通じて、供給側に対して物価が更に上昇する機会を何とか抑え、それによる隠匿や売り惜しみのような状況を是正することができる。その反面、需要側に対しても、パニック心理を何とか軽減することができ、それによって物価の収拾や物価の安定を図ることができるというお話がありました。特にこのような介入手段を通じて、政府が根本的な対症療法をとるために時間を稼ぐことができます。

それと同時に、先生もご指摘されたように、これらの法律は本当に発動されたり、実施されたりしたことはほとんどなく、その効果についてはまだ検証できていない。しかも、これらの法律のいずれも一時的、限定的でかつ心理的にとどまるものです。私は、

先生のお考えに全く賛同しております。私どもは、経済または法律の専門家として法律の機能を十分にわかっております。ただし、法律が万能薬だと思っははいけません。

中国は現在、法による支配を唱えており、市場経済の中で、法に基づいて国を治めていかなければなりません。ただし、これらの法律は、経済をベースにして作られなければなりません。法律をもって経済の法則に逆らってはなりません。この経済の法則の中には、価値に関する法則、供給や需給に関する法則等があると思います。すなわち、もし一部の物資が不足しているときに、仮に最も強制力のある法律を実施してそれを抑えようと思ったとしても、効果的なものになるとは限りません。そうしてしまいますと、これらの不足している物資は一層市場から姿を消し、闇市場で取引され、経済の安定秩序に、より大きなダメージを与えかねません。

ですので、物価の抑制に関して、私は個人的に、立法手段と行政手段以外に、経済手段をより多く採用しなければならないと思います。例えば、中国の物価法の第 27 条はこのように規定しております。「中国は、重要な物資に関して備蓄制度を確立し、価格調整基金を設けて価格の安定を図ることができる」と。

ちなみに、これに関連して申し上げますと、価格法の第 27 条、先ほどご紹介した内容ですが、中国の議会に当たる全国人民代表大会が最終審議をするときに、私の提案を受け入れて追加したものです。私の欲を申し上げますと、この文言が、今は「〇〇することができる」と書いてありますが、「できる」をやめて「〇〇しなければならない」という言葉に変えてもらいたかったのです。

国のほうが必要な物資をきちんと備蓄として持っていれば、どんなことがあっても、まず恐慌に陥ることはありません。当該物資が不足した事態でも起こったら、備蓄を市場に販売し、それをもって市場を安定させ、物価を安定させることができます。事例もありまして、新中国設立後、上海で一時食糧と綿花の不足が非常に深刻だったわけですが、中国政府が自分の備蓄を活用して、何とかその問題の解決に成功しました。

ただし、一遍に多量の物資を備蓄することは、場合によっては好ましくないことも想定されますので、それと関連して必要な価格調整基金をつくり、必要に応じて海外市場から当該物資の調達を行う必要があります。政府による海外市場からの調達行為により、国内市場の安定化を図ることができます。さっき申し上げた、経済手段による調整はいちばん現実的で、実行可能なものだと思います。

中国の現行の価格法の第 30 条、第 31 条、第 32 条も、国務院または省レベルの人民政府に以下のような権限を与えております。すなわち、価格の引上げ、または価格の見直しをするときに、一部のものに関してはきちんと届出をしなければならない、許認可を取得しなければならないということを規定しております。またその中に、もし狂乱物価が発生したとき、すなわち物価の乱高下が発生した場合、国務院は与えられた権限に基づいて、全国範囲または一部の地域に限って、一部の価格設定の権限を取り上げ、または物価の全面凍結を宣言することができます。もちろん第 32 条には、このような緊急事態が収束された後には、上記の規定を速やかに撤廃しなければならない、言い換えれば、事態が収束されれば、価格の形成の権利を市場に戻さなければならないということを行っています。

この条項から見てわかるように、かかる緊急介入はあくまでもやむを得ぬときにとられるべきもので、必要性があると言っても、その効果はあくまでも限定的であります。なるべく、このような直接介入の色彩の強い措置を減らしていかなければなりません。

松下先生のご講演の中で、政府による行政指導、そして企業との協議について触れられていたと思います。市場を安定させていくためには、政府と企業が力を合わせて努力していかなければなりません。これが最も有効な手段だと思います。

関係法律について申し上げますと、松下先生のご講演を伺って、確かに独禁法と価格を規制するための法律との間に若干矛盾しているところがあると思います。例えば独禁法の場合、価格の自由競争による形成を目指し、それをもって競争をさらに促進し、需給関係を改善し、長期的価格の安定、市場の安定を図っていくことは非常に大事だと思います。

ただし、このような独禁法による物価の調整は、あくまでも間接的なものにすぎません。独禁法は、現実的な価格のリスク、危機に対して即効果を持っておらず、すぐさまにその効果を生かすことができないと思います。また、独禁法は主として経営者の競争関係を調整するものであり、合法的な経営者の権利擁護がその趣旨にあるかと思います。独禁法は速やかに、また現実的に消費者の利益を擁護するものではありません。仮にこの独禁法が施行され、長い時期が経ったにしても、消費者の現実的な利益は、場合によっては依然として損なわれます。また、この独禁法によって、物価の狂乱による社会的リスク、危機をすぐさまに解消することはできません。ですので、価格を規制するという面においては、独禁法の役割をあまりに期待してはならないと思います。かい摘んで申し上げますと、物価に関しては行政手段、経済手段、法律手段をともに取り上げて実施し、そして、立法するときに直接介入と間接介入をともに重んじて初めて物価の安定が図られ、かつ、経済の持続的高度成長が維持されるものと思われます。

松下先生のお話には、日本の農産物に対する価格の調整に関して、主として農産物の価格の維持、そして価格の暴落を防ぐことに主眼が置かれていたということが紹介されました。中国の場合では、工業製品と農業製品の格差は歴史的に形成されたものであり、まだ完全に解決されていない段階においては、農産物の暴落は農民に大きなダメージを与えるに違いありません。特に中国は8～9億の農民がおりますので、農民のほうに豊かにならなければ、完全な社会主義市場経済の確立は望めません。ですので、私の見解としては、むしろ農産物価格の値上がりは好ましいと思っております。何しろ、非常に先進的な、発達しているアメリカでさえ農産物の保護を図っているからです。

このようなやり方はWTOルールに違反しているおそれもありますが、これは世界的に存在している共通の問題ですので、あえてここでコメントを差し控えさせていただきます。以上が私からのコメントですが、先生のご参考になれば、また、ご在席の皆さんのご参考になればと思っております。ご清聴ありがとうございました。

<講演Ⅰに関する中国側コメント(2)>

邱本

中国社会科学院法学研究所研究員

○司会 もう1人若手の法学者にコメントをお願いしたいと思います。邱本先生です。邱先生は、中国社会科学院法学研究所经济法研究室的副主任を務めておりまして、経済法の基本理論に関しては非常に造詣の深い方です。

○邱研究員 松下先生とお会いするのはこれが2回目になると思いますが、本当にうれしく思います。最初に先生にお目にかかったのは、私どもの中国社会科学院法学研究所が北京の建国門の辺りで「競争政策と経済発展」をテーマにしたセミナーを開催したときでした。先生は本当に学問の深い方です。この度、先生のご講演に対してコメントーターを依頼されたことを光栄に存じます。事前に先生原稿を拝読いたしましたが、非常に素晴らしいと思います。先ほど刘先生からもコメントがありましたが、私はここで2、3補足をさせていただきたいと思います。

先生のお話の中にある日本の経験は私どもの参考にすることができ、また良いヒントを与えていただいたと思います。1点目ですが、松下先生が講演の中で何度も強調されたように、この物価狂乱状態に対して、国民生活法、石油法、そして騰貴防止法はほとんど発動されていないというようなお話がありました。お話し通りこの3つの法律のいずれも、実際にはほとんど実行に移されていませんでした。しかも、これらの法律の効果という、一時的、限定的、かつ心理的なものにすぎないのです。このお話を伺って、法律と行政手段の関係について、再度十分に考え直さなければならないと思います。

言い換えれば、法制度は経済危機、そして緊急事態に対するいちばん効果的な手段であるとは限りません。なぜかという、このような緊急事態やリスクはあくまで一時的なもので、しかも急激に変わっていくものであるからです。ただし法律は、その効果が現れるまでに一定のタイムラグがあります。場合によっては、当該関連法律が制定される前に、その事態はすでに消えてしまったというケースも考えられます。ですので、法律の機能を拡大し、またはそれに対する迷信的な考えを持っていたはならないのです。先生のお話にもございましたように、むしろ緊急事態と危機に対して、行政手段は、より効果的で、最も優れているかもしれません。

2点目ですが、法律は緊急事態、そして危機的な状態に対して完全に、または効果的に機能することができないかもしれません。だからと言って、法律は完全に無用である、効果がないと言うわけではありません。松下先生のお話にもありましたように、このような法律の制定により、緊急事態または危機的な状態に対して心理的な緩和作用を持っているというお話がありました。おそらく、最も効果的な法律は、法律があっても、いつまでもそれを発動しなくてもよいのがベストかもしれません。すなわち、作ってそれをそのまま残していくというのが法律の最大の役割になるかもしれません。

中国ではこのようなことが非常に尊ばれております。すなわち、何もやらなかったけれどもきちんと治まったということです。他方、法律をもって危機を引き起こした根本的な原因を効果的にコントロールすることができます。先生が研究された独禁法は、まさ

にそれに当たります。先生のお話の中で、独禁法を制定した目的は、そもそも価格そのものに関与するものではなく、むしろ、独禁法を通じて独占行為、カルテル、そして不正な取引を防ぐ。それによって市場が競争状態、安定状態で推移することを保っていくことです。しかも、これをもって市場の実態に合致するような価格の形成を促すことです。

そもそも独禁法は価格の値下げを視野に入れて作られた法律ではなく、それはむしろ、各企業が価格設定の自由を確保する法律です。独禁法から申し上げますと、価格設定の自由を維持することが最も重要なことです。そのようなご見解は非常に深いものであり、しかも、非常に的を射ていると思います。先生のお話を伺って、このような感じがしました。

法律とその他の手段は、それぞれ異なる機能を持っております。法律は、どちらかという大局に目を向けて、むしろ細部を疎かにしたほうがよいと思います。長期にわたって法律を定めていかなければならず、しかも、根本的な問題をきちんと把握しなければなりません。すなわち、法律をもって市場経済の長期的かつ健全な発展を計るもので、有効的に働く制度の枠組みを作らなければならないということです。すなわち、法律は、その根本的な問題解決の方法であります。

3点目は、如何にして法律をもって根本的な解決を図るかです。どういうものが物事の根本になるのかについても、松下先生がご講演の中でいろいろとヒントを与えてくださいました。その1は、物価を規制する最も有効な手段は、価格設定の自由を確保することです。法律の根本的な役割は、経済の法則、そして市場の機能が十分に発揮できるための環境づくりにあると思います。もし価格設定の自由がなく、価格が市場の競争によって形成されるものでなければ、そのような状況において、いかなる手段をとって価格の抑制をしようと思っても、それがリーズナブルなやり方とは言えません。

その2つ目は、最高価格を設定すること、しかも最高価格の設定は消費者の利益に合致しなければなりません。

その3つ目は、社会全般を見て、弱い立場にある産業を保護しなければなりません。農業がそれに当たるでしょう。そして、社会的に弱い立場に立たされている階級を保護しなければなりません。農民もそれに当たります。

その4つ目は、生活関連物資の保障です。国際的に見て、現在マクロ経済のコントロールを行っているわけですが、国民生活関連について申し上げますと、大豆、大豆油、木材などに関して、日本は非常に詳細にわたる規定を行いました。松下先生のお考えやご見解は、我々に十分参考にしていく価値があると思います。

以上をもって私のコメントとさせていただきますが、もし間違っているところがあれば、皆様のご批判を是非仰ぎたいと思います。また、先生のコメントや批判もお願いいたします。

＜講演Ⅱ＞

日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の抑止対策について

郷原信郎

桐蔭横浜大学大学院特任教授

第1 日本の公共調達制度

1 契約制度の変遷

(1) 競争入札制度の導入

我が国の契約制度は、明治22年(1889年)に、欧米特にフランス、ベルギー、ドイツ、イギリス等の会計法規を参考として起草され制定された「明治会計法」において初めて確立された。

同法は、法律勅令を以て定めた場合のほか政府の工事又は物件の売買貸借はすべて公告して競争に付すことを規定し、限られた場合にのみ競争に付さないで随意契約によることが認められるものであった。これによって一般競争を基本とする契約制度が確立された。

(2) 指名競争の導入

上記のような一般競争においては、無制限の競争に付することによってかえって国に不利となる場合もあるので、このような場合にあっては、あらかじめ競争参加者を指定し、その制限された範囲内の者のみによって競争入札に付することができるようにするため、明治33年6月勅令第280号をもって、政府の工事又は物件の購入に無制限に競争に付するのが不利な場合に指名競争に付することができると規定され、勅令によって指名競争方式が導入された。

(3) 指名競争及び随意契約の範囲の拡大

明治22年制定の会計法24条においては一般競争の原則に対して、例外的に随意契約が認められていたが、同条が勅令をもって随意契約ができることとしていたため、随意契約のできる場合は次第に拡大していった。

大正10年(1921年)に会計法が全面改正された際、一般競争の原則が維持されつつも、それが不利と認められる場合には指名競争や随意契約によることができるとされ、指名競争方式と随意契約について法律上の根拠が明確にされた。これによって、明治会計法のとった一般競争の原則が緩和されることになり、その後、指名競争及び随意契約による発注が次第に増加していくこととなった。

そして、昭和12年(1937年)に、戦時財政遂行のため、昭和12年勅令第584号をもって、随意契約の範囲が更に拡張された。

(4) 戦後の契約制度

1946年11月、日本国憲法が制定されたのに伴い、翌47年3月、大正会計法が全面改正され現行の会計法が制定された。

契約関係規定は大正会計法の内容をそのまま受け継いだものとなったが、指名競争及び随意契約については、同年8月5日付大蔵大臣通牒「指名競争契約及随意契約に依る場合大蔵大臣との協議について」をもって広範に各省各庁限りで処理することができることとされ、その後、1952年の会計法の改正によって、特に政令で定めるものについては大蔵大臣との協議を必要としないように改められた。

このように、わが国においては、明治22年に契約制度が法律上確立して以来、一貫して一般競争が原則とされてきたが、現実には、その時々々の社会経済情勢に応じて指名競争、随意契約という例外的措置を採り得る範囲が拡大され、公共調達の運用の実態としても、むしろ一般競争の方が例外的といえるような状況が続いていた。

しかし、1970年代後半から、わが国の貿易収支の黒字増大、欧米諸国との経済摩擦の激化を背景として、政府機関による調達の分野における内外無差別原則の確立と手続の透明性の確保を目的とする「政府調達に関する協定」が発効したことから、同協定の円滑な実施を図るため、「国の物品などの調達手続の特例を定める政令」等が定められ、一定の範囲の物品の調達等について、一般競争については官報による「公告」、指名競争については「指名されるために必要な要件」等についての「公示」が義務付けられた。

そして、さらに、1993年に東京地検による「ゼネコン汚職事件」の摘発により、公共工事の指名競争入札における発注者側の入札指名の恣意的な運用とそれによる発注者側と業者側の癒着の実態が明るみに出たことなどから、従前の公共工事の入札・契約制度の見直しが求められるに至り、1994年1月18日には、おおむね7億円以上の工事について一般競争入札方式を採用すること等を内容とする「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」が閣議了解されたことにより、それまでほとんど指名競争入札方式で行われていたわが国の公共工事の発注は一般競争入札方式の採用の方向に大きな変革を迎えることとなった。そして、1998年2月、価格のみならず技術力も総合的に評価して落札者を決定する技術提案総合評価型入札の導入等を内容とする中央建設業審議会の建議が出され、その後、大型工事において同方式が採用されている。

2000年には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定された。同法は、国、地方公共団体等の行う公共工事の入札・契約について、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施行の確保及び不正行為の排除の徹底を基本原則として、発注者に対して、入札・契約にかかる情報の公表、丸投げの全面的禁止等施行体制の適正化、不正事実（談合等）の公正取引委員会等への通知等を義務付けている。また、同法に基づいて「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が定められた。同指針では、発注者が取り組むべき事項として、入札・契約手続に関する入札監視委員会等の第三者機関の設置、苦情処理の方策の実施、一般競争入札等の適切な実施等の入札・契約方法の改善、不良・不適格業者の排除等が掲げられている。

このような流れを受け、国土交通省は、2002年3月、入札制度の競争性促進、

効率化、柔軟化に向けた運用改善策として、一般競争入札等の試行拡大、地方公共団体における電子入札導入の促進、随意契約ガイドラインの充実等を内容とした「入札契約適正化徹底方策検討委員会報告」を公表している。地方公共団体においても、一般競争入札の対象拡大、地域要件の緩和、ランク制の見直し、損害賠償予定条項の契約書への明記等様々な取組が行われている。

2 公共調達制度をめぐる違法行為とこれに対する制裁

日本の公共調達制度は、入札参加者間の価格競争によって契約者を定めることを原則としている。その価格競争の機能を阻害し、又は失わせる行為が公共調達をめぐる違法行為であり、その典型的なものが談合である。

談合とは、入札者がたがいに通謀し、ある特定の落札希望者をして契約者とするために他の者は一定の価格以下に入札をしないことを協定することである。このような談合行為は、入札参加者間で価格競争を行わせ最も低い価格を提示した者を契約者とする手続としての競争入札を全く無意味にし、入札の公正を害する行為である。

そのほか、入札に関する行為として、入札に参加する意思のある業者を入札に参加させないよう妨害・排除する行為がある。入札における価格競争は、契約者となる能力を有する業者に広く入札に参加させることで本来の機能が発揮される。威力や偽計などの不正な手段を用いて入札から排除する行為は、入札における価格競争の機能を阻害し、入札の公正を害する行為である。

入札の公正を確保すべき立場にある入札施行者側の公務員がこのような談合や、入札からの排除に関わる場合もある。

3 公共調達をめぐる違法行為に対する制裁

(1) 談合に対する制裁

日本では、談合に対する制裁としては、刑法の談合罪による処罰と独占禁止法による課徴金及び刑事罰がある。

ア 談合罪

刑法96条1項は、「公正なる価格を害し、または不正の利益を得る目的で談合を行うこと」によって成立する。この「不正の利益を得る目的」とは、談合を行うことの対価としての利益を得る目的のことであり、典型的なのは、談合に応じる対価として他の入札参加者に「談合金」を供与するという形態の談合である。

「公正なる価格を害する目的」の文言の解釈については、かつては、判例・学説上、「競争価格説」と「利潤価格説」との対立があった。前者は「客観的に測定されるべき公正価格をいうのではなく、当該入札において、公正な自由競争によって形成されたであろう落札価格」と解するものであり、これによれば、当該入札において談合を行うことは、まさに「競争」を行わないことにほかならないのであるから、談合が行われる限り原則として談合罪が成立することになる。一方、後者は、「当該入札において最も有利な条件を有する者が実費に適正な利潤

を加算した価格」と解するものであり、これによれば、入札は、「当該入札において最も有利な条件を有する者」を発見するための手段であって、「競争」を行わせることは直接の目的ではないこととなる。「赤字受注回避のための談合」は処罰すべきではないという主張からは、この「利潤価格説」がとられることになる。

両説の対立に判例上決着を付けたのが、昭和32年7月19日の最高裁判所第二小法廷の判決であった。同判決は、談合金の授受を伴う談合の事例について「利潤価格説」を正面から否定し「競争価格説」を採ること明らかにする判決を言い渡した。

イ 独占禁止法

入札談合に対しては、独占禁止法による課徴金や刑事罰も科される。

同法3条後段が禁止する「不当な取引制限」については、2条6項により、「事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」と定義されている。

不当な取引制限の典型的なものは2条6項の定義規定の中でも「対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ」と例示されている価格に関するカルテルである。商品・役務の価格は取引条件の重要な要素であり、その設定は事業者が自ら単独で行うべきものである。それを他の事業者と「意思を連絡して」行うことは、競争の本来の意義を失わせてしまう行為である。

2条6項の不当な取引制限の定義規定には、「談合」あるいは「受注予定者の決定」という用語は全く用いられていないが、1980年代以降、公正取引委員会は、入札談合に対して不当な取引制限の規定を適用し、課徴金や刑事罰の対象としてきた。このように、入札談合に不当な取引制限の禁止規定が適用され、カルテルの一形態として制裁・措置の対象とされてきたのは、次のような考え方による。

入札談合は、入札参加者間の協議によって落札すべき者を決定し、入札において、その者が落札するように協力する行為である。それは、入札という事業活動において各事業者が「意思を連絡して」相互に事業活動を拘束するものであり、それによって、当該入札に係る取引において本来行われるべき価格競争が完全に回避されることとなる。しかし、個別の入札に係る取引は「一定の取引分野」には該当しないと解する余地があり、その競争が制限されただけでは「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」という要件が充たされていないと解する余地がある。そこで、独禁法の行政処分においては、発注者や発注に係る取引等に依じて一定の範囲の広がりのある入札取引を「一定の取引分野」ととらえ、それら全体について談合で受注予定者を決定するという包括的合意を「基本合意」と称し、これに対して不当な取引制限の禁止規定を適用してきた。

この基本合意は明示的な協議・決定という形で成立するものではなく、暗黙のうちに成立する場合が多く、また、その内容も抽象的・包括的になされる場合が多い。

(2) 入札施行者側の不正行為に対する制裁

談合罪に関連する刑法上の犯罪として、刑法96条ノ3第1項の競売入札妨害罪がある。

競売入札妨害罪は、「偽計」又は「威力」を用いて「公の競売又は入札」の公正を害すべき行為を行うことによって成立する。偽計による競売入札妨害罪の典型的な行為が、入札施行者側が入札に関する価格を入札参加者に教示する行為である。入札予定価格を教示する行為は、談合によって受注予定者とされた入札参加者に対する教示である（談合が成立していないと予定価格を教示してもほとんど意味がない）。一方、最低制限価格を教示することの意味があるのは談合が成立せず自由競争となった場合であり、最低制限価格をギリギリ上回る価格で入札することで落札しようとする入札参加者にとって最低制限価格を正確に知ることは決定的な意味を持つ。

このようにして、入札に関する価格を正確に知り得る立場の入札施行者が入札参加者にそれらの価格を教示するのが、入札施行者側の違法行為の典型的なものである。

このほか、指名競争入札の場合において、談合がまとまりやすいように、指名選定を行った行為が偽計入札妨害で検挙された例もある。これは、入札施行者が特定の業者と結託して入札参加者の排除を図る行為である。

このような入札施行者は公務員であり、上記のような不正行為がしばしば、それによって利益を受ける業者からの何らかの金品提供の見返りとして行われる場合もある。この場合に、贈収賄罪が成立することは言うまでもない。

また、2002年には、官公庁職員による入札談合関与を排除・防止するべく「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が制定された。そこでは、①官公庁等の職員による入札談合関与行為の疑いがある場合の、公取委による各省各庁の長等に対する改善措置の要求、②各省各庁の長等による入札談合関与職員に対する損害賠償の請求等が定められている。

4 日本の公共調達をめぐる談合の実態とその背景

(1) 談合システム

前記のように「競争価格説」と「利潤価格説」の対立について、最高裁判例によって一応の終止符が打たれ、「公正なる価格を害する目的」による制約は、談合罪による処罰に対して大きな支障とはならなくなったが、それ以降も、談合罪による摘発は必ずしも容易ではなかった。談合罪の主観的要件についての解釈が明確になったことで、談合罪で処罰されないような方法の談合が定着していったことがその要因と考えられる。

「談合金」の授受を伴う談合は「不正の利益を得る目的」による談合として処罰

される。また、談合により形成された価格と「自由競争」が行われた場合との価格とのかい離の立証が容易な場合には「公正なる価格を害する目的」による談合として処罰される可能性がある。自由競争が行われて安値で落札されるケースと談合が成立して高値で落札されるケースとが混在していれば、その差は明らかであるが、「自由競争」が行われず、談合が恒常化している状態であれば、「自由競争」による価格との差額の立証は容易ではない。過去に摘発された談合事件の多くが、談合金の授受による利益調整ではなく、業者間で相互に受注希望を調整し、受注すべき者を話し合いで決めて、その者が談合により落札できるように協力するというものであり、一過性の犯罪現象、違法行為というより「談合システム」と言うべき形態で行われる談合事件であるが、その背景には、このような談合罪との関係もあるものと思われる。「談合システム」の下での受注予定者決定のための話し合いの場としては、かつては、業界団体や地域ごと、発注官庁ごとに親睦会的な団体の場などが用いられたが、最近の摘発事例ではそのような団体の場での会合はほとんどなくなり、業者間で個別に情報交換をする中で「受注予定者についての共通認識」が生じていくケースが多い。

一方、戦時下の「統制経済」は終戦とともに終了したものの、日本の経済運営は、その後も、自由競争一辺倒ではなく、経済活動に対する様々な規制の下で経済官庁の主導により産業の保護・育成を図る政策が実行され、それが戦後の経済復興、高度経済成長の原動力になった。その中で、「入札による価格競争」を必ずしも重要とは考えない風潮があったことも否定できない。そうした中で、継続的かつ恒常的に行われる談合が公共調達における受注者決定の「非公式システム」として機能していたと思えるような事例も多数摘発され、その多くにおいて、発注官庁側が談合を示唆したり黙認していた実態も明らかになった。発注者側担当者が、予定価格を業者に教示するなどして偽計入札妨害罪で処罰されるケースも、最近では相当数摘発されている。

前記のように1980年代以降、公取委が、入札談合に対して独禁法の「不当な取引制限」の禁止規定を適用するようになり、1990年代に入ってから、日米構造協議におけるアメリカの独禁法運用強化の要求を受けて、独禁法の制裁・措置が大幅に強化されたために、公正取引委員会による談合の摘発も積極化したが、継続的かつ恒常的な談合が摘発されるケースは、今なお後を絶たない。

(2) 談合システムの社会的・制度的背景の分析

日本においては、継続的かつ恒常的に行われる談合によって実質的な契約者の決定が行われる「談合システム」と言うべき談合行為が多数摘発されてきた。

では、このような「談合システム」が、いかなる制度的・社会的要因を背景として、日本の公共調達全体に蔓延してきたのかを考えてみることにしたい。

ア 予算制度との関係

我が国の財政制度は、単年度予算主義の下で、予算編成段階で細かな査定が行われることから、一定の費目の予算が確保された場合には、むしろそれを残さず

執行することの方がで、翌年度以降も希望どおりの予算査定を受ける上で有利になるとの考え方が生じやすい。そのため、予定価格の範囲内であれば、それ以下のできるだけ低価格で調達することで支出を節減しようとするインセンティブが十分に働かない。その結果、一般の市場のように、可能な限り低価格で取引を行おうとする「需要者」と、可能な限り高価格で取引を行おうとする「供給者」が存在することで、取引をめぐる「競争」が行われるという、市場の基本的構造が曖昧になる。

これも、公共調達に関して入札が行われているにもかかわらず、一般的に「競争」が機能しにくい要因の一つとなっている。

イ 契約内容のあいまいさ

入札による発注を行うについては、発注者側において、提供すべき商品・役務の内容（建設工事であれば、設計・仕様の内容、工期、使用する資材の材質等）を確定した上、入札において最も低価格を提示した業者との間で契約を締結し、それ以降は、その確定した内容の契約の履行を求めるというのが、本来の契約関係である。ところが、我が国では、契約後においても、発注者側の裁量によって、事情の変化に伴う契約内容の変更が行われたり、追加工事が随意契約によって発注されるというようなこと行われる場合があり、このような場合には当初の契約内容が必ずしも決定的な意味を持たないことになる。

ウ 官民の能力格差、商品・役務の特性と入札制度との関係

我が国の公共調達は、基本的には入札において価格のみによる競争を行わせる方式によって行われている。このような入札が適正に機能するためには、発注に当たって、供給すべき商品・役務の内容の確定を発注者側において行い、これについての予定価格を算定する必要がある。しかし、複雑化、多様化する経済社会における商品・役務の価格算定は必ずしも容易ではなく、その価格算定においても、受注者側の業者の協力が必要となる場合もある。特に、既に存在している商品ではなく、新たに企画・立案、設計等を行うことにより、供給すべき商品・役務の内容が確定される場合、発注者にはその能力がないことから、発注者としては、企画・立案の段階から受注業者側の協力を求めることとなり、その面で最も貢献した業者に発注したいとの意向を持つこととなり、その意向を受けた形で業者間の談合が行われることで、実質的に随意契約に近い形で発注が行われることがある。仮に、入札における価格競争のみで受注者が決まるということになれば、企画・立案段階での業者側の協力は全く評価されないことになり、業者側の協力が期待できないことになる。当該分野において、設計・コンサルタント業務の発注によって発注者側の企画・立案・能力の不十分さをカバーしうる場合は、上記のような問題は生じないが、あらゆる分野において、設計・コンサルタントの業界が独立して存在しているとは限らない。下水道事業団発注の大型の電気設備工事をめぐる談合事件の場合のように、発注者の能力の問題だけでなく、商品・役務

の特性から、企画・立案段階で、発注者側と受注者側との協力が不可欠な場合もある。

エ 建設業界の構造との関係

建設工事においては、個々の工事ごとに施工の場所も異なるし、工事の内容も異なるので、それぞれの工事の施工に当たって、必要な機械、資材を確保し、人員を確保した上、工事事務所等の管理組織を整備する必要がある。そのため、建設業界には、大手ゼネコンから、特定の工事を専門とするサブコン、地方の大手、中小の建設会社という何重もの下請構造が存在し、工事を受注して施工するに当たっては、下請業者を確保することが不可欠となる。それが、建設業者相互間に、協力・協調関係が生ずる背景となる。特に、工事が大型化・技術高度化すればするほど、単独で受注・施工することは困難となり、共同企業体という形態での受注が一般的となる。このようなことが、建設業界の競争制限体質、談合的体質の背景になっていると考えられる。

オ 「自由競争」を阻害する社会的要因

「入札における競争」が機能すればするほど、受注業者側の利潤は極限まで削減され、徹底した経営努力、合理化努力が求められることとなる。しかし、我が国の公共調達において、そのような「入札における競争」をもたらすメリットのみが追求されているかという点必ずしもそうではない。公共調達に関しては「入札における競争」とは異なった価値観が考慮されていることも否定できない。

一つは、公共調達によって中小企業を保護・育成するという考え方である。公共調達に関しては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」が定められており、国は、毎年度、中小企業者の受注の機会を図るための方針を作成することが義務付けられており、これに基づき、毎年受注契約率の目標が定められている。もう一つは、公共調達によって地域の振興を図るという考え方である。地方公共団体発注の公共工事においては、工事規模によってランク分けが行われ、小規模な工事については地元業者のみの指名が行われるなど、地元業者の保護・育成の観点からの発注が行われる。時には、工事の規模を地元業者に発注できる金額内に押さえるため、発注官庁側が不必要に細分化する例もある。

これらの中小企業者、地元業者の保護・育成に関して、単に、中小企業者・地元業者に受注機会を与え、工事を施工させることを通して、その技術力、施工能力の向上を図るだけでなく、受注業者に一定の利潤を与えること自体を目的としているかのような、「自由競争」とは相容れない考え方も根強く残っている。

「公共工事による景気対策」という経済政策も、本来は、公共工事の発注に派生して様々な関連資材の需要を喚起し、それによって有効需要を増大させることを目的とするもののはずであるが、これが、中小企業等に利潤を与えることで倒産を防止する、一定の範囲の業者に利益をもたらすことを目的としているかのような考え方もある。そのような考え方からは、入札において競争を行うことで受注

価格の低落を招くのは、かえってその目的に反することになる。

このような考え方が、構造的な「官製談合」の背景になっている場合もある。

5 公共調達制度に関する競争性と透明性

これまで述べてきたように、日本には、刑法に談合罪が設けられ、独占禁止法の課徴金及び刑事罰の対象とされるなど、談合は違法行為とされ、制裁の対象とされているにもかかわらず、様々な社会的、制度的要因により、継続的かつ恒常的な談合が多数摘発されてきた。そのような「談合システム」の中では入札による価格競争で契約者を決定するという会計法の原則は必ずしも十分に機能しなかった。このような状況の中で、刑法や独占禁止法の適用により、談合及び談合に関連する違法行為に対して制裁が行われてきたが、それらによる談合抑止の効果は必ずしも十分ではなかった。

最近になって、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定されたほか、引き続き公共調達の制度設計自体の見直しの検討が行われているが、その背景には、従来のような談合等に対する制裁が、このような継続的かつ恒常的な談合の抑止や是正の機能を十分に果たさなかったとの認識がある。

今後、日本においても公共調達制度の抜本的な見直しが進められていくものと思われるが、いかにして公共調達の適正さ、公正さの確保を確保するかについて、基本的な考え方を明確にする必要がある。

この点に関しては、競争性を重視する考え方と透明性を重視する考え方の二つの方向から考える必要がある。

競争性を重視する考え方は、供給者間で競争を行わせることによって、調達コストを節減するとともに、供給者に創意工夫を行わせることによって調達の効率性を高めようとする考え方である。一方、透明性を重視する考え方は、調達の内容、対価、契約の相手方についての情報が開示され、不断の監視にさらされることで、その適正さ、公正さを確保していこうとする考え方である。

競争性を最大限に重視する考え方が、供給者の参入の範囲を可能な限り広くしようとする一般競争入札であり、それを一定の範囲に制限しようとするのが指名競争入札である。一方、競争性を一切なくして調達を行おうとするのが随意契約である。

競争性と透明性は補完関係にあり、競争性を制限するのであれば、その分、透明性を高めなければならない。競争性を重視した入札を行うか透明性を重視した入札を行うかは、調達内容の特性や調達をめぐる事情に応じて判断されるべきである。

指名競争入札で参入を制限するのであれば、指名の適正さを担保するための制度的保障が行われることが必要であるし、競争性を完全に否定する随意契約については、競争性が排除される事業と契約の相手方に関する情報が完全に公開されなければならない。

日本の公共調達は、前項で述べたような競争性を妨げる様々な事情があるにもかかわらず、単純に指名競争入札という中途半端な競争的な方法による調達を行う一方で、透明性の確保を軽視してきたところに問題があった。1990年代以降、建設工事の発注等における制度見直しが行われ、現在公共調達制度全体の制度見直しが行われよ

うとしているのも、必然というべきであろう。

公共調達に関する制度設計には「正解」はない。競争性と透明性をいかにバランス良く確保していくかを、その国、地域、企業の実情に応じて検討しなければならないし、常に見直しが行われていかなければならない。



中央：講演中の郷原信郎教授、右隣：楠茂樹講師
右端：李国華副司長、左隣：通訳、左端：コメンテーター朱少平主任

<講演Ⅱに関する補足説明>

楠 茂樹

京都産業大学講師

○楠講師 郷原先生のご講演に若干補足をさせていただきます。それは日本における契約者選定過程・手法についてです。これをアメリカ、EU の制度と比較しつつ日本の制度の特徴を簡単に確認してみたいと思います。

契約者選定過程・手法を考察する上で、3つの視点が重要だと思われます。

1つ目が、どの程度の数の事業者に競争をさせるのか、ということ。2つ目が、どのような要素を契約者選定過程で考慮するのか、ということ。3つ目が、調達機関と契約候補者との間で交渉をするかしないか、ということです。このような観点からまずアメリカ、EU の制度を見てみたいと思います。

まずアメリカの連邦の制度についてですが、ここでは「完全かつ公開の競争」という理念が制度の基本にあります。これは、一定の条件を満たす者はすべて契約者選定手続に参加できるというものです。この理念の下、3つの契約者選定手法が定められています。

第一に、この理念の徹底された手法として、「完全かつ公開の競争」という選定手法が用意されています。公開性という意味では日本の「一般競争入札」と類似するこの手法においては、日本とは異なりまして、価格以外の要素も価格とともに考慮する、いわゆる総合評価方式が原則となっております。価格要素だけで契約者を決定する手法は、例外的な扱いとなっております。また、価格だけ考慮する場合は別にして、調達機関と契約候補者との間で「交渉」が認められているという点でも日本と異なります。

第二は、「限定された「完全かつ公開の競争」」です。一定の条件が満たされた例外的な場合に適用されるこの方式におきましては、「一部の者を除いて、残された者に競争させる」という考え方です。その例として、中小企業保護の観点から、一部の大企業を除いてその他の企業で競争させることなどが挙げられます。そのポイントは、日本の「指名競争入札」とは異なり、調達機関が一部の事業者を指名するのではなく、一部を除いた上で「完全かつ公開の競争」を行うというところにあります。この方式は、「完全かつ公開の競争」の理念をできる限り反映させようと配慮されたものであります。

さらに例外的な扱いとして、「非「完全かつ公開の競争」」という方式が最後に残されています。日本で言えば「随意契約」に対応するものです。この方式は、例えば軍事機密に関わるものや災害時の調達、更には知的財産が絡んだ調達など、競争のプロセスを経る余裕のない場合や当初から提供可能な事業者が一家しか存在しないような場合など、特殊事情が存在する場合に利用されます。

続きましてEUですが、EUの場合は各構成国がEUの指令に基づいて国内の法令を調整する形になっています。そこで、EU指令のみの確認をしたいと思います。

まず1つが「公開手続」というものです。これは、誰もが契約者選定過程に参加で

きること、そして価格及び価格以外の要素が考慮されることが基本的特徴となっております。ただ、ここでは交渉は認められません。日本で言えば「一般競争入札」に対応するものですが、「公開手続」では、価格のみの判断が原則になっていないという点で日本とは異なると言えます。

そして「制限手続」があります。これは、入札に参加することを希望した者の中から発注機関が指名して、その事業者に競争をさせるものです。日本で言えば「公募型指名競争入札」に近いものです。これも先ほどの「公開手続」と同じで、価格及び価格以外の要素が考慮され、交渉は認められません。EUにおきましては、この2つの手続が原則とされています。2つの間には原則・例外の関係はありません。

3つ目が「交渉手続」で、緊急性が高い場合や国家機密にかかわる場合等、限定された場面でのみ認められる例外的な方式です。日本の「随意契約」に近いと言えますが、「交渉手続」では交渉が正面から予定されているが、「随意契約」では必ずしもそうではない、という点で異なると言えます。なお、最近のEU指令改正で、調達機関と契約候補者との間でのより柔軟で緊密なコミュニケーションを可能にする「対話手続」が創設されたと聞きます。

比較的な観点から言える日本の制度の特徴としては、次の二点を挙げることができます。

まずは、日本では価格に偏重した契約者選定手法が採用されているということです。アメリカ、EUでは「価格だけが問題になる場合は価格だけを考慮する」「そうでない場合はさまざまな要素を考慮する」という、ごく自然な発想に基づいている一方、日本においては価格のみが考慮され最も安い札を入れた応札者が自動的に落札する、という手法が原則となっており、その意味では硬直的な運用がなされていると言えます。

次に、日本における調達制度では「調達機関と契約候補者との間で交渉する」という考えが極めて希薄であるということです。アメリカでは契約者選定過程においては、その手法の競争性の有無・程度に拘らず交渉が認められています。また、EUにおきましては、例外的な扱いながら、交渉が正面から予定されている手続が定められていますし、「対話手続」を創設した最近の指令改正によって交渉の対象が広がり柔軟性が高まったと聞きます。

なお、最後に1つだけ申し上げますと、日本において存在する上限拘束性のある「予定価格制度」は、アメリカ、ヨーロッパの主要各国には存在しません。

○ 郷原教授 それでは、私たちの話をこれで終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

○司会 郷原先生と楠先生のすばらしい講演、ありがとうございました。お二方は日本の公共調達制度、ならびに諸外国の公共調達制度について突っ込んで、かつ分かりやすくご説明をしてくださいました。これは私どもの公共調達の立法面において非常にいい参考になるのではないかと確信しています。

<講演Ⅱに関する中国側コメント>

朱 少平

全人代財經委經濟法室主任

○司会 続きましては、中国全国人民代表大会財政經濟委員會の法律立案室の室長でいらっしゃる朱少平先生にコメントをお願いしたいと思います。朱先生は、長期にわたって政府の調達ならびに入札の立法作業に従事され、政府調達法、入札応札法の主な起草者の一人でいらっしゃいます。朱先生は、これまでに中国の元經濟委員會、元計画委員會で働いたことがあり、非常に經濟管理の経験の豊かな持ち主でいらっしゃいます。その後、全国人民代表大会に転勤をして、現在經濟立法の仕事を担当されております。この面でのシニアな専門家だと言えましょう。それでは、朱先生、お願いいたします。

○朱主任 皆さん、こんにちは。この会に参加できて、非常に嬉しく思います。喜んでお二方のプレゼンに対して、若干コメントをさせていただきます。

私は、このようなセミナーに参加したのは今回2回目となりまして、最初に出席させていただいたのは、1998年のことだったと思います。当時のテーマは「中小企業法」というテーマだったのですが、確かにその席上でいろいろとディスカッションをされた後に、3、4年経たないうちに、中国の中小企業促進法が1つの法律として正式に可決されたわけです。

本日のテーマは2つほどありまして、1つは國民經濟の安定成長、もう1つは政府の公共調達という問題ですが、國民經濟の安定成長については、午前中ほかのコメンテーターも若干コメントをしているので、私はあえて公共調達に関してだけ、個人的な見解を述べさせていただきます。もしも本日のこのようなセミナー、またはディスカッションを通じて最終的に中国の公共調達に関する法律に反映させるとすれば、これは数年間の時間がかかるでしょう。それは、おそらく今回のセミナーが契機となり最大の成果に繋がるものではないかと思えます。

先ほど郷原先生は、5つの面に分けまして日本の公共調達の制度の紹介、その経験と教訓についてご紹介をいただいたと思います。それぞれを具体的に申し上げますと、まず日本の契約制度の編成、そして談合罪を中心とした公共調達制度に含まれている問題点、3点目に、談合罪に対する法的制裁についてのお話があったと思います。4点目に、談合罪が発生する背景、それによる弊害についてのご紹介がありました。最後に、公共調達制度に関連する競争の透明度と公平性の問題についてご紹介がありました。それにつきまして楠先生は、今度日本の公共調達でとらえている形態、即ち一般公開入札、そして指名競争、随意契約の3つの形態についてご説明され、また日本のこのようなやり方と、アメリカないしEUとの比較をしてくださいました。具体的な比較に際して、主に以下の3つについて重点的に説明なされました。即ち公開入札の範囲、そして入札を行うときに考慮しなければならない要素、契約者を確定するときの交渉が許されるかどうかについての比較をしてくださいました。

これらを巡りまして両先生の一致しているところは、日本とEU、ないしアメリカと

の最大の違いには、以下の3つがあると思います。第1に、契約対象を決める際の考慮要素として、価格以外の要素を考慮に入れるかどうかの問題です。もう1つ、契約対象を決めるときに交渉を容認するかどうかですが、そのときに、確かにアメリカとEUはいずれも交渉スタイルを容認しているものの、日本は制度上交渉が許されている法制度はないことをご紹介されました。

3点目の予定価格の有無ですが、日本の場合ですと予定価格がありまして、もしも入札の段階で予定価格に相当する、またはそれを下回るような価格が示されなければ、再度入札を行うことになっていると。最終的に落札価格は、必ず予定価格以内に納まなければならないことを前提としています。いずれにしてもお二方の講演は非常にすばらしく、内容も充実しています。先ほど私はあえてまとめてみたのですが、その概要にすぎず、しかも私のまとめた内容に、一部正しくない内容も入っているかもしれません。もしもそうでしたら是非、皆さんと個別に意見交換を行いたいと思います。もしも私の理解に間違っているところがあれば、ここで予めお詫びを申し上げたいと思います。

続きまして若干時間をいただきまして、中国の公共調達制度を踏まえた上で、中国の立法の実践、現在の現状について、皆さんにご紹介を申し上げたいと思います。議長に確認したところ、20分ぐらいありますので、それを利用させていただきます。

先ほど先生方がおっしゃっている内容ですと、中国の関連法律として、合計5つの法律がそれに関連しています。まず第1に契約法、2つ目が公共調達に関する法律です。

公共調達を厳格に申し上げますと、以下の2つの側面から構成されています。1つは政府による公共調達、もう1つは公共事業に従事している企業による調達です。例えば政府分野の公共調達に関しては、すでに2002年に法律が可決されまして、かつ2003年1月1日をもちまして効力を発生しています。政府調達行為以外の公共調達行為に関しては、現在はこれという専門の法律はありません。ただし、それに関連する一部の規定が定められています。

3番目は入札応札に関する法律です。海外の諸国と違いまして、中国で作成されている入札応札法の規制対象は、ただ単に入札行為であり、政府の調達活動全般が、その規制対象になっているわけではありません。

例えば中国で実施されている入札応札法の規定によりますと、規定対象はすべての中国国内で発生する入札行為、応札行為であり、一定の規模以上のプロジェクトの発注、商品の発注と役務の発注は全部、入札応札法の規制対象とされております。

4つ目は独占禁止法です。独禁法といいますと、すべての企業、部門、業界、技術は独占されず、あらゆる市場の主体は完全に競争を展開することができるように各種の措置を取っていく法律です。5点目は、不正競争防止法です。以上申し上げました5つの分野の法律のほとんどは、全部中国ですでに整備されており、もちろん一部の法律が運用される中で問題も発生しておりますので、現在その改定作業に当たっております。

個別にそれぞれを紹介していきたいと思いますが、まず契約法です。中国は1982年に最初の契約法をつくりました。この中で合計3つの契約法、即ち経済契約法、涉外契約法と技術契約法が可決されたわけですが、ただし10数年の実施の中で問題があることが気づかれ、現在3つの法律が一本化されまして、「契約法」という名前で現在施行

をされています。

中国の入札応札法によりますと、入札活動が行われ、かつ契約対象が決まったら契約を結び、しかも契約に基づいてきちんと実施していかなければならないということを、関係各社に義務付けています。

政府の調達行為に関しては、中国政府調達法という専門の法律をつくっています。ただし私は1点、概念的にまだはっきりしていないところがありまして、本日の皆様の原稿、または講演を聞いていますと、どうも「公共調達」という言葉が使われているようですが、公共調達というのは政府調達のみを指しているのか、それとももっと範囲が広く政府調達以外の、いわゆる公共事業に従事している企業の調達行為もそのカテゴリーに該当するかの確認を、後ほどさせていただきます。

具体的に中国の事情を説明します。政府の調達行為に関しては、先ほど申し上げましたように、政府調達法という法律がありますので、それに基づいて実施されています。ただし、それ以外の公共調達として、例えば中国の国有企業による調達、または企業ではないですが、その他の事業法人による調達、そして社会からのドネーションの扱い、またはその他の国際組織、海外の政府からの援助による調達などがあります。もしもこれらの調達が一定の金額以上であれば入札応札法の規制対象になりますが、入札応札法の要件を満たしていない場合は、いかにして公平性、透明度を維持するかが問題となっています。正直なところ、政府調達法と入札応札法を作成するときに、中国の政府は、その中には本日の発展・改革委員会の方も含まれるわけですが、きちんとミッションを派遣してヨーロッパ、アメリカ、日本の事情も調べてきました。しかもその中でアメリカ、日本、ヨーロッパの採用している制度について比較、分析を行いました。

先ほど楠先生から3点ほど、日本とヨーロッパ、アメリカのほうに公共調達を巡り、大きな違いがあるというご指摘がありました。どちらかという中国が立法する中で、日本のやり方よりもアメリカないしEUのやり方を多く導入しています。1例ですが、入札の査定、契約対象を確定する段階で評価を行います。価格を唯一の要素として考えているわけではありません。あくまでも私どもが求めている質を完全にクリアするという前提に立って価格を優先させることになっています。

また予定価格についても、中国の場合は予定価格を設定するのはいい、ただし最終的に評価するとき、または契約対象を決めるときは、唯一予定価格を参考要素にするわけではありません。しかも入札状況が公開された後に、種々の状況に応じて必要とされる場合は交渉してもよろしいとされています。中国は法律をつくるときには日本のこれまでの経験、もしくは教訓を参考にしなくてはならないと言えます。

また、郷原先生のプレゼンの中に、日本の公共調達制度を巡りましては、現在談合という行為は恒常的なものになっているというご指摘がありました。確かに中国も政府調達法の実施において、または入札応札法の実施の実態を見ていても、談合という問題が存在しています。

皆さんはお気付きになっているかどうか分かりませんが、昨年中国の議会に当たる中国全国人民代表大会は、建築法の施行状況を視察するために、1つの視察団を組みました。あちこちを検査、視察しました結果、以下のような事実が発覚されました。建築工

事を巡りまして白黒両法の契約書が存在している、即ち、建前上と本当の契約の両方が存在していることが発覚しました。時間の制約もありまして、事例を取り上げて皆さんに詳細するわけにはいきませんが、興味があれば今年の新聞を捜し出していただき、全人代による建築法のエンフォースメント状況に関する報告書をご覧いただければ結構です。

もう1つは独禁法と不正競争防止法の問題です。中国の経済体制の改革のニーズ、またはWTO加盟後の状況を鑑みまして、現在中国は独禁法の制定のスピードアップを図っています。中国が作成する独禁法の特徴は、一部海外のものと違うところがあるかと思います。なぜかという、1つは我々がもちろん海外の独禁法の条文そのものを参考にするのは当たり前なのですが、ただしWTO加盟後、大量の海外の大手企業が中国に相次いで進出し、中国の企業も市場経済にだんだん慣れてきたので、自然発生型の独占が、現在現れつつあります。それと同時に、中国の従来の計画経済の体制のもとで、いわゆる業界、部門による独占、そして一部の地域で行われている閉鎖的な行為が、いまも跡を絶たないです。ですので、おそらく中国の独禁法の中で、このような行為に対してもある種の規制をしていくことになるでしょう。

10年前に中国では不正競争防止法がつくられ、かつ運用に入ったわけですが、10年も経ったいま、不正競争防止法の中で決められていない新しい不正競争の行為も現れつつあります。1例を申し上げますと、インターネットを介した不正競争が、現在行われていますので、不正競争防止法をさらに完備して、これらの新しい不正行為に対して、きちんとした制裁が行われるように見直していく必要が生まれています。諸外国の経験を見てみると、一部の国では独禁法と不正競争防止法を合体して、1つの法律にしているケースがあります。もちろん一部の国は、それぞれ個別の法律にしています。中国の場合はこれをそれぞれ独立させて、個別な法律としています。

最後になりますが、先ほどお二方の先生の話伺いまして私が感じたこととして、またこれは従来もこのような考え方を私はずっと持ってきたものですが、中国は既存の政府調達法以外に、その他の公共調達行為に対して、専門の法律をつくってはどうかと考えます。なぜかという、皆さんご承知のとおり、中国の国有資産の総額は11兆元にのぼります。この11兆元の国有資産のうちの70%は経営的な資産であり、ほとんどが国有企業に握られています。例えば現在は、国有企業が多く調達を行いますが、そのうちの半分は、仮に入札応札法の要件を満たして、規制対象にされているとすれば、残りの半分は、少なくともいま現在はモニタリングされていません。これによるいわゆる無駄使い、またはブラックホールといいましょうか、非常に大きな問題があるのではないかと思います。それに対して、もしも公共調達法が別途に制定されれば、おそらくこのような無駄使いがある程度防がれ、また全体のGDPに対する寄与、貢献も非常に大きなものがあるかと思えます。もしもこのような公共調達法が本当に今回のセミナーのお陰でそのうちに制定されれば、おそらく今回のセミナーの最大の成果になるのではないのでしょうか。以上が私からのコメントです。

○司会 朱先生、コメントをありがとうございました。

それでは、まず郷原先生に、先生の考えられている公共調達の概念についてご説明を

お願いしたいと思います。それが終わりましたら、今度はフロアーの皆さんとの質疑応答に入りたいと思います。質疑応答の内容は、先ほどのお三方の先生のご紹介、またはコメントされた内容についてで結構ですし、もしくは午前中の松下先生の講演内容に対して何か質問があれば、出していただいても結構です。

それでは、まず郷原先生にご説明をお願いします。

○郷原 「公共調達」という言葉の意味ですが、原則としてここでいう公共調達は、国または地方公共団体が発注する調達を公共調達と呼んでいます。ただご注意いただきたいのは、談合に対する規制について、刑法の談合罪、それから独占禁止法の不当な取引制限の規制について書いてありますが、これらにおいては例えば刑法の談合罪では、公の入札を巡る談合が処罰の対象になっていますが、その中には公的な法人などによる発注も含まれると考えられています。独占禁止法の規制の場合には、公の入札に限らず、入札についての談合は含まれます。

一言申し上げます。朱先生のお話を聞いて、日本の制度を参考にしてつくられた中国の公共調達に関する法令が、むしろいまの日本の問題もクリアする方向で、非常にいい方向につくられていることを聞いて、大変感銘を受けました。それから、公共調達法を制定すべきだという点についても、日本でも同じことが言えます。日本にも、先ほど紹介した会計法以外に、公共調達に関するまとまった法令がないのは、1つの大きな問題だと思います。そういう意味で朱先生のお言葉に全く同感です。

○司会 時間もまいりましたので、10分間休憩します。

<講演Ⅲ>

日本におけるWTO政府調達協定上の諸問題

米谷三以

法政大学大学院法務研究科教授

西村ときわ法律事務所弁護士

* 本稿中意見にわたる部分は執筆者個人のものであり、執筆者の所属するいかなる組織の意見をも代表するものではない。

1 イントロダクション～政府調達の規律またはGPAに対する視点

政府調達は、GATT 3条8項において、生産補助金と同じく、内国民待遇義務の対象外とされている。これは、政府調達における国内産業保護の禁止は容易に受け入れがたいという事実に基づいている。ITO憲章の起草段階においても、政府調達における内外無差別原則の適用が提案されたが受け入れられなかった。一般論として、政府調達を自国企業の育成その他のために使いたいという政治的要請はきわめて強い。政府調達の原資が国内経済からの税収である以上国内経済に還流させるべきであるとか、特定の産業育成のために政府が人為的に需要を作り出すべきであるとか、地方経済の活性化のために地元企業に仕事を落としたいなどの政治・政策的議論はよく見られるところである。かかる現実を踏まえ、GATTにおいては政府調達が内国民待遇義務から除外されているのである。

しかし、公共部門の比重が大きくなり、政府調達の経済的規模が世界経済の相当部分を占めるようになると、この分野における輸入品差別の問題がクローズアップされてきた。当初は、先進国間でOECDにおいて国際協定の策定作業が行われたが、途中からGATTに交渉の場が移り、1979年、東京ラウンドにおいて政府調達協定が採択された。さらに、ウルグアイラウンド交渉において、対象機関・対象分野の拡大が議論され、複数国間貿易協定(Plurilateral Trade Agreement)の一つとして、政府調達協定(Government Procurement Agreement, GPA)が締結された。中央政府機関だけであった対象機関が地方公共団体および政府関係機関に拡大され、また産品だけであった対象分野にサービスが加わり、とくに重要な分野として建設サービスが含まれた。

政府調達に対する規律ないしGPAを考えるに当たっては、その前提となる政策的思考を整理しておく必要があると考える。まず、政府調達の市場開放を進める動機には二種類あることに注意すべきである。一つは、輸出拡大を狙いとして、外国の政府調達市場への市場アクセスを改善させようという方向である。もう一つは、自国経済の効率化という観点から、政府調達を効率化しようとする方向である。この二つの視点の共存ないし競合は、WTO協定とくにGATTの関税交渉におけるのと共通のものである。ご案内のとおり、世界的な関税引き下げについては、輸出機会の獲得を重視する重商主義的

な考え方と、各国が比較優位産業に特化することにより自国および世界経済を効率化することを狙いとする「比較優位の理論」を基礎とする考え方がある。政府調達協定の譲許の状況を見る限り、重商主義的発想が色濃く、各締約国が経済効率化の意図からコミットしているとは言いがたいが、後に見るように、後者の視点は、現行の政府調達協定の評価軸としてきわめて重要である。

GPA に対する考え方は、この両者のいずれに軸足を置くかで変わってくる。輸出拡大を重視する重商主義的見地からは、協定の調達対象の交渉目的は、自国の政府調達市場の開放を対価として他国の政府調達市場の開放を得ることとなり、GPA は、市場アクセスの交換という本来的に相互主義的な約束と理解される。したがって、いかに自国市場の小さい開放で他国市場の大きな開放を得るかが戦略目標となる。他国の譲許すなわち政府調達をどれだけ開放しているかの評価においても、自国の開放度と比較してバランスが取れているかどうか、とりわけ、自国の調達市場において外国企業が享受している市場開放と同等の市場開放が他国の調達市場においてもなされているかが重要な関心事項となる。ここでは、自国における政府調達を自国企業のために留保しておくのではなく、他国における政府調達を自国企業のために開放させようとする発想がみられる。

これに対して、政府調達の効率化を主眼とする「比較優位の理論」的な立場からは、協定の調達対象の交渉は、相互主義の外装を取りつつ、他国の市場開放要求をテコとして自国の保護主義的勢力の説得を図るものであり、したがって、GPA は、政府調達分野における世界的な効率化を実現するための国際コントロールを樹立する国際協定として理解される。ここでは、自国の政府調達の市場開放をできるだけ小さくしようとする動機はなく、自国の政府調達の合理化・効率化という観点から市場開放を積極的に利用するという積極的な戦略的意図がみられる。

なお、後者の考え方の根本には、さらに広く、政府の財政支出の効率化を考えるという視点がある。政府調達の効率化から一步進んで、政府調達を必要とする政府の活動の必要性・効率性、つまり政府の活動範囲はどうあるべきか（または政府と民間との役割分担をどう考えるか）、典型的には、どのような公共事業をすべきか、当該公共事業は政府がすべきなのか、といった問題を考える視点があるはずである。

しかし、WTO協定においてはこういった措置は基本的に対象とされておらず、したがって財政支出一般の効率化を可能ならしめる規定は見出しがたい。補助金協定においては、社会資本のための支出たとえば道路などのインフラ整備のための公共事業を行うことは、たとえ国内生産者に利益を与えているとしても、補助金としては取り扱われないことになっている。公共サービスの供給においては、従来政府が行っていた分野の民営化を前提としてGATS上民間企業の参入自由化を約束する場合もあるが、民営化は義務ではない。モノの販売を独占する国家貿易企業の運営に関してGATT 17条が存在し、販売するモノについて無差別義務が規定されているが、国家貿易企業の設立自体は禁止も制限もされていない。

2 日本の譲許の特徴

次に、日本の譲許を概観するが、その前に、GPA における譲許一般の特徴を挙げておく。GPA における現在の譲許は、市場アクセスの交換という重商主義的・相互主義的な発想に強く彩られたものとなっている。たとえば、締約国は、特定分野における政府調達を開放する約束をしても、当該分野について十分な約束をしていないと考える締約国に対してはその適用をしばしば留保している。たとえば、電力供給者の調達につき、米国・ECともに政府調達協定の対象としているが、日本に対しては適用除外としている。(米国につき一般的注記の9、ECについて一般的注記の1(b))¹ ほかにも、こうした適用除外の例は多数存在する。分野ごとに譲許のバランスを厳密に考えようとする傾向が強く、自国の政府調達を効率化しようとする動機はきわめて乏しいのが現状であると推測される。

かかる状況に鑑みると、日本の譲許の特徴を見るためには、他国の譲許との比較が重要であろう。相互主義が強く支配しているとすれば、各締約国の譲許は似通ったものになる傾向があると想像されるからである。

実際、中央政府機関の調達については、各国とも、いずれの調達分野においても、対象金額の下限が似通っており、物品・(建設等以外の)サービスについては13万SDRとなっている。他の締約国と比較して目に付くのは、地方公共団体および政府関係機関について、建設サービスおよび設計コンサルティングサービスについての下限が著しく高いことである。他の締約国は軒並み500万SDRを下限としているが、日本は、韓国とともに1500万SDRを下限としている。これに対し、政府関係機関の物品・(建設等を除く)サービスについては、40万SDRを下限とする締約国が多いのに対し、中央政府機関と同じ13万SDRとなっている。なお、米国は、地方公共団体および政府関係機関の調達する建設サービスについて下限を500万SDRとしており、日本に対しても留保をおいていないのに対し、韓国に対しては1500万SDR以上としている。

地方公共団体および政府関係機関について建設サービスおよび設計コンサルティングサービスについての下限が他の締約国に比較して高いのは、地方の公共事業が地元の景気対策・地域開発政策としての役割が強いからであると考えられる。かかる高い下限を維持する対価として、政府関係機関につきそれ以外の分野での下限を低くしたのかどうかは定かではないが、一般論としては、政府関係機関に中央政府機関と同じ規律が必要かどうかは疑わしいところがある。これは、政府関係機関の中には、政治的影響を受けにくく、また企業の活動を行っているものも多いため、政府調達において効率性を犠牲にして国内企業を優先するインセンティブが相対的に小さいはずだからである。とくに、後に触れるように、政府関係機関の中には、JR各社やNTTのように民間企業と競争のあるものも含まれていることに注意すべきであろう。

またその反面で、公的機関と民間企業との合併事業いわゆる第三セクターについては、

¹ なお、日本において、電力会社は株式会社となっており、政府の株式保有割合は小さいことに注意すべきである。

従来は政府が行っていた事業を行い、つまり公的機関としての性格が強いにもかかわらず対象とされていないものも多いなど、必ずしも国内企業ないし地元企業を優先する可能性の高い機関から選択されているわけでもない。このあたりは、政府調達効率化・合理化といった動機が弱いことを推測させる。

また、日本の付属書には、米国などと異なり、中小企業のための政府調達を一般的に例外とする規定がないが、中央政府機関による調達については、事業協同組合からの物品買い入れについては適用除外としている（付表 1 の注釈 3）。そのほかいくつか日本独特の例外がある。

なお、日本の場合、政府調達協定に加え、主として米国の市場開放要求に応えて、自主的措置として、一般的にまたは特定の物品・サービスについて一定の透明な手続を履践するなどを政府決定しており、その対象機関が列挙されている。一般的には 10 万 SDR から 13 万 SDR までの調達についても政府調達協定に準じた手続を履践することになっている（「物品に関する政府調達手続について（運用指針）」、平成 6 年 3 月 28 日アクション・プログラム実行推進委員会決定）。これは対外的な法的拘束力はないが、日本国内では実務上履践されているものである。

3 日本の GPA 実施

政府調達を規律する日本の法律は、国の機関については、会計法および予算決算及び会計令であり、地方公共団体については、地方自治法である。日本の政府調達に関する法規制は、一般的に、契約の公正を維持しつつ、予算の効率的執行を確保することを目的としており、国内のまたは特定の供給者を優遇するものではない。ただし、一般競争入札を原則としつつも、その例外を広く認め、指名競争入札または随意契約を選択する裁量を広く政府に与えているという特徴がある。

会計法 29 条の 3 は、一般競争入札を原則としつつも（1 項）、入札者を制限する指名競争入札および随意契約によることが広く認められている。すなわち、「契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第 1 項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては・・・指名競争に付するものとする」（3 項）。また、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては・・・随意契約によるものとする」（4 項）とされている。また少額の契約その他についても一般競争入札に付さないことが許される（5 項）。地方自治法においても、一般競争入札を原則としつつ（地方自治法 234 条 2 項）も、「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」などの場合には指名競争入札が認められ（地方自治法施行令 167 条 1 号）、また「競争入札に付することが不利と認められるとき」には随意契約によることができる（同 167 条の 2、1 項 4 号）など、調達機関の裁量が広く認められ

*1 政府調達協定の実施法一般については、http://www.wto.org/english/tratop_e/gproc_e/notnat_e.htm を参照せよ。

ている。

かかる法規制は、一般競争入札の例外を広範に認めている点で政府調達協定の要求を満たすものではない。したがって、政府調達協定の対象となる範囲で特例を定める政省令が作られている。国の機関に関しては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」であり、地方公共団体については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の手続の特例を定める政令」である。これらは、政府調達協定が要求する手続を定め、一般競争入札をしなくてよい場合を厳格に制限している。なお会計法が適用されない政府関係機関については、法的な規制はなく、各機関が定める規則を政府調達協定と整合化させることによって遵守を確保している。

また、政府調達協定 20 条は、政府調達に関して「無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ効果的な」苦情処理手続を設け、供給者に申立てを認めることを義務付けている。この実施のために、「政府調達苦情処理推進本部」が総理府に設置され（組織変更により内閣府に移転）、国の政府機関および政府関係機関の政府調達に関する苦情は、平成 7 年 12 月に同本部が決定した「政府調達に関する苦情の処理手続」に従って処理される。地方公共団体については、モデル要綱が示され、適切な苦情処理手続の整備が指導されている（平成 7 年 12 月 1 日付け、自治大臣官房審議官発各都道府県知事および各指定都市市長宛、「政府調達に関する協定第 20 条に定める苦情処理手続の整備について(通知)」）。

4 日本からみた GPA の問題点

GPA に関しては、経済ないし政府活動の効率化のために採用されている諸施策との関係で不満足な点がいくつか指摘されている。たとえば政府から民間企業への移行つまり民営化があった場合にどの時点で GPA の対象外とすべきかの明解な基準がない。また、調達される財・サービスが規格品でなくなっていくにつれ、一般競争入札が必ずしも最適ではなくなり、調達における効率性の観点からは PFI その他より優れている調達方法が開発されてきている。しかしながら、GPA は一般競争入札を原則としており、他の手法を選択してよい場合はかなり限定されている。逆に言えば、政府調達協定は、政府部門と民間部門とが明確に二分できること、および政府調達においては効率化の観点から一般競争入札が最適であるという前提の上に成り立っていると思われるが、かかる前提がどこまで成り立っているのか、また将来においても変わらず成立し続けるのかなどを勘案しておく必要がある。

以下具体的にみていこう。

(1) 民営化・独立行政法人化と付属書からの削除

第一に、日本の付属書付表 3 においては、既に述べたように、NTT、JR 各社といった、すでに株式会社化され、かつすでに政府が株式を保有していない企業が依然として入っている。GPA24 条 6 項(b)号は、「機関に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを理由として付属書 I から自国の権利の行使として当該機関を

削除する」手続を定めている。削除を希望する締約国は、その旨を政府調達委員会に通報し、その後 30 日経過以降に開催される委員会の会合までに異議の申立がなければ当該会合の翌日に削除が発効する。「異議の申立てがある場合には、第 22 条に定める協議及び紛争解決に係る手続に従って問題を検討することができる。附属書 I を修正する提案及びこれに伴う補償的な調整の検討に当たり、政府による監督又は政府の影響の排除による市場開放の効果に考慮を払う。」しかし、「政府による監督又は政府の影響が実効的に排除された」かどうかを判定する基準が明らかになっていないために、削除通報に対して異議が出された場合に削除が認められず悪しき先例になってしまうおそれその他を考慮し、結果として削除通報を行いにくなっている。その結果、これらの株式会社は未だに、官報公示を含め一般競争入札手続を行わざるを得ないなどビジネス上不必要なコストを負担し続けている。

この問題にアプローチするにあたっては、最初で論じたように、GPA の目的をどう考えるかが出発点になる。GPA の目的を、他の国の政府調達市場に対して輸出機会を得ることと捉えれば、削除が行いにくいことは各締約国共通であって特段の問題ではない。しかし、GPA を政府調達の合理化・効率化を相互に実現するための約束と捉えるならば、削除通報がしにくいということは、不必要に一般競争入札を強制し、かえって不効率を生み出している可能性を示唆しているわけであって、協定の目的実現を妨げる重大な問題であるということになる。調達主体が調達において経済効率性を追求するようになれば、一般競争入札を強制するよりも、当該主体の裁量に委ねるほうが、かえって目的実現に資するはずである。したがって、排除が必要な「政府による監督又は政府の影響」とは、一般的抽象的な指揮命令権を指すのではなく、個別の調達における決定に介入する能力ということになる。また、対象機関側の事情としても、経済効率性以外の考慮によって調達を行った場合に政府以外の株主から取締役の責任を追及されるかどうかなど企業ガバナンスの状況も考慮要因とすべきかもしれない。

この点をさらに掘り下げると、完全に民営化がされていなくても、組織上・権限分配上、経済合理性のある業務運営が制度的に確保されている組織となった機関について GPA の対象とし続けることに合理性があるのかも問う必要がある。たとえば、日本の場合、他国が認めるかどうかは別として、政府の一部であった機関を政府から分離して独立行政法人となったことを理由として、政府関係機関として付表 3 に移動するのではなく、政府調達協定の対象外としてしまうことも考える余地があったのではないか。独立行政法人とは、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」と独立行政法人通則法に定義されている。この定義から明らかなように、独立行政法人は、委ねられた事業を「効率的・・・に行わせることを目的として」設立されるものであり、政府の指揮命令権は、中期計画や役員の任命といった抽象的レベルに止まり、個別の業務判断には及んでいない。つまり、個別の業務判断を機関が効率的に行うという

建前の下で機関に委ねているわけである。個別の調達における意思決定が効率的に行われるならば、生産者の国籍ではなく、産品の品質・価格等に応じて選択されるわけであるから、外国製品が不利に扱われるということはないはずである。それにもかかわらず、独立行政法人が付表 3、B 群に含まれているのは、個別の業務判断において必ずしも効率的な判断が行われるような制度となっていないことを自認しているのと同じでやや首尾一貫しないものを感じないでもない。

独立行政法人のモデルとなったといわれる英国のエージェンシーの中にも政府調達協定の対象となっている機関があるようであるが、いずれにせよ、権利としてつまり代償なしに対象機関から外すための「機関に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除された」という要件が厳しすぎないかどうか検討する余地はある。

いずれにせよ、一旦対象とされた機関を除外することは容易でないとすれば、逆に、民営化の可能性がある公営企業については、そもそも GPA の対象とすべきかどうかを慎重に考慮すべきであろう。この戦略のデメリットは、ある分野の機関を GPA の対象としないとしたら、その分野について他の締約国から留保がなされる可能性が高いということである。一般競争入札を義務付けることに起因するコストつまり効率性の視点と、当該分野において輸出ができないという重商主義的な機会損失とのいずれを重視するかという問題となる。民営化した場合の削除を容易にするために、オファーを条件付（たとえば政府の株式保有比率が 50 パーセントを下回った場合）としたり期限付（たとえば 3 年毎に更新するかどうかを決める）としたりすることが GPA 上法的に許されるとすれば、そうした方法が、民営化の可能性ある機関を対象とする場合に有効かもしれない。

（２）PFI その他の適合性

第二に、公共サービスの提供における効率化・質の向上を実現するために新たな手法が開発されてきている現状と、一般競争入札を原則とする GPA の規定とが必ずしも整合的ではないのではないかという問題がある。たとえば、公共サービスの提供において民間企業の資金やノウハウを導入する Private Finance Initiative (PFI) という事業方式が 80 年代の英国において開発された。これはたとえば、民間事業者が自らの投資で施設建設を行い、一定期間所有運営した後、公共機関に所有権を譲渡する Built Operate Transfer (BOT) 方式、公共機関に所有権を移転しない Built Operate own (BOO) 方式などがある。こうした公共事業のやり方においては、発注官庁が設計して明確な仕様を決めるのではなく、民間事業者の提案を公募し、提案を比較検討して総合判断によって発注先を決めるといういわゆる公募プロポーザル方式のほうが合理的である場合も多い。かかる公募プロポーザル方式は、一般競争入札ではなく、随意契約（GPA 上は「限定入札」）であり、したがって、GPA の対象事業においては原則として許されない。事前に明確な仕様を決めたい場合に対応する一般競争入札の方式としては、価格だけでなくさまざまな要素の総合評価による総合評価落札方式がある。しかし、これもさまざまな要素のウェイト付けを事前にする必要があるので、PFI については必ずしも最善のやり方ではない。契約後に改善提案を受け付ける契約後 VE(Value Engineering) 方式も、

政府が設計を行う場合に用いられる手法であり、民間に設計から依頼する場合の対処方法にはならない。

こうした問題は、公共事業の内容を政府が事前に明確に決定し、それに必要な財・サービスの仕様を政府が判断し、その仕様に合致する財・サービスの提供を民間に求めるのではなく、公共事業の内容そのものの決定から民間との協働プロセスを通じて行っていくという流れが強まるにつれて、より顕在化していくであろう。一言で言えば、公共事業における政府と民間との関係が変化し、一般競争入札が最適な手法であると必ずしも言えない状況になっているわけである。かような現状に鑑みると、特定の入札手続を強制するのではなく、政府調達に関する意思決定手続の透明性を向上させるなどの方法で調達における事実上の内外差別を排除できないかなど、政府調達の適正化に向けた各国の取り組みを踏まえてどのようにすべきか検討する必要があるだろう。

(3) まとめ

以上のように、政府・公共サービスの提供ないし公共事業の計画および実施については、政府と民間との関係の見直しも含め、その効率化を実現するためにさまざまな手法が開発されてきている。たとえば、民営化・独立行政法人（エージェンシー）化は組織の面における手法であり、PFI は、意思決定方式における新たな手法である。かかる手法を採用した場合には、サービス提供や公共事業の実施の前提となる調達について一般競争入札が当然に最適のやり方であるとはいえず、当該機関の裁量に委ねたり、むしろ随意契約とした上でその手続の透明性を図ったり、というやり方のほうが優れている可能性が高い。

しかし、GPA は、こうした手法の発展を十分に考慮して作成されたものとは言えず、むしろ、一般競争入札を原則としている点で、行政サービス・公共事業の内容および設計を政府が行い、その設計にしたがった仕様の財・サービスを民間から調達するという古典的な政府調達観を前提としているのではないかと考える。重商主義ないし外国の政府調達分野への市場アクセス追求を出発点とすればいかなる政府調達を前提としているかはさほど問題ではないが、比較優位の理論ないし政府調達の効率化を基礎とするならば、この点は大きな問題となる。民営化された企業についての削除通報の問題を除き、日本政府ないし WTO 関係部局として必ずしも GPA の規定を見直す必要性が認識されているとはいいがたいが、潜在的には政策判断の必要な問題点であると考えられる。

<講演Ⅲに関する中国側コメント(Ⅰ)>

王 紹双

財政部国庫司政府購買処長

○司会 米谷先生、どうもありがとうございました。先ほどのプレゼンの中ではかなり幅広い、情報の豊かなプレゼンの内容だったと思います。当然我々にとっては非常に参考になっております。

続きましては、我々中国財政部の国庫司の政府調達所の処長で王紹双先生から米谷先生のプレゼンに対してコメントしていただきます。王処長さんがかつて中国の政府調達法及び政府調達法実行条例などの関連法律法規の作成に関して携わっており、政府の調達分野での役所の主要な担当の方でもあります。当然いろいろな理論と実践の豊かな方です。どうぞよろしくお願いいたします。

○王処長 皆さん、こんにちは。今回のセミナーの指示に基づき、私とお隣の朱少平の2人で米谷先生のプレゼンに対してコメントさせていただきます。私から見ると、米谷先生を含めた本日の日本からの専門家たちのプレゼンは非常に素晴らしい講演でした。私としても是非今後ともいろいろもっとそういうチャンスをいただきたいと思っています。今回、時間的に短く限定されていたのは非常に残念なのですが、幸い日本の先生方がきちんとプレゼンの資料を用意してくださり、私も真剣に拝読させていただきました。

先生のご講演を聞きつくづく感じたのは、収穫として第1点目は日本政府が行っている政府調達の一般的なやり方、あるいはいままでの経験、教訓は、我々にとっては非常にいい参考になっております。2点目として、社会一般にしても、あるいは政治、経済すべての面において政府調達の影響というものを十分に理解できたということです。3番目としては、政府調達における違法行為の元、またそれに対する対応の方法、手段が我々としては理解できたものであります。4番目としては、政府調達協定の本来の目的及びそれに伴う問題に関して、より深く認識できたことであります。先ほど議長さんがおっしゃった通り米谷さんの講演は大変内容が充実したものでした。米谷先生の講演を整理すると、主に以下4つの内容がございました。まず1つが、政府調達協定の規則たるものです。その中では主に政府調達行為に対する正確な定義がされました。要は現在の政府調達協議というのは、比較理論のほうが、多少いま実質的に不足しており、むしろ重商主義的な考えが非常に強いということです。

先生の講義の中の2番目として、主に日本がGPA締結するときの範囲のご紹介があったと思います。重商主義的な色彩が非常に強いという背景の中で、日本が実際にGPAに加盟するときは、本当に自国の必要があるから祈願的に入ったという環境ではなかったのです。

3番目の内容としては、主に日本におけるGPAの実施状況の紹介です。特にその部分においては米谷先生がGPAの実際のルール、規則に基づいて国内法の改定をする必要があり、かつこれがGPAに合致することが指摘されました。

第4の部分に関して、先生は主に日本の実際のGPAの義務を果たす段階において、いろいろ実際に現れてきた、意識した問題点の指摘からGPA自体の問題点指摘がござ

いました。

特にその中に2つの具体的な案件を持って、GPAルール、規則の不合理性に対して指摘がございました。具体的なケースというのは主にJRとNTTの例で、実際にGPAに加盟する段階では両者とも国有企業という形でしたが、その後民営化された後にリストから外すという要求を出しても、なかなか実現できないという現状になっています。私本人が、毎年ジュネーブで開かれるGPAの委員会会議に、実際に2001年から2003年の間に参加しておりますが、この会議の席では毎年必ずこの2社の問題が取り上げられており、それでもまだ全然解決できていません。今年度はまだ私は会議には参加していませんが、このNTTとJRの問題は今年はもう解決されたでしょうか。

特に第4の部分で米谷先生が非常に現実的な問題を打ち出したわけです。現実的な問題というのは、現在の市場経済の環境の整備および政府の役割、政府の機能の変化に伴い民営化事業がどんどん進み、さらに政府と民間が共同でやる公共事業などに関して、これは本当に競争入札を徹底的にやらないといけないのかという疑問が出されました。先ほどのお話の中でもたくさんの内容が盛り込まれたので、私のコメントはおそらく不可能かもしれませんが、幸いに今日は時間があるようなので、その後にも是非いろいろと交流をしたいと思います。

政府調達事業が中国においてはまだ新しい現象であり、今日は米谷先生が新しい変わった見方から政府調達に関していろいろご紹介をしていただきました。米谷先生のお話を聞いてわかるように、現代における政府調達は一般的な我々の過去における理解は、大幅にもう超えており、すでにこれが現代の国際貿易の中の一部として役割を果たしています。先生の話で情報として提供していただいたものが、例えば中国国内で政府調達に関する法律をいくら定めても、政府調達の協定を実際に交渉するときの基準が、国内の法律の基準とは違うものです。先ほどからの米谷先生の見方、考え方に対しては、私も非常に賛成しておりますし、深く同感しております。

政府調達協定というのはいまWTOの中での多国間協定の1つですが、実際に我々がWTOに加盟するときに、アメリカからはすでにこのGPAの要請がありました。特に中国は実際にWTOに加盟するときには、アメリカやヨーロッパなどの政府が中国政府のGPAの加盟に対しては、非常に高い注目度を持っております。したがって我々がそれに直面する圧力は、日々だんだん大きくなってきております。

実際に中国政府としてもこのWTO加盟時の承諾に対しては、非常に重視しております。かつその承諾を実現するために、大量ないろいろな準備をしまっていました。確かに実際にGPAの加盟のための交渉に当たっては、いろいろかなり実際的な問題を解決しなければいけません。その中には当然より全面的に、客観的にGPA加盟の本来の価値がどのくらいあるかの見直しです。さらにいかに政府調達の範囲を定めるか。そもそもGPAにおいては調達対象の範囲に関しては、特に明確な定めがありませんし、さらにいまWTOの透明度協定というものを作っており、私もこの協定の作成に携わっておりますが、それによると、さらに幅広くなっているのが現状です。

もう1つの大きな課題としては、このGPAの加盟に当たって、中国国内でのいろいろな法体制の整備です。当然その法体制の中には、WTOおよびGPAのルールに合致

するような法整備です。現在中国財政部ではすでに専門の研究チームをつくり、仕事の内容はWTOおよびGPAに関する課題の研究です。当然我々も米谷先生と同じ考え方、見方をしておりますが、この政府調達における今後の改善点についての研究です。日本がいまGPAのメンバー国ですが、現在GPAのルール改定作業を行っております。是非とも日本政府がGPAの改定に関して多大な貢献をしていただくことを期待しています。

中国においては政府調達事業はスタートして間もないのですが、日本はすでに昔からGPAのメンバー国としてやってきており、当然日本のやり方は非常に国際慣例に基づいたものがかなり多いです。したがって、本日をきっかけに今後とも是非その分野に関して、お互いの交流、コミュニケーションの強化を図っていきたいと思います。当然先ほども申したように、日本の政府調達の歴史は100年以上あり、それに対して中国はたった10年ぐらいの短い歴史です。ただし両国政府は基本的には目標は一致しており、同じであります。いかにこれが科学的、合理的な政府調達の体制を作り上げるかであります。以上であります。ありがとうございました。

○司会 王先生、どうもありがとうございました。ただいま我々は中国の政府の方の代表的な意見をお聞きしました。



右から2人目：講演中の米谷三以弁護士、左隣へ順次：通訳、コメンテーター朱建元総裁
コメンテーター王紹双処長、右端：李国華副司長

<講演Ⅲに関する中国側コメント(2)>

朱 建元

中国購買及び請負入札ネットワーク社総裁

○司会 続いて産業界の代表の声も聞いてみたいと思います。それでは、中国購買及び請負入札ネットワーク社の総裁である朱建元先生からコメントしていただきます。朱先生はもともと前の中国の国家計画経済委員会にお勤めになっており、中国の入札法の主な策定者の1人でもあります。そういう意味で、中国の政府調達法という法律の作成にも携わりました。朱先生、よろしくお願いします。

○朱総裁 皆さん、こんにちは。おそらく私は本日のセミナーのコメンテーターの最後の1人だと思います。先ほど財政部処長の王先生に米谷先生のプレゼンの内容に関して、非常にうまく取りまとめていただきましたが、当然私も意見には賛成しております。先ほどの米谷先生のお話に関して私なりの感想を少し述べさせていただきます。GPAの話が私にとっては最も興味深い話です。先ほどご紹介の中では、米谷先生が1998年ごろにWTO本部でお仕事をされていた経験があるということでしたが、私は1997年にWTO本部で研修に参加した経験があります。当時私の研修のテーマは、GPAおよび途上国の発展に関する内容でした。そういう意味で本日、主催者側から私はこの部分のコメンテーターとしてご指名いただいたことに対しても感謝しています。

確かに中国はまだ現在はGPAのメンバー国ではございませんが、最近我々が作成した入札応札法及び政府調達法の法律の中では、すでにGPA関連の規定は十分考慮した上で法律を策定しております。その中に特に公開の原則、透明性の原則、非排他的な原則および実際の調達のプロセスなどに関しては、我々はGPAのルールの中ではかなりいろいろ吸収しました。

私個人のGPAに対する認識を述べさせていただきます。最初はITOの時代から政府調達という話題がすでに持ち出されています。ただし、それ以降長い間、政府調達がなかなか多国間の協定の中に入っていないのが現状でした。いわゆる各国政府が政府調達という口実で国内市場の保護をやってきました。よく言われるのは多国間自由貿易の裏には、実際には大きなブラックホールがあるということです。そういう問題が先進諸国のほうですでに認識されており、1979年の東京ラウンドのときに政府調達協定が採択されました。それ以降GPAとしては、いかにしてそういうメンバー国を拡大していくというところで、常に努力してきております。GPAをWTOの多国間貿易協定の一部として盛り込むという考えもあります。

その後さらにウルグアイ・ラウンドの交渉のときに、対象機関、対象分野の拡大が相当議論され、複数国家間の貿易協定の1つとして、GPAの調達の対象機関が、中央政府からさらに地方政府に拡大され、対象物品も、調達対象も一般産品だけではなく、サービス業および建設業にまで大幅に拡大されたわけです。

GPAに対して、いわゆる「リッチマンクラブ」というもう1つの呼び方があります。GPAのメンバー国の間では、まずメンバー国の数がまだまだ限られており、メンバー国の間の本当の市場開放もかなり限られております。かつ協定自体をどう見ても、表面

上はかなり開放しているように見えますが、実際の中身は相当制限が加えられています。特に附属書などを見ると、かなりいろいろ厳しい制限があります。日本はその中でも最適な例です。先ほど米谷弁護士も指摘されておりますが、ある機関が研究したデータでは日本における応札の90%以上は日本国内企業であります。一方発展途上国は、ほぼ皆さんGPAに対して様子見というような態度を取っております。進展具合を見守っているのが現状です。特に発展途上国にとっては、GPAの加盟というのはイコール自国市場開放の問題に直接つながるわけです。したがって、一旦その市場が開放してしまうと、自国の企業がおそらく相当大きなダメージを受けるのではないかと懸念されているわけです。

中国はいまAPECのメンバー国ですが、APECにおいては市場開放に関しては一定のタイムスケジュールがあります。具体的なステップとしては、まずAPECのメンバー国の間で市場を開放すること。次のステップとしてAPEC全体としてGPAに加盟するという段取りになっています。確かに中国は今まだGPAのメンバー国ではございませんが、中国の政府調達および公共調達の分野においては、すでにある程度国際的にオープンしているわけです。

現在中国で言っている政府調達法という法律の対象は、まだかなり限られている範囲のものを対象にしているのですが、これが小さい範囲なのです。ただし本来のもっと大きなスケールで見ると、一部の統計数字ではいまの中国の政府関連の公共調達の全体の約30%ぐらいが、すでに外国企業の製品に開放しているわけです。一部の専門家は、中国のGPAの市場がすでにある程度開放していると言っていますが、ご存じのように、GPAの市場開放は相互主義に基づいているので、中国がオープンしているのに相手国は実際にはオープンしていないのが現状です。

中国の政府入札法律というのは、すでに実効して4、5年たちましたが、その中で数多くの入札案件がすでに国内調達から国際入札に転換しているわけです。そういう意味では、調達の市場開放は大きな流れといまはなっています。

では具体的に中国のいまの調達市場を見てみましょう。政府調達法という法律が策定されてからかなり大きな成果を挙げています。特に先ほどの午後のプレゼンの中で郷原先生から非常に率直に日本における政府調達の問題点の指摘がありました。特にそういう談合の問題、あるいは表裏の二重契約の問題などが長期的に改善、解決されないということで、実際に入札法という法律が基本的には大きな失敗をしているということが言えるでしょう。ちょうど中国においても入札法、政府調達法というのはすでに5年目を迎えるというところで、本日は日本の専門の皆さんと意見交換ができるのは、非常に有意義なことだと思います。我々としてもこういう談合の問題、二重契約の問題などに関しては確実に解決するような手法、方法を考え出さないといけないと思っています。

最後になりますが、いくつか提案をさせていただきたいと思います。先ほどの郷原先生、米谷先生からも透明度のお話がありました。この透明度を維持するということは、ある意味では一種の手段になっていますので、その手段を用いて入札の段階における不透明な問題、腐敗・犯罪の問題を避けるということです。私の提案としては透明度を維持すること、ディスクロージャーに対して一定の専門的な管理方法を定め、その管理の

方法に基づき、極力入札に関連する情報を全部ディスクロージャーさせるということです。そういうディスクロージャーにより、一般大衆から監督を受けさせるということです。そういうメカニズムを通じて、入札、調達などの段階、プロセスを極力透明化させるということです。

最後の1点が、今後もこういう政府調達に極力インターネットを通じて、eビジネスの形で行うということです。要するにインターネット上ではやはり透明度が高く、腐敗防止などの機能も当然あります。インターネットの利用に関しては、今後とも日本の皆さんからいろいろないいアドバイス、ご協力を是非いただきたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○司会 本来ならば朱先生はもっといろいろ原稿も用意しているはずですが、時間の関係で割愛させていただいているわけです。それに対してはお詫び申し上げます。これで本日のセミナーの講演発表、コメントを終了いたします。時間の関係で質疑応答の余裕はございませんが、是非皆さんは今後とも日本の専門家の方々といろいろとコンタクトを取っていただき、あるいは我々の発展改革委員会を通じて皆さんと交流を是非今後とも維持していきたいと思えます。最後となりましたが、講師の方、コメンテーターの方に感謝の意を込めて皆さん温かい拍手を送ってください。



セミナー終了後の懇談晩餐会メインテーブル

右から宮原賢次会長、張曉強副主任、小杉丈夫弁護士、通訳

＜総括スピーチ＞

小杉丈夫

松尾綜合法律事務所弁護士

財団法人国際民商事法センター理事

皆様、本日は長時間大変ご苦労さまでした。第1回の中日民商事法セミナーが東京で行われたのは、1996年11月のことでした。私は、その第1回からこのセミナーの企画に関与し、日本で行われたセミナーは全て司会をしてまいりました。中日の協力によるこのセミナーが、継続的に発展していることを大変嬉しく思っております。

今回のセミナーは中国側のご要望もあり、民商事法の枠を超えて、経済法の分野がテーマになりました。3人の講師からそれぞれのテーマについて日本の歩んできた道、日本の実情について隠すことなく、ありのままをお話したつもりです。伝統的な社会の慣行、あるいは既存の利益状況があるところに、西欧の法を適用する、実施するということから生ずる衝突、あるいはそれらの調整という問題は、日本が1868年の明治維新以来、ずっと取り組んできた課題であります。日本が決して平坦な道を歩んできたのではないということ、また現在においても大変多くの解決すべき課題を抱えているということもおわかりをいただいたのではないかと思います。途中で郷原講師もおっしゃいましたが、成功ばかりでなく、日本が失敗したということからも教訓を引き出していたきたいというのが、私たちの意図でございます。

最初の「内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール」という課題について、松下講師が日本の状況のお話をいたしました。実は私どもはこのテーマについては、日本では法律をあまり使ったことがないというのが実際であるのに、中国の方が一体どういうふうにこれを受け取られるだろうか、ということをご心配したわけです。しかしながら、中国のコメンテーターのお話を伺いまして、それが杞憂であったということを確認したわけです。法律というものが決して万能なものではなく、使い方が非常に大事だということです。法律と行政的手段、そして根元にある経済政策を有機的に使うことが、価格のコントロールに最も有効的なことである、このことに双方の理解があるということが確認されたということは、大変私たちも嬉しいというか、安堵することでありました。

残りの2つのテーマは、公共調達と政府調達協力に関するものでありました。最初に郷原講師から日本の公共調達の制度のご説明をして、続いて楠講師からアメリカ、ヨーロッパの例に照らして、日本の特徴、あるいは日本が持っている問題点を発表させていただきました。ここでは日本の社会状況、利益状況の中で、なかなか談合の規制がうまくいっていないというご説明をしたわけです。日本の一般競争入札方式には、価格だけしか見ない、交渉がない、予定価格があるという3つの特徴となっており、同時にそれが1つの欠陥にもなっているというお話をいたしました。

中国のコメンテーターの方からは、すでに中国では、アメリカ、ヨーロッパの調査をして、こういう問題は解決をした形の立法がなされているというご説明がありました。ただ、ここでは郷原講師が指摘されていたように、競争性と透明性をどのように使い分

けていくのか、競争性を前面に出すにしても、透明性で補完をしていかなければいけないという大きな問題がありました。郷原講師の発表についての中国側のコメントのところでは、中国のいまの現状の下でこの問題がどのように考えられているのか、透明性という課題にはどういう対処をされるのかなと思いながら聞いていたのですが、ちょうど私が疑問に思ったことが第3のテーマである WTO 政府調達についての米谷講師への朱先生のコメントの最後の所で出てきたということで、やはり2つ目の公共調達のテーマと3つ目の WTO 政府調達協定のテーマが、非常に関連をしたものであるということを認識したわけです。

もう1つ郷原講師が述べられたことで、コンプライアンスがありました。これは日本にとってもいま新しい問題であり、中国ではおそらくまだこの辺の研究、実践もあまりないのではないかと考えております。談合を防止するために、ただ制裁だけを厳しくしていっても、結局それは談合をなくすことにならない、すべての違反にまで取り締まりの手が及ばないということを前提にして、企業の自主性というか、インセンティブを利用した自浄作用で、これをなくしていこうというのがコンプライアンスの考え方なのです。こういう新しい問題についても、これから中日で研究をしていく価値のあるテーマだなと考えております。

米谷講師からは、WTO 政府調達協定についての発表をしていただきました。国際協定というのは、好むと好まざるとにかかわらず、日本も中国も向き合っていかなければいけない課題です。日本において政府調達の範囲をどのように定めるのか。国内法の整備をどのようにするのかについていろいろ検討がなされ、その結果が実施されていることは、中国にとっても参考になると思います。そして、期せずして、GPA の問題点を改善することについて、中日で協力しようという話も出たことは、大変よかったと思っております。

本日は日本側の発表に対して、中国側からも自らの問題意識を踏まえて、真剣かつ率直なご意見の開陳をいただいたと思っております。本日の討議を通して、このセミナーのテーマである「経済法」の分野についても、中日両国の間で共通の問題意識と共通基盤の上に立った意見交換の場が設定できるということを確認しました。今後更なる交流が深められることを期待しております。

来年は日本で第10回という記念すべき中日民商事法セミナーが行われることになるわけで、それを楽しみにしております。終わりにあたり、このセミナーの企画・運営に当たられた中国国务院の国家発展改革委員会の関係者の方々に、深い感謝の意を表する次第です。司会をされた任司長、李副司長、本当にご苦労さまでした。大変立派な会議になったことに祝意を表したいと思います。また今日、通訳をされた方、誠に素晴らしい通訳でございました。この通訳の方のお力がなくては、今日のような素晴らしい成果が上がった会議はできなかったと思います。この席を借りてお礼を申したいと思います。どうもありがとうございました。

○司会 小杉理事に素晴らしい総括をいただき、どうもありがとうございました。先生には全面にわたり非常に的確に、簡潔に本日一日のセミナーの内容を取りまとめていただきました。本当にありがとうございました。

＜閉会挨拶 (I)＞

田内正宏

法務総合研究所国際協力部長

財団法人国際民商事法センター評議員

第9回日中民商事法セミナーの閉会に当たり、日本側を代表いたしましてごあいさつ申し上げます。

まず、張曉強国家発展・改革委員会副主任をはじめとする本日御臨席の皆様におかれましては、御多用の中、多数の御参加をいただき誠にありがとうございました。

この日中民商事法セミナーは着実に回を重ね、本日、多くの方の参加を得て第9回目を実施し、充実した討議を行うことができました。これもひとえに、関係各位の御尽力によるものでございます。

さて、本日のセミナーでは、インフレーション抑制の法的コントロール、公共調達制度と違法行為の抑止策、WTO政府調達協定上の諸問題を取り上げました。その中で、日本の経験や日本から見た問題点等についても議論されましたが、これらのテーマは、中国の国家発展・改革委員会から提案されたものであり、中国の方々にとっても関心の高い事項であったろうと推察しています。現在、中国経済が周囲の国々が息を呑むような速度で発展している状況の中で、経済過熱に伴うインフレーションの発生や生活物資の需給バランスの崩れ等、安定した経済発展を阻害する要因が発生しないように有効な対策をあらかじめ検討しておくことは意義のあることと思われます。

また中国においては、入札法が2000年1月1日から施行され、その後においても中国がWTO加盟を果たしたこともあり、引き続き入札制度の制度面、執行面にわたる更なる整備・改善が進められていると聞いております。このように本日のセミナーのテーマは、極めて時機を得たものであったといえることができます。

本日の講師の方々には、いずれもこの分野に精通した専門家でおられ、本日の講演においては日本がこれまで行ってきた取組や最近の現状について、詳細な分析を加え非常に有意義な講演をしていただきました。特に、オイルショック後の狂乱物価に対する対策として行った緊急価格立法は恐慌心理を冷却せしめる効果があるものの、正攻法としては、経済政策的手段を講じることであるとする点や、日本の公共調達における談合が生まれる土壌を分析した点は、他山の石としていただきたいところであります。また、日本からみたGPAの問題点では、経済効率性から見た示唆に富んだ指摘があったと思います。

コメンテーターとして御参加いただいた中国側の刘文華中国人民大学法学院教授、邱本社会科学院法学研究所研究員、朱少平全人代財經委經濟法室主任、王紹双財政部國庫司政府購買処長、朱建元中国購買及び請負入札ネットワーク社総裁におかれては、いずれも中国のこの分野における第一人者でおられ、非常に造詣の深い、かつ中国の現状に即した的確なコメントをしていただきました。

また、本日司会を務めていただいた任職国家発展改革委員会法規司司長及び李国華外事司副司長をはじめ、本日のセミナーの運営に携わられた皆様にご改めて感謝申し上げます。

す。

本日のセミナーは、先の財団法人国際民商事法センター小杉理事の総括スピーチにもあったとおり、大変素晴らしいものであり、日中両国における今後の経済政策の在り方について、お互いに理解を深めるためのまたとない機会として、実り多いものであったと思います。

現在の中国は「世界の市場」として大きな注目を集めるに至っています。日本においても、これまで以上に中国における民商事法関係分野に対する関心が高まっております。法務総合研究所といたしましても日本と中国との関係がますます緊密化していることにかんがみ、今後も財団法人国際民商事法センターとともに本セミナーの内容を一層充実させていく所存でございますので、引き続き御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、日中両国の友好と発展、そして御臨席の皆様の御健勝を祈念し、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



9月16日セミナー前夜、国家発展改革委員会主催歓迎晩餐会(釣魚台国賓館)
左から郷原信郎教授、田内正宏部長、森川通訳、宮原賢次会長、小杉丈夫弁護士、
松下満雄教授、米谷三以弁護士、川原卓郎住商法務部長

尊敬する宮原先生をはじめとする皆様、ご来席の皆様、本日より終日のセミナーで大変ご苦労さまでした。本日のセミナーが一応予定どおり円満に終了できたと思います。先ほど小杉先生と田内先生が本日のセミナーに対して全面的に取りまとめていただきましたが、私からさらに、今回のセミナーの成功に関していくつか重要な点を説明させていただきたいと思います。今回の成功には以下のいくつかの重要なポイントがあるかと思っています。

まず、第1点目は、やはりセミナーのテーマの選択が正しかったと思います。すでに小杉先生と田内先生のお話の中で触れたように、この3つのテーマがいずれもグローバル化、経済市場化の中で、非常に避けられない話です。その分野の話に関しては、日本がかつてそのような成功をした貴重な経験、ノウハウがございますし、我々中国にとってもこれからの経済成長の中では、もっといろいろ調べたい、勉強したいという点もございます。そういう意味では非常にいいきっかけになったと思います。この点が今回のセミナーの成功の重要な前提ともなっていると思います。

2点目として、本日のセミナーにおいては非常に素晴らしい講師の方、およびコメンテーターの方をお願いできたということです。中国の方もすでにおわかりだと思いますが、今回日本側から派遣された講師の方々がいずれも専門のその分野で非常にお詳しい方で、かつ非常に造詣が深い方でいらっしゃいます。そういう意味で先生方が日本における立法のお話、エンフォースメントに関しても非常に鋭い指摘がございました。講師の方の素晴らしい講演が、我々にとっては非常に貴重な財産となり、我々にとって素晴らしいヒントをいただきました。同時に本日、中国側のコメンテーターの方もいずれも各専門の分野で非常に権威のある方であり、皆様からのコメントおよび解説は、非常にポイントを押え、立派に語っていただきました。そういう意味で、本日の講師およびコメンテーターの先生方の素晴らしいお話ができたということが、今回のセミナーの成功の最大のポイントだと思います。

3点目としては、会議にご参加いただいた方々のご協力でございます。本日の会議に参加された皆様の中には、当然政府機関の方もいらっしゃるし、一般民間企業の方もいらっしゃるし、さらに専門家、学者もいらっしゃるし、また実務レベルで実際にやっている方も多くいらっしゃいます。さらに中央政府の代表もいらっしゃいますし、地方政府の代表もいらっしゃいます。そういう意味で、ご参加の皆様のこの会議の内容に対する深い興味、真剣さが今回の会議の成功のもう1つの重要な要因だと思います。

最後の1点は、やはり中日双方の主催者による共同の努力だと思っています。去年の東京、大阪でのセミナー以来、今日まで両国の主催者側が、大量な準備作業をやってきました。一連のそういう準備および努力が本日のセミナーの成功のひとつの大きなベースでもあります。そこで再度、国家発展改革委員会の張曉強先生、および財団法人国際民商事法センター会長の宮原先生に対して、このセミナーに対する絶大なお関心、

ご協力をいただき、再度感謝を申し上げます。ならびに日本側の講師の先生方、および中国側のコメンテーターの先生方に対しても感謝の意を表したいと思います。さらに我々のセミナーにいろいろご協力をいただいたご参加の皆様に対しても感謝しております。このセミナーの準備に携わった事務局全員の皆様、特に中国購売及び請負入札ネットワーク社に対して感謝の意を表したいと思います。皆様からこのセミナーのためにいろいろご尽力いただいたことに対して、深く感謝しております。

最後にもう1点は、2人の日本語の通訳に対しての感謝ですが、通訳の役割というのはほかの人間にとって代わることができない存在でございます。2人の通訳の努力により、今回のセミナーにおける中日双方の交流の効果は、非常によかったと思います。最後になりますが、私から提案がございます。皆さん全員温かい拍手で今回のセミナーの成功のために、拍手をもう一度送ってください。

(拍手)

○司会 非常に温かい取りまとめのお言葉、任司長本当にありがとうございました。皆さん、本当に一日ご苦労さまでした。会議が終了した後、このホテルの1階で国際民商事法センター主催による懇談晩餐会が用意されておりますので、是非ご参加ください。では、第9回中日民商事法セミナーの成功のために、もう一度盛大な温かい拍手を送ってください。ありがとうございました。



セミナー閉会演壇席 中央：宮原賢次会長、
右隣へ順次：小杉丈夫弁護士、田内正宏部長、金子浩之事務局長
左へ順次：任瓏司長、李国華副司長、通訳、

＜関連資料＞

物価統制令

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

国民生活安定緊急措置法

石油需給適正化法

引用関連法令 (抜粋)

WTO政府調達に関する協定

物価統制令

【目次】

昭和21・3・3・勅令118号
改正昭和48 法律121号
改正平成11・7・16・法律87号--
改正平成11・12・22・法律160号--

(昭和27年法律第88号により昭和27年4月28日以後法律としての効力を有する。)

第1条 本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

第2条 本令ニ於テ価格等トハ価格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃、修繕料其ノ他給付ノ対価タル財産の給付ヲ謂フ

第3条 価格等ニ付第4条及第7条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第7条第1項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

2 価格等ニ対スル給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ト他ノ地区ニ於ケル当該価格等ノ統制額トガ異ル場合ニ於テハ当該給付ニ付テハ主務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外当該給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

第4条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第7条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

第5条及第6条 削除

第7条 価格等ニ付他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政機関及都道府県知事ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ処分アリタル額アルトキハ之ヲ当該価格等ノ統制額トス

2 前項ニ規定スル額ガ特定ノ者ノ為ス給付ニ対スル価格等ニ限り適用アルモノナル場合ニ於テハ同項ニ規定スル額ハ主務大臣ニ於テ別段ノ定ヲ為ス場合ヲ除クノ外当該特定ノ者以外ノ者ノ為ス同種ノ給付ニ対スル価格等ニ付テモ亦其ノ統制額トス

3 第1項ノ他ノ法令ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第8条 第4条ノ指定及前条第1項ノ処分ハ此等処分実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

1. 注文生産品ノ価格ニ付生産者ガ生産ニ着手シタルモノ
2. 其ノ他ノ価格ニ付買主其ノ他ノ支払者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ
3. 運送賃、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産の給付(価格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以下同ジ)ニ対スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ
4. 運送賃、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産の給付ニ対スル給付ヲ為ス者ガ当該財産の給付ニ対スル給付ニ着手シタルモノ
5. 保管料、保険料又ハ賃貸料ニ付支払者ガ履行遅滞ニ在ルモノ

第8条ノ2 第3条第1項但書ノ許可、第4条ノ指定又ハ第7条第1項ノ処分実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ前条各号ノ一ニ該当スルモノ(以下履行中ノ契約ト称ス)ニ付テハ履行中ノ契約締結當時第3条第1項但書ノ許可ニ伴ヒ主務大臣ノ定メタル額又ハ第4条若ハ第7条ニ規定スル統制額

アリタルトキハ此等ノ額ヲ超ユル価格等ヲ支払ヒ又ハ受領スルコトヲ目的トシテ履行中ノ契約ヲ變更若ハ消滅セシメル契約ヲ為シ又ハ此等ノ額ヲ超ユル価格等ヲ支払ヒ若ハ受領スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ別段ノ定ヲ為シタルトキ又ハ其ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第9条 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第3条ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第9条ノ2 価格等ハ不当ニ高価ナル額ヲ以テ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第10条 何人ト雖モ暴利ト為ルベキ価格等ヲ得ベキ契約ヲ為シ又ハ暴利ト為ルベキ価格等ヲ受領スルコトヲ得ズ

第11条 第3条及前2条ノ規定ハ契約ノ当事者ニシテ營利ヲ目的トシテ当該契約ヲ為スニ非サルモノニハ之ヲ適用セズ但シ当該契約ヲ為スコトガ自己ノ業務ニ属スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第12条 何人ト雖モ正当ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ当リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金銭以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第13条 何人ト雖モ正当ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ニ対スル給付ニ関シ対価トシテ金銭以外ノモノヲ受クルノ契約ヲ為シ又ハ之ヲ受領スルコトヲ得ズ

第13条ノ2 物品ハ第3条、第9条ノ2、第10条、第12条又ハ前条ニ違反シテ之ヲ取引スル目的ヲ以テ所持スルコトヲ得ズ

2 第11条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第14条 何人ト雖モ業務上不当ノ利益ヲ得ルノ目的ヲ以テ物ノ買占又ハ売惜ヲ為スコトヲ得ズ

第15条 主務大臣ハ価格等ニ対スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ対シ価格等ノ額ノ表示ニ関シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第16条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ価格等ニ対スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ対シ価格等ノ額ヲ届出ヅベキコトヲ命ズルコトヲ得

第17条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ物品ノ規格、品質、販売方法、販売場所等ニ関シ制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得

第18条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ原価ニ関シ計算ヲ為サシムルコトヲ得

第19条 削除

第20条 主務大臣ハ価格等ニ対スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ対シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ為ス給付ニ対スル価格等ニ付特別ノ割増額ヲ附スベキコトヲ命ズルコトヲ得

2 財務大臣ハ前項ノ者ヨリ其ノ割増額ニ相当スル金額ノ全部又ハ一部ヲ政令ノ定ムル所ニ依リ国庫ニ納付セシムルコトヲ得

《改正》平11法160

第21条 財務大臣ハ前条ニ規定スル者ニ対シ同条ノ割増額ニ相当スル収入ノ経理ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

《改正》平11法160

第22条 第20条ノ規定ニ依リ納付スル金額ハ所得税法ニ依ル所得、法人税法ニ依ル所得、特別法人税法ニ依ル剰余金、臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法(昭和23年法律第110号)ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル所得ノ計算ニ付之ヲ当該割増額ニ相当スル収入ノ生ジタル年又ハ

事業年度ノ必要経費又ハ組合ニ算入ス

第23条 第20条ノ規定ニ依ル納付金ニ付テハ国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス但シ先取特権ノ順位ハ
国税及地方税ニ次グモノトス

第24条及び第25条 削除

第26条 物価秩序ノ保持ニ当ル者ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ其ノ職務執行上必要ナル事項
ニ関シ質問ヲ為シ又ハ報告ヲ徴スルコトヲ得

第27条 削除

第28条 第26条ニ掲グル者ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第29条 削除

第30条 主務大臣若ハ地方行政機関ノ長又ハ都道府県知事必要アリト認ムルトキハ物価ニ関シ
報告ヲ徴シ、帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ政令ノ定ムル所ニ依リ当該官吏又ハ吏員ヲシテ必要ナル場
所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

2 前項ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトサレテイル事務ハ地方自治法(昭和22年法律第
67号)第2条第9項第1号ニ規定スル第1号法定受託事務トス

《追加》平11法087

第31条 本令ニ規定スル主務大臣ノ職権ニ属スル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県
知事之ヲ行フコトスルコトヲ得

《追加》平11法087

2 主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規定スル主務大臣ノ職権ノ一部ヲ地方行政機関ノ長
ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第32条 本令ノ施行ニ関スル主務大臣ハ価格等ニ対スル給付ニ関スル行政ノ所管大臣トス

《全改》平11法160

第33条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ10年以下ノ懲役又ハ500万円以下ノ罰金ニ処ス但シ第1号
又ハ第3号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト統制額ニ依ル価格等ノ金額トノ差額
又ハ之ニ相当スル金額ノ3倍ガ500万円ヲ超ユルトキ、第2号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル
価格等ノ金額ト履行中ノ契約締結当時ノ第3条第1項但書ノ許可ニ伴ヒ主務大臣ノ定メタル額若
ハ第4条若ハ第7条ニ規定スル統制額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ3倍ガ500万円ヲ超ユル
トキハ罰金ハ当該差額又ハ金額ノ3倍以下トス

1. 第3条ノ規定ニ違反シタル者

2. 第8条ノ2ノ規定ニ違反シタル者

3. 第9条ノ規定ニ違反シタル者

第34条 第9条ノ2又ハ第10条ノ規定ニ違反シタル者ハ10年以下ノ懲役又ハ500万円以下ノ罰金
ニ処ス

第35条 第12条、第13条、第13条ノ2第1項又ハ第14条ノ規定ニ違反シタル者ハ5年以上ノ懲役
又ハ300万円以下ノ罰金ニ処ス

第36条 前3条ノ罪ヲ犯シタル者ニ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併料スルコトヲ得

第37条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ1年以下ノ懲役又ハ20万円以下ノ罰金ニ処ス

1. 第15条又ハ第16条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

2. 第17条ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者

3. 第30条ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿ノ作成ヲ為サズ若ハ帳簿

ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

4. 第30条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第37条ノ2 第21条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ割増額ノ全部又ハ一部ノ納付ヲ免レ又ハ免レントシタル者ハ1年以下ノ懲役又ハソノ免レ又ハ免レントシタル割増額ノ3倍以下ニ相当スル罰金ニ処ス

第38条 当該官吏若ハ吏員、第26条ニ掲グル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者本令ニ依ル職務執行ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ2年以下ノ懲役又ハ10万円以下ノ罰金ニ処ス

第39条 第26条ノ規定ニ違反シ同条ニ掲グル者ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者ハ10万円以下ノ罰金ニ処ス

第40条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第33条乃至第35条、第37条第1号乃至第3号、第37条ノ2又ハ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

第41条 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第11条第2項、第13条及第36条ノ規定、第34条及第35条中第13条ノ規定ニ関スル部分並ニ第40条中第13条ノ規定ニ違反スル行為及第36条ノ違反行為ニ関スル部分ハ昭和21年3月11日ヨリ之ヲ施行シ第24条乃至第29条及第39条ノ規定、第38条中物価安定委員会ノ委員其ノ他ノ職員若ハ物価監視委員又ハ此等ノ職ニ在リタル者ニ関スル部分並ニ第40条中第39条ノ違反行為ニ関スル部分施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

第42条 価格等統制令ハ之ヲ廃止ス

第43条 旧令第7条第1項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指定ハ之ヲ当該価格等ニ付各相当ノ行政官庁ガ第4条又ハ第31条ノ規定ニ依リ為シタル統制額ノ指定ト看做ス

2 前項ノ規定ニ依リ統制額ノ指定ト看做サルル指定ニ於テ価格等ノ額ガ特定ノ者ノ為ス給付ニ限り適用アルモノト為サレ居ル場合ニ於テハ当該指定ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第4条又ハ第31条ノ規定ニ依リ其ノ者以外ノ者ノ当該指定ニ係ル地区ニ於テ為ス同種ノ給付ニ対スル価格等ニ付為シタル統制額ノ指定ト看做ス

3 本令施行ノ際第4条ノ規定ニ依リ主務大臣統制額ノ指定ヲ為シタル場合ニ於テハ当該指定ニ係ル価格等ニ付テハ前2項ノ場合ニ於ケル統制額ハ当該指定ニ依ル統制額ニ改訂セラレタルモノト看做ス

第44条 旧令第3条第1項又ハ第4条ノ4第1項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ認可ハ之ヲ当該価格等ニ付各相当ノ行政官庁ガ第4条又ハ第31条ノ規定ニ依リ為シタル統制額ノ指定ト看做ス

2 前項ノ規定スル認可ニ係ル価格等ノ額ニ付旧令第3条第2項又ハ第4条ノ4第3項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル処分アル場合ニ於テハ当該処分ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第4条又ハ第31条ノ規定ニ依リ当該処分ニ係ル者ノ為ス給付ニ対スル価格等ニ付為シタル統制額ノ指定ト看做ス

3 前条第3項ノ規定ハ前2項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第45条 旧令第2条第3項但書(同令第4条ノ3ニ於テ準用スル場合ヲ含む)ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指示ハ之ヲ当該価格等ニ付各相当ノ行政官庁ガ第4条又ハ第31条ノ規定ニ依リ為シタル統制額ノ指定ト看做ス

2 第43条第3項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第46条 旧令第7条第1項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指定アル場合ニ於テ当該価格等ニ付同項但書ノ規定ニ依ル行政官庁ノ許可アルトキハ当該許可ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第3条第1項但書又ハ第31条ノ規定ニ依リ当該価格等ニ付為シタル許可ト看做ス

第47条 旧令第3条第1項又ハ第4条ノ4第1項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ認可アル場合ニ於テ当該価格等ニ付同令第2条第1項但書又ハ第4条ノ4第1項但書ノ規定ニ依ル行政官庁ノ許可アルトキハ当該許可ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第3条第1項但書又ハ第31条ノ規定ニ依リ当該価格等ニ付為シタル許可ト看做ス

第48条 旧令第2条第3項但書(同令第4条ノ3ニ於テ準用スル場合ヲ含む)ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指示アル場合ニ於テ当該価格等ニ付同令第2条第1項但書(同令第4条ノ3ニ於テ準用スル場合ヲ含む)ノ規定ニ依ル行政官庁ノ許可アルトキハ当該許可ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第3条第1項但書又ハ第31条ノ規定ニ依リ当該価格等ニ付為シタル許可ト看做ス

第49条 前2条ニ規定スル場合ヲ除クノ外価格等ニ付旧令第2条第1項但書ノ規定ニ依ル行政官庁ノ許可アル場合ニ於テハ当該許可ニ係ル額ハ当該価格等ニ付各相当ノ行政官庁ガ第4条又ハ第31条ノ規定ニ依リ指定シタル統制額ト看做ス

2 第43条第3項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第50条 旧令ハ本令施行前ニ為シタル行為ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

【目次】

昭和48・7・6・法律 48号
改正昭和48・法律 121号
改正平成11・7・16・法律 87号――
改正平成11・12・22・法律 160号――
改正平成16・6・9・法律 84号(未)(施行=1年内)

(目的)

第1条 この法律は、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資(以下「生活関連物資等」という。)について、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。

(物資の指定)

第2条 生活関連物資等の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資等の買占め又は売惜しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特別の調査を要する物資として指定する。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

(調査)

第3条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条第1項の規定により指定された物資(以下「特定物資」という。)について、その価格の動向及び需給の状況に関し必要な調査を行なうものとする。

(売渡しに関する指示及び命令)

第4条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行なう者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先(内閣総理大臣及び主務大臣が当該特定物資の買受けにつきその同意を得た者に限る。)を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他その命令の実施に関し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

4 内閣総理大臣及び主務大臣は、第2項の規定による命令に係る売渡しをすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行うものとする。

5 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

6 第4項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つたものとみなす。

7 第4項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から3月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

8 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

9 第4項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(立入検査等)

第5条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、

これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣)

第6条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。

《改正》平11法160

《1項削除》平11法160

(価格調査官)

第7条 第5条第1項及び第2項の規定による立入検査及び質問に関する職務を行わせるため、内閣府及び主務省に、価格調査官を置く。

《改正》平11法160

(地方公共団体が処理する事務)

第8条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

《改正》平11法087

(罰則)

第9条 第4条第2項の規定による命令に違反した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第10条 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

国民生活安定緊急措置法

【目次】

昭和48・12・22・法律121号
改正昭和58 法律 80号
改正平成11・7・16・法律 87号――
改正平成11・7・16・法律102号――

(目的)

第1条 この法律は、物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定め、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とする。

(この法律の運用方針)

第2条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たっては、国民の日常生活に不可欠な物資を優先的に確保するとともに、その価格の安定を図るよう努めなければならない。

2 政府は、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の生産、輸入、流通又は在庫の状況に関し、国民生活を安定させるため、必要な情報を国民に提供するよう努めなければならない。

(標準価格の決定等)

第3条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資(以下「生活関連物資等」という。)の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特に価格の安定を図るべき物資として指定することができる。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

第4条 主務大臣は、前条第1項の規定による指定があつたときは、その指定された物資(以下「指定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて指定物資の取引の標準となるべき品目(以下「標準品目」という。)について、遅滞なく、標準価格を定めなければならない。

2 標準価格は、標準品目の物資の生産若しくは輸入の事業を行う者、標準品目の物資の小売業を行う者又は標準品目の物資の販売の事業を行う者(小売業を行う者を除く。)の販売価格について定めるものとする。

3 標準価格は、当該標準品目に係る指定物資の価格の安定を図ることを旨とし、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び利潤を加えて得た額、取引の態様及び地域的事情、当該標準品目に係る指定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を総合的に勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、第1項の規定により標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第5条 主務大臣は、標準品目の物資の標準的な生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況その他の事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、標準価格を改定するものとする。

2 標準価格は、第3条第1項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 前条第4項の規定は、前2項の場合に準用する。

(標準価格等の表示等)

第6条 標準価格が小売業を行う者の販売価格について定められたときは、その標準価格に係る指定物資の小売業を行う者は、主務省令で定めるところにより、その標準価格及びその指定物資の販売価格を一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

2 主務大臣は、標準価格を小売業を行う者の販売価格について定めた場合において、その標準

価格に係る指定物資の小売業を行う者がその標準価格又はその指定物資の販売価格を表示せず又は一般消費者の見やすいように表示していないと認めるときは、その者に対し、その標準価格又は販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(標準価格に関する指示等)

第7条 主務大臣は、指定物資を販売する者のその指定物資の販売価格が次の各号に掲げる品目の区分に応じ当該各号に規定する価格を超えていると認めるときは、その者に対し、当該各号に規定する価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示することができる。

1. 標準品目

標準価格(取引の態様又は地域的事情その他の事情がその標準価格を定めるに当たつて考慮した取引の態様又は地域的事情その他の事情と異なるときは、標準価格を基準とし、その取引の態様又は地域的事情その他の事情を参酌して妥当と認められる価格。次号において同じ。)

2. 標準品目以外の品目

標準価格を基準とし、当該品目と標準品目との品質、寸法その他の事情の相違を参酌して妥当と認められる価格

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(特定標準価格の決定等)

第8条 第4条から前条までに規定する措置を講じてもなお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合において、その指定物資の価格の安定を確保することが特に必要であるときは、政令で、当該指定物資を特に価格の安定を確保すべき物資として指定することができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第9条 主務大臣は、前条第1項の規定による指定があつたときは、その指定された物資(以下「特定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて特定物資の価格の安定のためにその価格の安定を確保すべき品目(以下「特定品目」という。)について、遅滞なく、特定標準価格を定めなければならない。

2 特定標準価格は、全国を通じて、又は主務大臣が定める地域ごとに定めるものとし、取引の態様その他の事情に応じて定めることができる。

3 特定標準価格は、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び適正な利潤を加えて得た額を基準とし、当該特定品目に係る特定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を考慮して定めるものとする。この場合において、当該特定品目が標準品目であり、かつ、標準価格を特定標準価格とすることが適切と認められるときは、当該標準価格を特定標準価格として定めるものとする。

4 第4条第4項の規定は、第1項の規定により特定標準価格を定めた場合に準用する。

5 特定物資に関する第6条の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「標準価格」とあるのは、「特定標準価格」とする。

第10条 主務大臣は、特定品目の物資の標準的な生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況その他の事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、特定標準価格を改定するものとする。

2 特定標準価格は、第8条第1項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 第4条第4項の規定は、前2項の場合に準用する。

(課徴金)

第11条 主務大臣は、特定品目の物資の販売をした者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

3 第1項の場合において、当該販売に係る物資が同項の特定標準価格が告示された日前において生産され、輸入され、又は仕入れられた物資で、その生産費、輸入価格又は仕入価格が当該特定標準価格を定めるに当たつて基準となつた生産費、輸入価格又は仕入価格に比し著しく

高いものであることが明らかである場合その他の特別の事情がある場合であつて政令で定める場合には、主務大臣は、政令で定めるところにより、同項の課徴金を減額し、又は免除することができる。

4 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による命令の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第12条 主務大臣は、前条の規定による課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

3 主務大臣は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

(税務行政機関との相互通知)

第13条 主務大臣又はその権限の委任を受けた者は、第11条第1項の規定による命令をしたときは、その内容を国税庁長官及び関係の地方公共団体の長に通知するものとする。

2 国税庁長官又は地方公共団体の長は、その所管する機関に所属する当該職員が国税又は地方税に関する調査の際に知つた第11条第1項の規定に該当する販売に関する事項を主務大臣に通知するものとする。

(生産に関する指示等)

第14条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、別に法律の定めがある場合を除き、政令で、当該生活関連物資等を生産を促進すべき物資として指定することができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第15条 前条第1項の規定により指定された物資の生産の事業を行う者(主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下「生産業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、当該物資の生産に関する計画(以下「生産計画」という。)を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 主務大臣は、前条第1項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

3 第1項の規定による届出をした生産業者(前項の規定による指示があつた場合において、その指示に従つて生産計画の変更をしなかつた者を除く。)は、その届出に係る生産計画(第1項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの以下同じ。)に沿つて前条第1項の規定により指定された物資の生産を行わなければならない。

4 主務大臣は、第2項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第1項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めるときは、その旨を公表することができる。

(輸入に関する指示等)

第16条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、かつ、当該生活関連物資等の輸入の促進によりこれに対処する必要があると認められるときは、政令で、当該生活関連物資等を輸入を促進すべき物資として指定することができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第17条 主務大臣は、前条第1項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の輸入の事業を行う者で当該物資の輸入事情を考慮して当該物資の輸入をすることができると認められるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、当該物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつ

たときは、その旨を公表することができる。

第18条 主務大臣は、前条に規定する措置をもつては第16条第1項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち政令で定めるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、同項の規定により指定された物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた法人は、当該特別の法律の規定にかかわらず、その指示を受けたところに従つて当該物資の輸入に関する業務を行うことができる。

第19条 主務大臣は、第17条第1項又は前条第1項の規定による指示をしようとするときは、国際的取引秩序を乱すことのないよう配慮しなければならない。

(保管に関する指示等)

第20条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうちあらかじめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつきその供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を供給の安定を図るべき物資として指定することができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第21条 主務大臣は、前条第1項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量を定めて、当該物資の保管をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(売渡し、相違又は保管に関する指示等)

第22条 主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡し並びに売渡し価格を定めて、当該生活関連物資等の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の輸送の事業を行う者に対し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該生活関連物資等の輸送をすべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、第1項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該生活関連物資等の保管をすべきことを指示することができる。

4 主務大臣は、前3項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(設備投資に関する指示等)

第23条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営を確保するため設備投資に関する需要の抑制を図る必要があると認められるときは、政令で、設備投資を抑制すべき期間として6月を下らない期間を指定することができる。

第24条 前条の規定により指定された期間内に建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいい、公益上又は国民生活上必要な建築物であつて政令で定めるもの及び次条第1項の規定により届出をすべき設備投資計画に係る建築物を除く。以下同じ。)であつて、政令で定める規模以上のものの建築(移転を除く。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、工事計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該建築物の建築が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、その建築をしようとする者に対し、工事計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該建

建築物の規模の縮小を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第25条 第23条の規定により指定された期間のうち主務省令で定める期間内に、次の各号に該当する設備の設定をしようとする事業者(その事業の用に供する設備に対する投資を抑制することが必要であるものとして政令で定める事業を行う者をいい、主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下同じ。)は、主務省令で定めるところにより、設備投資計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

1. 直接その事業の用に供する機械、装置その他の設備の設置であること。

2. 当該主務省令で定める期間ごとの設備の設置に要する投資総額が政令で定める金額を超えるものであること。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該設備の設置が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参照して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、設備投資計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該投資総額の減少を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(割当て又は配給等)

第26条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

(国民生活審議会への諮問等)

第27条 国民生活審議会(以下「審議会」という。)は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

《全改》平11法102

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。

《全改》平11法102

(国会への報告)

第28条 政府は、おおむね6月に一回、国会に、この法律の施行の状況を報告するものとする。

(帳簿の記載)

第29条 指定物資を販売する者(主務省令で定める要件に該当する者を除く。)は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該指定物資に係る経理に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(立入検査等)

第30条 主務大臣は、第6条、第7条及び第11条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、第15条、第17条、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、生活関連物資等の生産、輸入、販売若しくは輸送の事業を行う者、生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者若しくは第24条第1項若しくは第25条第1項に規定する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第26条第1項の規定に基づく政令の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された生活関連物資等の生産、輸入若しくは販売の事業を

行う者その他政令で定める関係者に対し、同項に規定する事項に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第1項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第31条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第32条 この法律における主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

(地方公共団体が処理する事務等)

第33条 この法律による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

《追加》平11法087

2 この法律による権限は、政令で定めるところにより、外局の長又は地方支分部局の長に委任することができる。

《改正》平11法087

(罰則)

第34条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

1. 第29条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

2. 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

3. 第30条第2項若しくは第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項若しくは第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第35条 第15条第1項、第24条第1項又は第25条第1項の規定による届出をしなかつた者は、20万円以下の罰金に処する。

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第37条 第26条第1項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

石油需給適正化法

【目次】

昭和48・12・22・法律122号
改正昭和58 法律 78号
改正平成11・7・16・法律 87号――
改正平成11・7・16・法律102号――
改正平成11・12・22・法律160号――
改正平成13・6・20・法律 55号――
改正平成16・6・9・法律 84号(未)(施行=1年内)

(目的)

第1条 この法律は、我が国への石油の大幅な供給不足が生ずる場合において、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るため、石油の適正な供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「石油」とは、原油及び石油製品をいう。

2 この法律において「石油製品」とは、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む。)であつて、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「石油精製業者」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第2条第4項に規定する特定設備を用いる石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。第7条第3項において「石油の精製」という。)の事業を行う者をいう。

《改正》平13法055

4 この法律において(石油輸入業者)とは、石油の輸入の事業を行う者をいう。

5 この法律において「石油販売業者」とは、石油の販売の事業を行う者をいう。

(この法律の運用方針)

第3条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たつては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に関連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対して、石油の供給を優先的に確保するよう配慮しなければならない。

2 政府は、石油に関し必要な情報を国民に提供するよう努めなければならない。

(対策実施の告示等)

第4条 内閣総理大臣は、我が国への石油の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するためこの法律に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

(石油供給目標)

第5条 経済産業大臣は、石油の輸入動向、石油の在庫状況その他の事情を勘案して、経済産業省令で定めるところにより、石油供給目標を定め、これを告示しなければならない。

《改正》平11法160

2 経済産業大臣は、石油供給目標を定めるときは、閣議の決定を経なければならない。

《改正》平11法160

(石油生産計画等)

第6条 石油精製業者、石油輸入業者又は石油の販売量が一定の数量以上であることその他の経済産業省令で定める要件に該当する石油販売業者(以下「特定石油販売業者」という。)は、それぞれ、経済産業省令で定めるところにより、石油生産計画、石油輸入計画又は石油販売計画(以下「石油生産計画等」という。)を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを要

更したときも、同様とする。

《改正》平11法160

2 経済産業大臣は、石油供給目標を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした石油精製業者又は特定石油販売業者に対し、その届出に係る石油生産計画又は石油販売計画を変更すべきことを指示することができる。

《改正》平11法160

3 第1項の規定による届出をした石油精製業者、石油輸入業者又は特定石油販売業者(前項の規定による指示があつた場合において、その指示に従つて石油生産計画又は石油販売計画の変更をしなかつた者を除く。)は、それぞれ、その届出に係る石油生産計画等(第1項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に沿つて石油の生産、輸入又は販売を行わなければならない。

4 経済産業大臣は、第2項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する石油精製業者、石油輸入業者若しくは特定石油販売業者が、正当な理由なく、その届出に係る石油生産計画等に沿つて石油の生産、輸入若しくは販売を行わなかつたと認めるときは、その旨を公表するものとする。

《改正》平11法160

(石油の使用の制限)

第7条 石油を使用する者は、政令で定める期間(以下「使用期間」という。)に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数量を超えて当該石油を使用してはならない。ただし、使用期間に、当該数量を超えて当該石油を使用しようとする者が、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に申し出た場合において、主務大臣が指定した数量の範囲内で当該石油を使用するときは、この限りでない。

1. 特定石油(その使用を特に節減する必要があるものとして経済産業省令で定める石油をいう。以下この項において同じ。)の指定がされていないとき

政令で定める数量

2. 特定石油の指定がされている場合において、特定石油のみを使用するとき

政令で定める数量

3. 特定石油の指定がされている場合において、特定石油以外の石油のみを使用するとき

第1号の政令で定める数量

4. 特定石油の指定がされている場合において、特定石油及び特定石油以外の石油を使用するとき

第1号の政令で定める数量。ただし、特定石油においては、第2号の政令で定める数量

《改正》平11法160

2 前項ただし書の規定による数量の指定は、石油供給目標、当該申出に係る者の当該石油の使用実績等を勘案して行ふものとする。

3 第1項の規定は、石油を石油の精製に使用する場合には、適用しない。

4 主務大臣は、第1項の規定に違反した者があつたときは、その旨を公表するものとする。

第8条 石油を使用する者(前条第1項ただし書の規定による数量の指定を受けた者を除く。)は、経済産業大臣が告示で定める石油使用節減目標に従つて石油の使用の節減に努めなければならない。

《改正》平11法160

(揮発油の使用の節減)

第9条 経済産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るため必要があると認めるときは、自動車に直接給油する事業を行う石油販売業者に対し、揮発油の給油量の制限、営業時間の短縮その他必要と認める販売方法の制限を実施すべきことを指示することができる。この場合において、身体障害者でその生計を維持するため揮発油を確保することが不可欠である者に対し、特別の配慮をしなければならない。

《改正》平11法160

2 経済産業大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表するものとする。

《改正》平11法160

(石油の保有の指示等)

第10条 経済産業大臣は、特定石油販売業者に対し、経済産業省令で定める数量を超えない範

圈内の数量の石油を、次項の規定による指示が行われた場合に限り販売することができるものとして保有すべきことを指示することができる。

《改正》平11法160

2 経済産業大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の利益の確保のために不可欠な事業又は活動に対する石油の供給に著しい支障を生じている場合において、その事業又は活動に対する石油の供給を確保するため特に必要があると認めるときは、特定石油販売業者に対し、石油を売り渡すべきことを指示することができる。

《改正》平11法160

3 経済産業大臣は、前2項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表するものとする。

《改正》平11法160

4 経済産業大臣は、第2項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由なく、その指示に係る措置を行わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該売渡先に石油を売り渡すべきことを命ずることができる。

《改正》平11法160

5 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他その命令の実施に関し、必要な細目は、当事者間の協議により定める。

6 経済産業大臣は、第4項の規定による命令に係る売渡しをすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行うものとする。

《改正》平11法160

7 経済産業大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

《改正》平11法160

8 第6項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つたものとみなす。

9 第6項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から3月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

10 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

11 第6項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(石油の供給のあつせんの指導等)

第11条 経済産業大臣は、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに鉄道事業、通信事業、医療事業その他の公益性の強い事業及び活動(次項において「一般消費者等」という。)に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、石油販売業者に対し、石油の供給のあつせんをするよう指導するものとする。

《改正》平11法160

2 関係行政機関の長は、一般消費者等に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、前項の規定により必要な指導を行うよう要請することができる。

《改正》平11法160

(割当て又は配給等)

第12条 第5条から前条までに規定する措置をもつてしては、第4条第1項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、石油の割当て若しくは配給又は石油の製造、使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

第13条 削除

《削除》平11法102

(国会への報告)

第14条 政府は、おおむね6月に1回、国会に、第4条第1項の規定による告示が行われた日から

同条第2項の規定による告示が行われる日までの間におけるこの法律の施行の状況を報告するものとする。

(帳簿の記載)

第15条 石油精製業者、石油輸入業者又は特定石油販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

《改正》平11法160

2 第7条第1項ただし書の規定による数量の指定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、その石油の使用状況に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第16条 経済産業大臣は、第6条、第9条及び第10条の規定の施行に必要な限度において、石油精製業者、石油輸入業者若しくは石油販売業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

《改正》平11法160

2 主務大臣は、第7条の規定の施行に必要な限度において、石油を使用する者に対し、その石油の使用状況に関し報告させ、又はその職員に、石油を使用する者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第12条第1項の規定に基づく政令の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、石油精製業者、石油輸入業者、石油販売業者、石油を使用する者その他政令で定める関係者に対し、同項に規定する事項に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第17条 主務大臣は、第7条第1項ただし書の規定による数量の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(命令への委任)

第18条 第12条第1項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合における第5条から第10条までの規定の適用に関する措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の規定に革つき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第19条 この法律において主務大臣は、経済産業大臣及び石油を使用する者の行う事業を所管する大臣とする。ただし、第12条第1項の規定に基づく政令による権限の行使(第16条第3項の規定による権限の行使を含む。)に関しては、その政令の定めるところによる。

《改正》平11法160

2 この法律において主務省令は、前項本文の主務大臣の発する命令とする。

3 この法律に規定する経済産業大臣又は主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

《追加》平11法087

《改正》平11法160

4 この法律による経済産業大臣又は主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

《改正》平11法087

《改正》平11法160

(適用期間等)

第20条 第5条から前条まで(第13条及び第14条を除く。)の規定は、第4条第1項の規定による告示が行われた日から同条第2項の規定による告示が行われる日までの間に限り、適用されるものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する期間内にした行為に対する罰則の適用について影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(罰則)

第21条 第10条第4項の規定による命令に違反した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第22条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

1. 第15条第1項又は第2項の規定に違反して、同条第1項若しくは第2項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存をしなかつた者
2. 第16条第1項から第3項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第23条 第6条第1項の規定による届出をしなかつた者は、20万円以下の罰金に処する。

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第25条 第12条第1項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

講演Ⅱ 引用関連法令（抜粋）

刑法 96 条の 3

1 項：

偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、2 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。

2 項：

公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

独占禁止法 2 条

6 項：

この法律において不当な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

独占禁止法 3 条：

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

独占禁止法 89 条

1 項：

次の各号の一に該当するものは、これを三年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二 第八条第一項第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの

2 項：

前項の未遂罪は、これを罰する。

独占禁止法 95 条

1 項：

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条（第四号を除く。）、第九十一条の二（第一号を除く。）又は第九十四条 各本条の罰金刑

2項：

法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条第五号若しくは第六号（第五号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第二号若しくは第十二号 各本条の罰金刑

3項：

前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表する外、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

政府調達に関する協定

この協定の締約国(以下「締約国」という。)は、

世界貿易の一層の自由化及び拡大を図り、かつ、世界貿易を規律する国際的な枠組みを改善するため、政府調達に係る法令、手続及び慣行についての権利及び義務に関する効果的な多角的枠組みの必要性を認め、

政府調達に係る法令、手続及び慣行は、国内産品若しくは国内のサービス又は国内供給者に保護を与えるように立案され、制定され、かつ、外国産品又は国内産品及び外国のサービス又は国内のサービス並びに外国の供給者又は国内供給者に適用されるべきでないこと並びに外国産品若しくは外国のサービスの間又は外国の供給者の間に差別を設けるべきでないことを認め、

政府調達に係る法令、手続及び慣行を透明なものにすることが望ましいことを認め、

政府調達に係る国際的な規則の公正な、迅速な、かつ、効果的な実施を確保するために通報、協議、監視及び紛争解決に関する国際的な手続を定めること並びに権利及び義務の均衡をできる限り高い水準に維持することの必要性を認め、

開発途上国、特に後発開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズに留意する必要を認め、

千九百七十九年四月十二日に作成され、千九百八十七年二月二日に改正された政府調達に関する協定第九条 6(b)の規定に従って、相互主義に基づいて同協定を拡充し及び改善し並びに同協定の適用範囲にサービスに関する契約を含めるよう適用範囲を拡大することを希望し、

この協定の締約国でない国の政府によるこの協定の受諾及びこの協定への加入を奨励することを希望し、

このような目的を達成するために更に交渉を行って、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 適用範囲

1 この協定は、附属書 I(注)において特定するこの協定の適用対象となる機関による調達に係る法令、手続及び慣行について適用する。

注 附属書 I は、各締約国について五の付表に分けられる。

付表 1 においては、中央政府の機関を掲げる。

付表 2 においては、地方政府の機関を掲げる。

付表 3 においては、この協定に従って調達するその他のすべての機関を掲げる。

付表 4 においては、この協定の適用を受けるサービスを特定する(この協定の適用を受けるサービスを掲げる方法によるか、適用を受けないサービスを掲げる方法によるかを問わない。)。

付表 5 においては、この協定の適用を受ける建設サービスを特定する。

基準額については、各締約国の付表において特定する。

2 この協定は、購入、借入れ(購入を選択する権利の有無を問わない。)等の方法を通じて行う契約による調達(産品とサービスを組み合わせたものを含む。)について適用する。

3 機関が、附属書 I に掲げられていない企業に対し、この協定の適用を受ける調達に関連して当該企業が締結する契約について特定の要件に従ったものであることを求める場合には、当該要件について第三条の規定が準用される。

4 この協定は、附属書 I において特定する基準額以上の価額の調達契約について適用する。

第二条 契約の評価

1 この協定を実施する上で、契約の価額(注)の算定に当たっては、2 から 6 までの規定を適用する。

注 この協定は、第九条の規定に従って公示を行う時点において契約の価額が基準額と同額又はこれを超えるものと見積られる調達契約について適用する。

2 評価については、すべての形態の報酬(特別報酬、料金、手数料及び利子を含む。)を考慮する。

3 機関は、この協定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達も分割してはならない。

4 一の調達のために、二以上の契約又は区分した契約を締結する場合には、評価の基礎は、次のいずれかの価額とする。

(a) 当初の契約が締結される会計年度の前会計年度又は当該契約の締結前十二箇月の間に締結した同種の一連の契約の実際の価額(可能な場合には、当初の契約締結後の十二箇月の間の調達数量及び調達価額の予想される変動を調整した価額とする。)

(b) 当初の契約が締結される会計年度又は当該契約の締結後の十二箇月の間における一連の契約の見積価額

5 産品若しくはサービスの借入契約の場合又は価格の総額を特定しない契約の場合における評価の基礎は、次のとおりとする。

(a) 期間の定めのある契約の場合は、その期間が十二箇月以下のときは当該期間における契約の価額の総額とし、その期間が十二箇月を超えるときは見積残存価額を含む当該期間における契約の価額の総額とする。

(b) 期間の定めのない契約の場合は、一月当たりの支払金額に四十八を乗じたものとする。疑義がある場合は、第二の評価の基礎、すなわち(b)が使用される。

6 調達計画が選択権条項を必要とする旨定めている場合においては、評価の基礎は、選択権を行使して行う購入を含む最大限の調達価額の総額とする。

第三条 内国民待遇及び無差別待遇

1 各締約国は、法令、手続及び慣行であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものについて、他の締約国の産品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の産品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a) 国内の産品、サービス及び供給者に与えられる待遇

(b) 当該他の締約国以外の締約国の産品、サービス及び供給者に与えられる待遇

2 各締約国は、法令、手続及び慣行であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものについて次のことを確保する。

(a) 機関が、国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係(所有関係を含む。)の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱ってはならないこと。

(b) 機関が国内に設立された供給者をその供給する産品又はサービスの生産国に基づいて差別してはならないこと。ただし、次条の規定に従って生産国とされる国が協定の締約国であることを条件とする。

3 1及び2の規定は、輸入について又は輸入に関連して課されるすべての種類の関税及び課徴金、これらの徴収の方法その他の輸入に関連する規則及び手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置(法令、手続及び慣行であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものを除く。)については、適用しない。

第四条 原産地に関する規則

1 締約国は、この協定の適用を受ける政府調達のために他の締約国から輸入され又は供給される産品又はサービスにつき、通常の貿易においてかつ当該他の締約国からの同一の産品又はサ

ービスの輸入又は供給の取引の時に適用する原産地に関する規則と異なる規則を適用してはならない。

2 締約国は、世界貿易機関を設立する協定(以下「世界貿易機関協定」という。)附属書一 A の原産地規則に関する協定に基づいて行われる物品に係る原産地規則の調和のための作業計画及びサービスの貿易に関する交渉の終了の後、1 の規定を適宜改正するに当たり、当該作業計画及び交渉の結果を考慮する。

第五条 開発途上国に対する特別のかつ異なる待遇

目的

1 締約国は、この協定の実施及び運用に当たり、この条に定めるところにより、開発途上国、特に後発開発途上国の次のことの必要性に照らしてその開発上、資金上及び貿易上のニーズに妥当な考慮を払う。

(a) 国際収支の状況の悪化をもたらさないこと及び経済開発計画を実施するために十分な通貨準備を確保すること。

(b) 国内工業の確立又は発展(都市化していない地域又は後進地域における小規模工業及び家内工業の発展を含む。)及び経済の他の部門における経済開発を促進すること。

(c) 政府調達に全面的又は実質的に依存をしている特定の産業部門をその依存をしている間援助すること。

(d) 開発途上国の間の地域的又は世界的な取極であって世界貿易機関の閣僚会議に提出され、かつ、否認されなかったものを通じて経済開発を勧奨すること。

2 各締約国は、政府調達に係る法令及び手続の立案及び適用に当たり、後発開発途上国及び経済開発が初期の段階にある開発途上国の特別の問題に留意して、この協定の定めるところによって開発途上国からの輸入の増大を促進する。

適用範囲

3 開発途上国がその開発上、資金上及び貿易上のニーズに合致する条件でこの協定に参加することができることを確保するため、この協定の適用を受ける開発途上国の調達に関する交渉の過程において、1 に掲げることが十分に考慮される。先進国は、この協定の適用範囲の表を作成するに当たり、開発途上国がその輸出について関心を有する产品及びサービスを調達する機関をその表に含めるように努める。

合意による適用除外

4 開発途上国は、この協定に基づく交渉に参加する他の国との間で、それぞれの場合における特殊な状況を考慮し、当該開発途上国の適用範囲の表に掲げる機関、產品又はサービスについての

内国民待遇に関する規則の適用除外につき相互に受諾可能なものについて交渉することができる。この交渉においては、1の(a)から(c)までに定めることに妥当な考慮が払われる。1(d)の開発途上国の間の地域的又は世界的な取極に参加している開発途上国は、それぞれの場合における特殊な状況を考慮し、特に、当該地域的又は世界的な取極に定める政府調達に関する規定及び特定の製品又はサービスが共通の産業開発計画の対象とされることのあることを考慮して、これらの国の適用範囲の表についてのこの協定の適用除外についても交渉することができる。

5 この協定の効力発生の後、開発途上締約国は、その開発上、資金上及び貿易上のニーズを考慮して、適用範囲の表の修正に関する第二十四条6の規定により当該開発途上締約国の適用範囲の表を修正することができるものと、また、それぞれの場合における特殊な状況を考慮し、かつ、1の(a)から(c)までの規定に妥当な考慮を払い、その表に掲げる機関、製品又はサービスについての内国民待遇に関する規則の適用除外を認めるよう政府調達に関する委員会(以下「委員会」という。)に要請することができる。開発途上締約国は、また、この協定の効力発生の後、開発途上国の間の地域的又は世界的な取極に参加することにかんがみ、それぞれの場合における特殊な状況を考慮し、かつ、1(d)の規定に妥当な考慮を払い、自国の適用範囲の表に掲げる機関、製品又はサービスについてのこの協定の適用除外を認めるよう委員会に要請することができる。開発途上締約国は、適用範囲の表の修正に関し委員会に要請するに当たり、要請に関連する文書又は問題の検討に必要な情報を添える。

6 4及び5の規定は、この協定の効力発生の後はこの協定に加入する開発途上国について準用する。

7 4から6までに定める合意による適用除外については、14の規定に従って検討する。

開発途上締約国に対する技術援助

8 各先進締約国は、開発途上締約国が政府調達に係る問題を解決するに当たって要請した場合には、適当と認めるすべての技術援助を開発途上締約国に与える。

9 8の技術援助は、開発途上締約国の間における無差別の原則の下に、特に次のものに関して与えられる。

契約の締結に係る特定の技術的問題の解決

要請を行う締約国と当該要請を受ける締約国とが技術援助の枠内において取り扱うことに合意する他のすべての問題

10 8及び9の技術援助には、開発途上締約国の供給者が作成する資格の審査に係る書類及び入札書を機関の指定する世界貿易機関の公用語に翻訳することが含まれる。ただし、先進締約国が当該翻訳を負担と考える場合は、この限りでない。この場合において、先進締約国は、自国又はその機関に対する開発途上締約国からの要請に応じ、その旨説明しなければならない。

情報センター

11 先進締約国は、特に、政府調達に係る法令、手続及び慣行、調達計画についての既に行われた公示並びにこの協定の適用を受ける機関の所在地に関する情報並びに既に調達された又は将

来調達される產品又はサービスの特質及び数量に関する情報についての開發途上締約国からの
妥当な要請に応ずるため、個別に又は共同して、情報センターを設置する。これらの情報には、
将来の入札について提供し得る情報を含む。委員会も、情報センターを設置することができる。

後発開發途上国に対する特別の待遇

12 異なるかつ一層有利な待遇、相互主義及び開發途上国の一層完全な参加に関する千九百七
十九年十一月二十八日付けの千九百四十七年のガットの締約国団の決定(ガット基本文書選集
(BISD)追録第二十六巻二百三ページから二百五ページまで)6を考慮し、開發途上締約国のため
の一般又は個別の措置に関し、後発開發途上締約国に対し及び後発開發途上締約国を原産地と
する產品又はサービスの後発開發途上締約国の供給者に対し特別の待遇が与えられる。締約国
は、この協定の締約国でない後発開發途上国を原産地とする產品又はサービスのこの協定の締約
国でない後発開發途上国の供給者に対し、この協定の利益を与えることができる。

13 各先進締約国は、要請があったときは、後発開發途上国の潜在的な入札者に対し、その入札
の準備並びに自国の機関及び後発開發途上国の供給者が関心を有すると思われる產品又はサ
ービスの選択について適当と認める援助を与える。先進締約国は、同様に、これらの入札者が調達
計画の対象となる產品又はサービスに関する強制規格及び任意規格を遵守するように援助を与
える。

検討

14 委員会は、毎年この条の規定の運用及び実効性について検討するものとし、また、締約国が提
出する報告に基づき、三年ごとに、この条の規定の運用の影響を評価するために主要な検討を行
う。委員会は、三年ごとの検討の一部として、特に第三条の規定を含めこの協定を最大限度にお
いて実施するため、関係のある開發途上国の開発、資金及び貿易の状況を考慮して、4から6までの
規定により認められる適用除外を修正するかどうか又は延長するかどうかについて検討する。

15 各開發途上締約国は、第二十四条7の規定による新たな交渉の過程において、その経済、資
金及び貿易の状況を考慮に入れて、その適用範囲の表を増補する可能性について考慮する。

第六条 技術仕様

1 機関の定める技術仕様であって、品質、性能、安全、寸法等の調達される產品若しくはサ
ービスの特性、記号、専門用語、包装、証票及びラベル等又は生産工程及び生産方法について規定した
もの並びに機関の定める適合性評価手続に係る要件は、国際貿易に対する不必要な障害をもたら
すことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、立案され、制定され又は適用され
てはならない。

2 機関は、技術仕様については、適当な場合には、(a)デザイン又は記述的に示された特性よりも
性能に着目して、また、(b)国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは
国内強制規格(注1)、認められた国内任意規格(注2)又は建築規準に基づいて定める。

3 入札説明書においては、調達に当たって適合することを要求する要件として商標、商号、特許、デザイン若しくは型式又は産地、生産者若しくは供給者を特定してはならず、当該要件の説明においてこれらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ十分に明確な又は理解しやすい当該要件の説明を行うことができない場合にその説明において「又はこれと同等のもの」というような文言をこれらに付すときは、この限りでない。

4 機関は、特定の調達のための仕様の準備に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある企業に対し求め又は当該企業から受けてはならない。

注1 この協定の適用上、強制規格とは、産品若しくはサービスの特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの（適用可能な管理規定を含む。）をいう。強制規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって産品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

注2 この協定の適用上、任意規格とは、産品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって産品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

第七条 入札の手続

1 各締約国は、自国の機関の入札の手続が無差別に適用され、かつ、この条から第十六条までの規定に合致することを確保する。

2 機関は、いかなる供給者に対しても、特定の調達に関する情報を競争を妨げる効果を有する方法によって与えてはならない。

3 この協定の適用上、

(a) 公開入札の手続とは、関心を有するすべての供給者が入札を行うことのできる手続をいう。

(b) 選択入札の手続とは、機関によって入札を行うよう招請された供給者が第十条3その他のこの協定の関連規定により入札を行うことのできる手続をいう。

(c) 限定入札の手続とは、第十五条に定める場合においてのみ機関が供給者と個別に折衝する手続をいう。

第八条 供給者の資格の審査

機関は、供給者の資格の審査の過程において、他の締約国の供給者の間又は国内供給者との締約国の供給者との間に差別を設けてはならない。資格の審査に係る手続は、次の規定に合致するものでなければならない。

(a) 入札の手続への参加のためのいかなる条件も、関心を有する供給者が資格の審査に係る手続を開始することができるよう、また、当該手続を早期に完了することが調達制度の効率的な運用と両立する場合には当該供給者が当該手続を早期に完了することができるよう、適当に早い時期に公示される。

(b) 入札の手続への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない。供給者に要求される参加のための条件(供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を証明するために必要な情報、資金上の保証並びに技術的資格を含む。)及び資格の審査は、国内供給者よりも他の締約国の供給者が不利となるものであってはならず、かつ、他の締約国の供給者の間に差別を設けるものであってはならない。供給者の資金上、商業上及び技術上の能力は、供給組織の間の法的関係に妥当な考慮を払いつつ、調達機関が存する領域内における供給者の事業活動及びその供給者の世界的な事業活動の双方に基づき判断しなければならない。

(c) 他の締約国の供給者を供給者の名簿に記載しないようにするため、又は特定の調達計画について他の締約国の供給者を考慮しないようにするため、供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必要な期間を利用してはならない。機関は、特定の調達計画への参加のための条件を満たしている国内供給者又は他の締約国の供給者を資格を有する供給者として認める。特定の調達計画に参加しようとする供給者であって資格を有すると認められていないものも、資格の審査に係る手続を完了するために十分な期間がある場合には、考慮される。

(d) 資格を有する供給者の常設名簿を保持する機関は、供給者がいつでも資格の審査の申請をすることができること及び当該名簿に記載されることを要請するすべての資格を有する供給者の名称を適当な短期間内に当該名簿に記載することを確保する。

(e) 機関は、次条1の規定により公示が行われた場合において資格を有すると認められていない供給者が調達計画に参加しようとするときは、速やかに資格の審査に係る手続を開始する。

(f) 機関は、資格を有する供給者となることを申請したいかなる供給者に対しても当該申請に係る決定を通知するものとし、常設名簿に記載された資格を有する供給者に対し常設名簿の失効又は当該供給者の常設名簿からの除外を通知する。

(g) 各締約国は、次のことを確保する。

(i) 各機関及びその構成機関が、異なった手続をとる必要があることを十分に実証する場合を除き、単一の資格の審査に係る手続をとること。

(ii) 機関の間における資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力が払われること。

(h) (a)から(g)までの規定は、倒産、虚偽の申告等を理由として供給者を排除することを妨げるものではない。ただし、この措置は、この協定の内国民待遇及び無差別待遇の規定に合致することを条件とする。

第九条 調達計画への参加に対する招請

1 機関は、2及び3の規定に従い、第十五条(限定入札)に別段の定めがある場合を除くほか、すべての調達計画への参加に対する招請を公示する。この公示は、附属書Ⅱに掲げる適当な出版物により行われる。

2 参加に対する招請は、6に規定する調達案件の公示により行うことができる。

3 付表2及び付表3に掲げる機関は、7に規定する調達予定の公示又は9に規定する資格審査制度に係る公示を、参加に対する招請として使用することができる。

4 参加に対する招請として調達予定の公示を使用する機関は、関心を表明したすべての供給者に対し、その後少なくとも6に規定する情報を含む情報に基づいてその関心を確認するよう招請する。

5 参加に対する招請として資格審査制度に係る公示を使用する機関は、関心を表明したすべての者が調達への参加に対する関心を評価するための有意義な機会を有することのできるような情報を、第十八条4の規定に考慮を払いつつかつ時宜を得た方法で提供する。この情報には、可能な範囲で、6及び8の公示に含まれる情報を含める。関心を有する一の供給者に提供された情報は、その他の関心を有する供給者に対し無差別に提供される。

6 2の調達案件の公示には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 調達されるべき製品又はサービスの特質、数量、選択により更に調達を行う場合にはその調達及び可能な場合にはそのような選択を行うことが見込まれる時期、並びに一連の契約の場合においては調達されるべき製品又はサービスの特質、数量及び可能な場合には次回以降の入札の公示の見込まれる時期

(b) 公開入札の手続又は選択入札の手続の別及び交渉を行う意図の有無

(c) 製品の納入又はサービスの提供の開始又は完了の日

(d) 入札に招請されるため若しくは供給者の名簿に記載される資格を得るための申請書の提出の場所及び最終期日又は入札書の受領の場所及び最終期日並びに当該申請書又は当該入札書の作成に用いる言語

(e) 仕様書その他の文書を入手するために必要な情報を提供し及び契約を締結する機関の所在地

(f) 供給者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びに情報

(g) 入札説明書に対して支払うべき金額及びその支払条件

(h) 機関の要求する調達の方法(購入若しくは借入れ又はこれらの組合せ)

7 3の調達予定の公示には、6に規定する情報をできる限り多く含めるものとし、また、いかなる場合においても、8に規定する情報及び次の事項を含める。

(a)関心を有する供給者は機関に対し当該調達への関心を表明すべきである旨の記述

(b)更なる情報を入手することのできる機関の連絡部署

8 機関は、世界貿易機関のいずれかの公用語で、各調達計画について公示の概要を公示する。当該公示の概要には、少なくとも次の情報を含める。

(a)契約の対象事項

(b)入札書又は入札に招請されるための申請書の提出期限

(c)契約に関する文書を入手することができる場所

9 資格を有する供給者の常設名簿を保持する機関は、選択入札の手續に関し、毎年、附属書Ⅲに掲げる出版物のうちいずれかのものにより次の(a)から(c)までの事項について公示する。

(a)保持する常設名簿の一覧表(常設名簿を使用して調達する産品若しくはサービス又は産品群若しくはサービス群に関する見出しを含む。)

(b)供給者が常設名簿に記載されるため満たすべき条件及び当該機関がこれらの条件について審査する方法

(c)常設名簿の有効期間及び更新手續

3の規定に従って参加に対する招請として公示を使用する場合には、当該公示には、更に、次の情報を含める。

(d)産品又はサービスの特質

(e)当該公示を参加に対する招請とする旨の記述

もつとも、資格審査制度の有効期間が三年以下であり、かつ、当該公示において当該制度の有効期間が明らかにされるとともに更に公示が行われないことが明らかにされている場合には、当該制度の適用の開始に当たり一回の公示を行うことで足りる。当該制度は、この協定を回避する目的で利用してはならない。

10 調達計画への参加に対する招請について公示した場合において、その公示又は入札説明書に定める開札の期日又は入札書の受領の最終期日の前に当該公示を修正し又は再度公示することが必要となったときは、修正の公示又は再度公示される公示が行われる出版物は、変更の対象となった公示が行われた当初の出版物が配布された範囲と同一の範囲に配布される。特定の調達計画に関して特定の供給者に提供される重要な情報は、供給者がその情報を検討し及びこれに対応することができるような適当に早い時期に、同時に他のすべての関係のある供給者に提供される。

11 機関は、この条に規定する公示又はその公示が行われる出版物において、当該調達がこの協定の適用を受ける旨を明らかにする。

第十条 選択の手続

1 機関は、選択入札の手続の下で最適のかつ効果的な国際競争が行われるようにするため、調達制度を効率的に運用することとの両立を図りつつ、それぞれの調達計画において、できる限り多くの国内供給者及び他の締約国の供給者を入札に招請する。機関は、公正かつ無差別な方法で、当該手続に参加する供給者を選択する。

2 資格を有する供給者の常設名簿を保持する機関は、当該名簿に記載されている供給者の中から入札に招請される者を選択することができる。いずれの選択においても、常設名簿に記載されている供給者は、衡平な機会を与えられる。

3 前二条の資格の審査に係る手続を完了するために十分な期間があることを条件として、特定の調達計画に参加しようとする供給者であって資格を有すると認められていないものも入札を行うことを認められ、かつ、これらの供給者に対し考慮が払われる。当該計画に参加することを認められる追加の供給者の数が制限されるのは、調達制度の効率的な運用の観点から行われる場合に限られる。

4 選択入札の手続に参加しようとする場合には、テレックス、電報又はファクシミリによって要請することができる。

第十一条 入札の期限及び納入又は提供の期限

通則

1(a) いずれの期限も、他の締約国の供給者及び国内供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、かつ、提出することができるよう決定されるものとする。機関は、期限の決定に当たり、合理的と認める自己の必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲、外国及び国内の地点から入札書を郵送するため通常要する時間等の要素を考慮する。

(b) 各締約国は、機関が入札書の受領又は入札に招請されるための申請書の受領の最終期日を設定する際に公示の遅れを考慮するよう確保する。

期限

2 3に定める場合を除くほか、

(a) 公開入札の手続の場合には、入札書が受領される期間は、第九条1に定める公示の日から四十日未満であってはならない。

(b)資格を有する供給者の常設名簿を使用しない選択入札の手続の場合には、入札に招請されるための申請書を提出することができる期間は、第九条 1 に定める公示の日から二十五日未満であってはならず、入札書が受領される期間は、入札の招請状の発出の日から四十日未満であってはならない。

(c)資格を有する供給者の常設名簿を使用する選択入札の手続の場合には、入札書が受領される期間は、入札の招請状の当初の発出の日が第九条 1 に定める公示の日と一致するかしないかを問わず、入札の招請状の当初の発出の日から四十日未満であってはならない。

3 2 に定める期間は、次に規定する状況においては短縮することができる。

(a)少なくとも次の(i)から(iv)までの事項を含む別の公示が、四十日前に既に行われており、かつ、当該公示が行われてから十二箇月を超えていない場合には、入札書が受領される四十日の期間につき、有効な入札を可能とする十分な期間をもって代えることができる。当該期間は、原則として、二十四日未満であってはならないものとし、いかなる場合にも十日未満であってはならない。

(i) できる限り多くの第九条 6 に規定する情報

(ii) 第九条 8 に規定する情報

(iii) 関心を有する供給者は機関に対し当該調達への関心を表明すべきである旨の記述

(iv) 更なる情報を入手することのできる機関の連絡部局

(b) 第九条 6 に規定する一連の契約に関する二回目以降の公示の場合には、入札書が受領される四十日の期間を二十四日以上期間まで短縮することができる。

(c) 2 に定める期間は、機関が十分に実証する緊急事態により当該期間が実際的でなくなる場合には、短縮することができる。ただし、第九条 1 に定める公示の日から十日未満であってはならない。

(d) 2(c) に定める期間は、付表 2 及び付表 3 に掲げる機関による調達については、機関とすべての選択された供給者との間の相互の合意により定めることができる。そのような合意が存在しない場合には、機関は、有効な入札を可能とする十分な期間を定めることができる。ただし、いかなる場合にも十日未満であってはならない。

4 納入又は提供の期日の決定に当たっては、機関の合理的と認める必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲並びに製造、在庫の積出し及び供給地点からの製品の輸送又はサービスの提供に実際に要する時間等の要素を考慮する。

第十二条 入札説明書

1 入札の手続において二以上の言語による入札書の提出を機関が認める場合には、これらの言語のいずれか一は、世界貿易機関の公用語とする。

2 供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札書を提出するために必要なすべての情報(調達計画の公示において公表すべき情報(第九条 6(g)のものを除く。)及び次の事項に関する情報を含む。)を記載する。

(a) 入札書を送付すべき機関の所在地

(b) 補足的な情報を要請する場合においてその要請を送付すべきあて先

(c) 入札書及び入札に係る文書の作成に用いる言語

(d) 入札書の受領の最終日時及び入札書が受領される期間

(e) 開札に立ち会うことを認められる者並びに開札の日時及び場所

(f) 供給者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びに情報又は文書

(g) 要求される産品若しくはサービス又はこれらに関する要件についての完全な説明(技術仕様、満たすべき適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料を含む。)

(h) 落札基準(入札を評価する際に考慮される要因であって価格以外のもの並びに輸送費、保険料及び検査費、他の締約国の産品又はサービスの場合における関税その他の輸入課徴金、租税及び支払通貨等入札価格を評価する際に含める費用の要素を含む。)

(i) 支払条件

(j) その他の条件

(k) この協定の締約国でない国であって第十七条に定める条件に従うものからの入札が考慮されるための同条に規定する条件がある場合には、当該条件機関による入札説明書の送付

3(a) 機関は、公開入札の手続において、その手続に参加する供給者から要請があったときは入札説明書を送付するものとし、当該説明書についての説明に関する合理的な要請に速やかに対応する。

(b) 機関は、選択入札の手続において、その手続に参加しようとする供給者から要請があったときは入札説明書を送付するものとし、当該説明書についての説明に関する合理的な要請に速やかに対応する。

(c) 機関は、入札の手続に参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請に速やかに対応する。ただし、その情報は、当該入札の手続において、競争者よりも当該供給者による落札のために有利となるものであってはならない。

第十三条 入札書の提出及び受領、開札並びに落札

1 入札書の提出及び受領、開札並びに落札は、この条の規定に合致するものでなければならない。

(a)入札は、原則として、書面により、直接に又は郵便で行う。テレックス、電報又はファクシミリによる入札が認められる場合には、これらによって行われる入札には、入札を評価するために必要な情報、特に、入札者が提示する確定的な価格並びに入札の手続への参加に関する条件及び規定に入札者が同意する旨の記述を含めなければならない。当該入札は、書簡によって又はテレックス、電報若しくはファクシミリの署名入り写しの送付によって速やかに確認されなければならない。電話による入札は、認められない。テレックス、電報又はファクシミリの内容と期限後に受領した文書との間に相違又は矛盾がある場合には、これらの内容は、当該文書に優先する。

(b)開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を入札者に与える場合には、差別的な措置となるようなものであってはならない。

入札書の受領

2 入札書が入札説明書に指定する部局に定められた日時の後に到着した場合において、その遅延が専ら機関の取扱いの誤りによるものであるときは、供給者が不利に取り扱われることはない。入札書は、他の例外的事態の下においても、機関の手続が定めている場合には、考慮の対象となることがある。

開札

3 公開入札又は選択入札の手続において機関が求めた入札書は、開札が適正に行われることを保証する手続及び条件に従って受領され、かつ、開披される。入札書の受領及び開披は、この協定の内国民待遇及び無差別待遇の規定に合致するものでなければならない。開札に関する情報は、必要がある場合には第十八条から第二十条まで及び第二十二条の手続に従って使用されるため、機関について責任を有する政府当局が利用することができるように機関により保管される。

落札

4(a) 落札の対象とされるためには、入札書が、開札の時に公示又は入札説明書の基本的要件に適合したものでなければならない。かつ、参加の条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

(b)機関は、公共の利益のために契約を締結しないと決定した場合を除くほか、国内産品若しくは国内のサービスに係る入札であるか他の締約国の産品若しくはサービスに係る入札であるかを問わず、十分に契約を履行する能力があると決定された入札者であって、最低価格による入札を行ったもの又は公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行ったものを落札者とする。

(c)落札者の決定は、入札説明書に記載された落札基準及び基本的要件に従って行う。

選択権条項

5 選択権条項は、協定を回避する目的で利用してはならない。

第十四条 交渉

1 締約国は、機関が次のいずれかの場合に交渉を行うことを認めることができる。

(a) 第九条 2 の公示(調達案件の手続への供給者の参加に対する招請)において機関が交渉を行う意図を明示した調達の場合

(b) 評価を行った結果、公示又は入札説明書に定める特定の評価基準によりいずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合

2 交渉は、主として入札の長所及び短所を確認するために用いられる。

3 機関は、入札書を秘密のものとして取り扱う。機関は、特に、特定の参加者がその入札書を他の参加者の入札書の水準まで改善することを支援することを意図して情報を提供してはならない。

4 機関は、交渉において、異なる供給者の間において差別をしてはならないものとし、特に、次のことを確保する。

(a) 参加者の排除は、公示及び入札説明書に定める基準に従って行われること。

(b) 基準及び技術的要件についてのすべての変更は、引き続き交渉に参加しているすべての者に対し書面により通知されること。

(c) 引き続き交渉に参加しているすべての者は、変更された要件に基づき新たな又は修正された提案を行う機会を与えられること。

(d) 引き続き交渉に参加しているすべての者は、交渉が終了した場合には、これらの者に共通の期限までに最終的な入札を行うことを認められること。

第十五条 限定入札

1 公開入札及び選択入札の手続を規律する第七条から前条までの規定は、次の場合には適用する必要がない。ただし、限定入札の手続が、最大限に可能な範囲での競争を避けるために又は他の締約国の供給者の間における差別の手段若しくは国内の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように用いられないことを条件とする。

(a) 公開入札若しくは選択入札に応ずる入札がない場合又は行われた入札が、なれ合いによるものである場合、入札の基本的要件に合致していないものである場合若しくはこの協定により定められた参加の条件を満たしていない供給者によるものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

(b) 産品又はサービスが、美術品若しくは特許権、著作権等の排他的権利の保護との関連を有するものであるため又は技術的な理由により競争が存在しないため、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される産品若しくはサービス又は他の合理的な代替の産品若しくはサービスがない場合

(c) 機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため公開入札又は選択入札の手続によっては必要な期間内に産品又はサービスを入手することができない場合において真に必要なとき。

(d) 機関が供給者を変更することにより既存の供給品若しくは設備又はサービスとの互換性の要件に合致しない供給品若しくは設備又はサービスを調達せざるを得なくなるため、既存の供給品若しくは設備の部分品の交換又は既存の供給品の補充、既存のサービスの拡大若しくは既存の設備の拡張のための追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合(注)

注「既存の供給品若しくは設備」には、ソフトウェアの当初の調達が協定の適用を受けた場合には、当該ソフトウェアを含む。

(e) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、機関の要請により開発された原型又は最初の産品若しくはサービスを当該機関が調達する場合。当該契約が履行された後においては、産品又はサービスは、第七条から前条までの規定に従って調達される。(注)

注 最初の産品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可能な品質基準に合致する産品又はサービスとして当該産品又はサービスを多量に生産し又は供給することができることを証明するために限られた生産又は供給を行うことを含むことができるが、商業的採算を確立し又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し又は供給することを含まない。

(f) 当初の契約には含まれていないが当初の入札説明書の目的の範囲内にある追加の建設サービスが、予見することができない事情により、当該当初の契約に定める建設サービスを完了するために必要になった場合において、当該追加の建設サービスを当該当初の契約に定める建設サービスから分離することが技術的又は経済的な理由により困難であり、かつ、機関にとって著しく不都合であることから、当該機関が当該当初の契約に定める建設サービスを提供する契約者と当該追加の建設サービスの契約を締結する必要があるとき。ただし、当該追加の建設サービスのために締結する契約の総価額は、主たる契約の額の五十パーセントを超えてはならない。

(g) 基本的な事業計画に合致する新たな建設サービスであって当該事業計画に係る当初の建設サービスと同様の建設サービスの繰り返しから成るもののうち、当該当初の建設サービスの契約が第

七条から前条までの規定に従って落札され、かつ、機関が当該当初の建設サービスに係る調達計画の公示において当該新たな建設サービスの契約の締結につき限定入札の手続を用いる可能性があることを公示している場合

(h) 商品市場において購入される產品

(i) 極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。この(i)の規定は、通常は供給者でない企業による例外的な処分又は清算中の若しくは管財人により管理されている企業の資産の処分を対象とするものであり、通常の供給者からの日常の購入を対象とすることを意図したものではない。

(j) 契約が、設計コンテストの受賞者と締結される場合。ただし、当該コンテストは、その受賞者と設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によって審査されるものとし、特に、適格な資格を有する供給者の当該コンテストへの参加に対する招請についての第九条に規定されているような公示は、この協定の原則に合致する方法で行われることを条件とする。

2 機関は、1の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を行った機関の名称、調達された產品又はサービスの価額、種類及び原産国並びにこの条に規定する場合のうちいずれか該当するものについての説明を含める。この報告書は、必要がある場合には第十八条から第二十条まで及び第二十二条の手続に従って使用されるため、機関について責任を有する政府当局が利用することができるように機関により保管される。

第十六条 調達の効果を減殺する措置

1 機関は、供給者、產品若しくはサービスの資格審査及び選択において又は入札の評価若しくは落札の決定において、調達の効果を減殺するような措置を課し、求め又は考慮してはならない(注)。

注 政府調達における調達の効果を減殺する措置とは、国内產品若しくは国内のサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返り貿易を行うこと、又はこれらと同様のことを要求することにより、国内の開発の奨励又は国際収支の改善のために利用する措置をいう。

2 開発途上国は、一般的な政策上の考慮(開発に関するものを含む。)に配慮し、加入の時に、国内產品又は国内のサービスの組入れの要求等の調達の効果を減殺するような措置を用いることができる条件を交渉することができる。このような要求は、調達手続への参加のための資格審査のためにのみ用いられるものとし、落札のための基準として用いられなければならない。当該条件は、明確に定義されるものとし、また、客観的かつ無差別なものでなければならない。当該条件については、当該開発途上国の附属書IIに定めるものとし、当該条件においては、この協定の適用を受ける契約について調達の効果を減殺するような措置を課することについての明確な範囲を定めることができる。当該条件の存在については、委員会に通報するとともに、調達計画の公示その他の文書に含める。

第十七条 透明性

1 各締約国は、この協定の締約国でない国であつて落札の透明性を高めるために次の(a)から(c)までに定める条件に従うものにある供給者からの入札を考慮するための条件(競争入札の手續又は苦情申立ての手續に従わないことを含む。)を、機関が明示することを奨励する。

(a) 第六条(技術仕様)の規定に従つて契約を特定すること。

(b) 第九条に定める調達の手続の公示を行うこと(世界貿易機関のいずれかの公用語による第九条8(調達計画の公示の概要)の公示には、この協定の締約国にある供給者からの入札を考慮するための条件に関する記述を含める。)。

(c) 調達に関する規則が原則として調達の過程において変更されないことを確保する意思を有すること。また、そのような変更が避けがたい場合の十分な救済措置を確保する意思を有すること。

2 この協定の締約国でない国の政府であつて1の(a)から(c)までに定める条件に従うものは、締約国に通報する場合には、委員会にオブザーバーとして出席することが認められる。

第十八条 機関の義務に係る情報及び検討

1 機関は、附属書Ⅱに掲げる適当な出版物により第十三条から第十五条までの規定に基づく落札の決定の後七十二日以内に公示を行う。この公示には、次の事項を含める。

(a) 落札に係る産品又はサービスの特徴及び数量

(b) 契約を締結する機関名及びその所在地

(c) 落札の日

(d) 落札者の名称及び住所

(e) 落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額

(f) 適当な場合には、第九条1の規定に基づき行われた公示を確認するための方法又は第十五条の手続の使用を正当化する同条の規定に基づく理由

(g) 使用された手続

2 各機関は、締約国の供給者から要請があつた場合には、速やかに次の説明を行い又は情報を提供する。

(a) 自己の調達に関する手続及び慣行についての説明

(b) 当該供給者の資格審査の申請が拒否された理由、当該供給者が資格を失った理由及び当該供給者が選択されなかった理由に関する適切な情報

(c) 落札者とされなかった入札者に対し、その者の入札が落札とならなかった理由に関する適切な情報(落札とされた入札の特色及び相対的な利点に関する情報を含む。)及び落札者の名称

3 機関は、入札に参加した供給者に対し、落札の決定を、要請があったときは書面により、速やかに通知する。

4 もつとも、機関は、1 及び 2(c)に定める落札に関する一定の情報について、当該情報の公開が法令の実施を妨げる等公共の利益に反し、公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害し、又は供給者の間の公正な競争を害することとなる場合には、公開しないことを決定することができる。

第十九条 締約国の義務に係る情報及び検討

1 各締約国は、附属書 IV に掲げる適当な出版物において、かつ、他の締約国及び供給者が知ることのできるような方法により、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び手続(標準契約条項を含む。)であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものを速やかに公表する。各締約国は、要請があったときは他の締約国に対し自国の調達に関する手続について説明することができるように準備しておく。

2 落札者とされなかった入札者に係る政府であるこの協定の締約国の政府は、第二十二条の規定の適用を妨げることなく、調達が公正かつ公平に行われたことを確認するために必要な落札に関する追加の情報を求めることができる。このため、調達を行った政府は、落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報並びに落札の価格についての情報を提供する。落札者とされなかった入札者に係る政府は、公表する権利を慎重に行使することを条件として、原則として落札の価格についての情報を公表することができる。この情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報は、落札者とされなかった入札者に係る政府がこれを提供した締約国と協議し、かつ、その同意を得た後でなければ、公表してはならない。

3 機関による調達及び個々の落札に関する利用可能な情報については、要請があったときは、他のいずれの締約国に対しても提供する。

4 締約国に提供された秘密の情報であって、法令の実施を妨げる等公共の利益に反することとなるもの、公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるもの又は供給者の間の公正な競争を害することとなるものは、その情報を提供した締約国の正式の許可がなければ公表してはならない。

5 各締約国は、毎年、この協定の適用を受けるその調達に関する統計をとり、委員会に提出する。この統計に関する報告には、この協定の適用を受ける機関によって締結された契約に関する次の情報を含める。

(a) 付表 1 の機関については、締結された契約(基準額以上及び基準額未満の価額のもの)の概算価額に関する機関別及び全体の統計。付表 2 及び付表 3 の機関については、締結された契約(基準額以上の価額のもの)の概算価額に関する機関の種類別及び全体の統計

(b) 付表 1 の機関については、基準額以上の価額により締結された契約であって、機関別並びに単一の分類制度に基づく産品群別及びサービス群別に区分されたものの件数及び価額に関する統計。付表 2 及び付表 3 の機関については、基準額以上の価額により締結された契約であって、機関の種類別並びに産品群別及びサービス群別に区分されたものの概算価額に関する統計

(c) 付表 1 の機関については、第十五条の規定により締結された契約の件数及び価額に関する機関別並びに産品群別及びサービス群別の統計であって、同条 1 の(a)から(i)までの各項別のもの。付表 2 及び付表 3 の機関については、基準額以上の価額により締結された契約であって、同条 1 の(a)から(i)までの各項別に区分されたものの価額に関する機関の種類別の統計

(d) 付表 1 の機関については、関連する付表中のこの協定の適用除外を認める規定によって締結された契約の件数及び価額に関する機関別の統計。付表 2 及び付表 3 の機関については、関連する付表中のこの協定の適用除外を認める規定によって締結された契約の価額に関する機関の種類別の統計

各締約国は、機関が調達した産品及びサービスの原産地に関する統計に係る利用可能な情報を提供する。委員会は、当該統計を比較可能なものとすることを確保するため、用いられるべき方法について指針を提供する。委員会は、この協定の適用を受ける調達を効果的に監視することを確認するため、(a)から(d)までに定める項目の修正に関し、その種類、提供すべき統計に関する情報の範囲並びに用いられるべき内訳及び分類について全会一致により決定することができる。

第二十条 苦情申立ての手續

協議

1 各締約国は、調達におけるこの協定に対する違反に関する供給者の苦情については、調達機関との協議により当該苦情を解決するよう供給者に奨励する。このような場合には、調達機関は、苦情申立ての制度により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

苦情申立て

2 各締約国は、供給者が関心を有し又は有していた調達に関するこの協定に対する違反の疑いにつき苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手續を定める。

3 各締約国は、苦情申立ての手續を文書により定め、かつ、当該文書を一般に利用可能なものとする。

4 各締約国は、この協定の適用を受ける調達のすべての側面に係る文書が三年間保管されることを確保する。

5 関心を有する供給者は、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た時から一定の期間内に苦情申立ての手続を開始し、当該期間内に調達を行う機関に通知することを要求されることがある。ただし、その期間は、十日を下回ってはならない。

6 苦情申立ては、裁判所又は調達の結果にいかなる利害関係も有しない公平なかつ独立した検討機関であって任期中に外部からの影響を受けない構成員から成るものにより取り上げられるものとする。検討機関(裁判所でないもの)については、その意見又は決定を司法上の審査の対象とするか、又は次の手続を有するものとする。

(a)参加者は、検討機関の意見が出され又は決定が行われる前に意見を述べる事が認められること。

(b)参加者は、代理人及び補佐人を認められること。

(c)参加者は、すべての手続に参加することができること。

(d)手続を公開で行うことが認められること。

(e)検討機関の意見又は決定が、その根拠に関する説明と共に書面によって与えられること。

(f)証人の出席が認められること。

(g)検討機関に対し文書が開示されること。

7 苦情申立ての手続は、次の事項を定める。

(a)この協定に対する違反を是正し、商業上の機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。もっとも、苦情申立ての手続は、当該措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。当該措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

(b)苦情申立ての正当性につき評価すること及び決定する可能性があること。

(c)この協定に対する違反の是正又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備又は苦情の申立てに係る費用に限定することができる。

8 苦情申立ての手続は、関連する商業上その他の利益を保護するため、原則として適時に完了させる。

第二十一条 この協定の機関

- 1 各締約国の代表で構成する政府調達に関する委員会を設置する。委員会は、議長及び副議長を選出するものとし、また、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を締約国に与えるため、及び締約国により与えられた他の任務を遂行するため、必要に応じ(少なくとも年一回)会合する。
- 2 委員会は、委員会が付与する任務を遂行する作業部会その他の補助機関を設けることができる。

第二十二条 協議及び紛争解決

- 1 世界貿易機関協定の紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(以下「紛争解決了解」という。)は、2 から 7 までに別段の定めがある場合を除くほか、適用される。
- 2 締約国は、他の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果として、又は他の締約国がこの協定の規定に抵触するかどうかを問わず何らかの措置を適用した結果として、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ若しくは侵害されており又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認める場合には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、関係があると認める他の締約国に対して書面により申立て又は提案をすることができる。このような措置については、次の 3 から 7 までの規定によって特定される紛争解決了解に基づいて設置される紛争解決機関に速やかに通報する。この申立て又は提案を受けた締約国は、当該申立て又は提案に対して好意的な考慮を払う。
- 3 紛争解決機関は、小委員会を設置し、小委員会及び上級委員会の報告を採択し、問題について勧告又は裁定を行い、裁定及び勧告の実施を継続的に監視し並びにこの協定に基づく譲許その他の義務の停止又はこの協定に違反していると認められる措置の撤回が可能でないときの救済措置に関する協議を承認する権限を有する。ただし、この協定の締約国である世界貿易機関の加盟国のみが、この協定に係る紛争に関する紛争解決機関の決定又は行動に参加する。
- 4 小委員会は、紛争当事国が小委員会の設置の後二十日以内に別段の合意をする場合を除くほか、次の付託事項を有する。

「この協定(及び紛争当事国が引用したその他の対象協定の名称)の関連規定に照らし(当事国の名称)により文書(文書番号)によって紛争解決機関に付された問題を検討し、及び同機関がこの協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つ認定を行うこと。」
- この協定及び紛争解決了解附属書一に掲げるその他の一又は二以上の協定の双方の規定について当該紛争当事国の一が援用する紛争においては、3 の規定は、小委員会の報告のうちこの協定の解釈及び適用に係る部分についてのみ適用する。
- 5 この協定に係る紛争を検討するために紛争解決機関により設置される小委員会には、政府調達の分野において適格性を有する者を含めなければならない。
- 6 手続が、最大限可能な限り速やかに行われるようあらゆる努力を払うものとする。小委員会は、紛争解決了解第十二条の 8 及び 9 の規定にかかわらず、小委員会の構成及び付託事項が合意された日の後、四箇月以内に及び遅延した場合には七箇月以内に、紛争当事国に対し最終報告を

提出するよう努める。その結果、紛争解決了解の第二十条及び第二十一条 4 に定める期間についても二箇月短縮するようあらゆる努力を払う。更に、小委員会は、紛争解決了解第二十一条 5 の規定にかかわらず、勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合には、六十日以内に決定するよう努める。

7 紛争解決了解第二十二條 2 の規定にかかわらず、この協定以外の同了解附属書一に掲げる協定の下で生ずるいかなる紛争もこの協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならないものとし、また、この協定の下で生ずるいかなる紛争も同了解附属書一に掲げるその他の協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならない。

第二十三条 この協定の適用除外

1 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であつて武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつきその措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国が公衆の道徳、公の秩序若しくは公共の安全、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康若しくは知的所有権の保護のために必要な措置若しくは心身障害者、慈善団体若しくは刑務所労働により生産される産品若しくは提供されるサービスに関する措置を講ずること又はこれらの措置を実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置が同じ条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

第二十四条 最終規定

1 受諾及び効力発生

この協定は、合意された適用範囲をこの協定の附属書 I の附表 1 から附表 5 までに掲げた政府（注）であつて、千九百九十四年四月十五日に署名によってこの協定を受諾したもの又は批准を条件として同日までにこの協定に署名しその後千九百九十六年一月一日前にこの協定を批准したものについては、千九百九十六年一月一日に効力を生ずる。

注 この協定の適用上、「政府」には、欧州共同体の権限のある当局を含むものとする。

2 加入

世界貿易機関の加盟国又は世界貿易機関協定の効力発生の日前においては千九百四十七年のガットの締約国であり、かつ、この協定の締約国でない国の政府は、締約国との間で合意される条件によりこの協定に加入することができる。加入は、合意された条件を記載した加入書を世界貿易機関事務局長に寄託することによって行う。この協定は、加入政府については、この協定への加入の日の後三十日目に効力を生ずる。

3 経過措置

(a)香港及び韓国は、第二十一条及び第二十二条を除くほか、この協定の規定の適用を千九百九十七年一月一日以前のいずれかの日まで延期することができる。千九百九十七年一月一日前に当該規定の適用を開始する場合には、当該規定の適用を開始する日の三十日前にその日付を世界貿易機関事務局長に通報する。

(b)この協定の効力発生の日から香港によるこの協定の適用の日までの期間において、香港とこの協定の他のすべての締約国(千九百九十四年四月十五日において、千九百七十九年四月十二日にジュネーブで作成され千九百八十七年二月二日に改正された政府調達に関する協定(千九百八十八年協定)の締約国であるものに限る。)との間の権利及び義務については、千九百八十八年協定(修正し又は訂正された附属書を含む。)の実体規定(注)により規律される。これらの規定は、この目的のためにこの協定に組み入れられ、千九百九十六年十二月三十一日まで引き続き効力を有するものとする。

注 千九百八十八年協定のすべての規定(ただし、前文、第七条並びに5の(a)及び(b)並びに10以外の第九条の規定を除く。)

(c)千九百八十八年協定の締約国であるこの協定の締約国の間においては、この協定に基づく権利及び義務は、千九百八十八年協定に基づく権利及び義務に代わるものとする。

(d)第二十二条の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日までは、効力を生じない。それまでの間、千九百八十八年協定第七条の規定をこの協定に係る協議及び紛争解決について適用するものとし、当該規定は、この目的のためにこの協定に組み入れられ、この協定の委員会の下で適用される。

(e)世界貿易機関協定の効力発生の日前においては、世界貿易機関の機関に言及している場合には対応するガットの機関をいうものとし、また、世界貿易機関事務局長及び世界貿易機関事務局とこの場合にはそれぞれ千九百四十七年のガット事務局長及びガット事務局をいう。

4 留保

この協定のいかなる規定についても、留保を付することができない。

5 国内法令

(a)この協定を受諾し又はこの協定に加入する各政府は、この協定が自己について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続並びにこの協定に附属する表に掲げられている機関によって適用される規則、手続及び慣行をこの協定に適合したものとすることを確保する。

(b)各締約国は、この協定に関連を有する自国の法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

6 訂正又は修正

(a)附属書Iから附属書IVまでに係る訂正、一の付表から他の付表への機関の転記及び例外的な場合のその他の修正は、この協定に定める相互に合意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報と共に委員会に通報する。当該訂正、転記及びその他の修正であって純粋に形式的又は軽微なものは、三十日以内に異議の申立てがない場合に効力を生ずる。その他の場合においては、委員会の議長は、速やかに委員会の会合を招集する。委員会は、当該通報の前の権利及び義務の均衡並びにこの協定に定める相互に合意された適用範囲につき当該通報の前の水準と同等の水準を維持することを目標として、修正の提案及び補償的な調整の要求を検討する。当該提案及び要求について合意が得られなかった場合には、第二十二条の規定に従って問題を検討することができる。

(b)締約国は、機関に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを理由として附属書Iから自国の権利の行使として当該機関を削除することを希望する場合には、委員会に通報する。そのような修正は、当該通報の後に開催される委員会の会合が終了した翌日に効力を生ずる。ただし、当該会合が当該通報の日から三十日以後に開催されたものであること及び異議の申立てがないことを条件とする。異議の申立てがある場合には、第二十二条に定める協議及び紛争解決に係る手続に従って問題を検討することができる。附属書Iを修正する提案及びこれに伴う補償的な調整の検討に当たり、政府による監督又は政府の影響の排除による市場開放の効果に考慮を払う。

7 検討、交渉及び将来の作業

(a)委員会は、この協定の目的を考慮に入れて、毎年この協定の実施及び運用について検討する。委員会は、検討の対象となった期間における進展について毎年世界貿易機関の一般理事会に通報する。

(b)締約国は、この協定の効力発生の日から三年以内に、その後は定期的に、開発途上国について定める第五条の規定を考慮に入れ、相互主義に基づいてこの協定を改善し及びすべての締約国の間におけるこの協定の適用範囲の拡大を可能な限り達成するため新たな交渉を行う。

(c)締約国は、開放的な調達を阻害する差別的な措置及び慣行の導入又は延長を避けるよう、また、この協定の効力発生の日において存続するこのような措置及び慣行を(b)の規定に基づく交渉において撤廃するよう努める。

8 情報に係る技術

締約国は、この協定が技術の進歩に対する不必要な障害となることのないようにするため、政府調達における情報に係る技術の使用に関する進展につき委員会において定期的に協議し及び、必要な場合には、この協定の修正について交渉する。その協議は、特に、政府調達を透明性のある手続による開放的、無差別かつ効率的なものにするという目的を情報に係る技術の使用によって促進すること、並びにこの協定の適用対象となる契約が明確に識別され及び個別の契約に係る利用可能なすべての情報が明らかにされるようにすることを目的とする。締約国は、新たに情報に係る技術を導入しようとする場合には、潜在的な問題に関して他の締約国が表明する見解を考慮するよう努める。

9 改正

締約国は、特にこの協定の実施により得られた経験を考慮に入れ、この協定を改正することができる。改正は、委員会の定める手続に従って締約国により承認された後、いずれかの締約国によって受諾された時に当該受諾をした締約国について効力を生ずる。

10 脱退

(a) 締約国は、この協定から脱退することができる。脱退は、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。締約国は、脱退の通告がされた場合には、委員会の会合を直ちに開くことを要求することができる。

(b) この協定の締約国は、世界貿易機関協定の効力発生の日から一年以内に世界貿易機関の加盟国とならなかった場合には当該一年が経過した日に、世界貿易機関の加盟国でなくなった場合にはその日に、この協定の締約国でなくなる。

11 特定の締約国の間におけるこの協定の不適用

いずれかの締約国がこの協定を受諾し又はこの協定に加入した時に、当該いずれかの締約国又は他のいずれかの締約国が、これら二の締約国の間におけるこの協定の適用に同意しなかった場合には、この協定は、これら二の締約国の間においては適用されない。

12 注釈、附属書及び付表

この協定の注釈、附属書及び付表は、この協定の不可分の一部を成す。

13 事務局

この協定に必要な役務は、世界貿易機関事務局が提供する。

14 寄託

この協定は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、各締約国に対し、この協定の認証謄本、6の規定に基づくこの協定の訂正又は修正の認証謄本、9の規定に基づくこの協定の改正の認証謄本、1及び2の規定に基づくこの協定の受諾又は加入の通告書並びに10の規定に基づくこの協定からの脱退の通告書を送付する。

15 登録

この協定は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで、この協定の附属書に関して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

注釈

この協定(附属書を含む。))において用いられる「国」には、この協定の締約国である独立の関税地域を含む。この協定において「国」を含む表現(例えば、「内国民待遇」、「国内法令」)は、この協定の締約国である独立の関税地域については、別段の定めがある場合を除くほか、当該関税地域に係るものとして読むものとする。

第一条 1

タイドエイドに関する一般的な政策上の考慮(開発途上国の目指している援助のアンタイニングという目標を含む。))に配慮し、締約国によりタイドエイドが行われる限り、開発途上国向けのタイドエイドを実施するための調達については、この協定を適用しない。

付属書

附属書 I

この協定の適用範囲を定める付表 1 から付表 5 まで

付表 1 中央政府の機関

付表 2 地方政府の機関

付表 3 この協定に従って調達するその他のすべての機関

付表 4 サービス

付表 5 建設サービス

日本国

(英語のみを正文とする。)

付表 1 この協定に従って調達する中央政府の機関

産品

基準額

十三万特別引出権

機関の表

会計法の適用を受けるすべての機関

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

内閣

人事院

内閣府

宮内庁

国家公安委員会(警察庁)

防衛庁

金融庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

サービス

基準額

建設サービス

四百五十万特別引出権

この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

四十五万特別引出権

その他のサービス

十三万特別引出権

付表 4 に掲げるサービスを調達する機関の表

会計法の適用を受けるすべての機関

付表 1 の機関の表と同じ

付表 1 に関する注釈

1 会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法及び内閣府設置法に定めるすべての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2 再販売のために調達する产品及びサービス又は販売のための物品の生産に用いるために調達する产品及びサービスは、含まない。

3 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

4 この協定は、原則として、防衛庁による調達で次の連邦供給分類(FSC)に属する物品の調達について適用する。ただし、日本国政府が第二十三条 1 の規定に基づいて別段の決定を行う場合は、この限りでない。

FSC	品 名
二二	鉄道用機器
二四	トラクター
三二	木工機器
三四	金属加工機器
三五	サービス提供機器及び販売機器
三六	特別の工業用機器
三七	農業用機器
三八	建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
三九	物資取扱用機器
四〇	ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
四一	冷凍用機器、エアコンディショナー(その構成品を含む。)及び空気循環用機器
四三	ポンプ及び圧縮機
四五	配管用、加熱用及び衛生用の機器
四六	浄水用及び下水処理用の機器
四七	素管、管、ホース及びこれらの取付具
四八	弁
五一	手道具及び手工具

- 五二 計測工具
- 五五 用材、木工品、合板及びベニヤ板
- 六一 電線並びに発電用及び配電用の機器
- 六二 照明設備及び電球
- 六五 医療用及び獣医用の機器及び物品
- 六六三〇 化学分析用機器
- 六六三五 物理的材料試験機器
- 六六四〇 実験室用の機器及び物品
- 六六四五 時間測定用機器
- 六六五〇 光学機器
- 六六五五 地球物理学用及び天文学用の機器
- 六六六〇 気象観測機器
- 六六七〇 はかり
- 六六七五 製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器
- 六六八〇 液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
- 六六八五 圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
- 六六九五 組み合わせた機器及びその他の機器
- 六七 写真用機器
- 六八 化学工業生産品
- 七一 家具
- 七二 家庭用及び一般用の備品及び器具
- 七三 調理用及び配膳用の機器
- 七四 事務用機器及び可視記録装置
- 七五 事務用品
- 七六 書籍、地図その他の出版物
- 七七 楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
- 七九 清掃用器具及び清掃用品
- 八〇 プテン、ペイント、封止剤及び接着剤
- 八一一〇 ドラム及びかん
- 八一一五 箱、厚紙製の箱及びクレート
- 八一二五 びん及びジャー
- 八一三〇 リール及びスプール
- 八一三五 包装用の材料
- 八五 化粧用品
- 八七 農業用品
- 九三 非金属加工品
- 九四 非金属原材料
- 九九 その他のもの

付表2 この協定に従って調達する地方政府の機関

産品

基準額

二十万特別引出権

機関の表

地方自治法の適用を受けるすべての都道府県及び指定都市

北海道
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県

愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

大阪市
名古屋市
京都市
横浜市
神戸市
北九州市
札幌市
川崎市
福岡市
広島市
仙台市
千葉市

サービス

基準額

建設サービス

千五百万特別引出権

この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

百五十万特別引出権

その他のサービス

二十万特別引出権

付表 4 に掲げるサービスを調達する機関の表

地方自治法の適用を受けるすべての都道府県及び指定都市

付表 2 の機関の表と同じ

付表 2 に関する注釈

- 1 地方自治法の適用を受ける都道府県及び指定都市には、地方自治法に定めるこれらのすべての知事又は市長、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。
- 2 再販売のために調達する产品及びサービス又は販売のための物品の生産に用いるために調達する产品及びサービスは、含まない。
- 3 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。
- 4 この協定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については適用しない。この4の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。
- 5 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。
- 6 発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。

付表3 この協定に従って調達するその他のすべての機関

産品

基準額

十三万特別引出権

機関の表

1 A群

水資源開発公団
 地域振興整備公団
 緑資源公団
 石油公団(注c)
 日本鉄道建設公団(注a、注d)
 新東京国際空港公団
 日本道路公団
 首都高速道路公団
 阪神高速道路公団
 本州四国連絡橋公団
 都市基盤整備公団(注a)
 科学技術振興事業団
 核燃料サイクル開発機構(注b)
 環境事業団
 国際協力事業団
 社会福祉・医療事業団
 年金資金運用基金

農畜産業振興事業団
金属鉱業事業団(注c)
中小企業総合事業団
簡易保険福祉事業団
労働福祉事業団
雇用・能力開発機構
沖縄振興開発金融公庫
国民生活金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
住宅金融公庫
公営企業金融公庫
日本政策投資銀行
国際協力銀行
帝都高速度交通営団(注a)
日本たばこ産業株式会社
北海道旅客鉄道株式会社(注a)
東日本旅客鉄道株式会社(注a)
東海旅客鉄道株式会社(注a)
西日本旅客鉄道株式会社(注a)
四国旅客鉄道株式会社(注a)
九州旅客鉄道株式会社(注a)
日本貨物鉄道株式会社(注a)
日本電信電話株式会社(注f)
北方領土問題対策協会
国民生活センター
日本原子力研究所(注b)
理化学研究所(注b)
公害健康被害補償予防協会
奄美群島振興開発基金
国際交流基金
日本育英会
日本芸術文化振興会
日本学術振興会
放送大学学園
日本体育・学校健康センター
社会保険診療報酬支払基金
心身障害者福祉協会
日本中央競馬会
農林漁業団体職員共済組合
地方競馬全国協会
農業者年金基金
日本自転車振興会
日本貿易振興会

日本小型自動車振興会
新エネルギー・産業技術総合開発機構
国際観光振興会
日本労働研究機構
消防団員等公務災害補償等共済基金
運輸施設整備事業団(注e)
日本私立学校振興・共済事業団
勤労者退職金共済機構

2 B群

独立行政法人国立公文書館
独立行政法人通信総合研究所
独立行政法人消防研究所
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立特殊教育総合研究所
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立青年の家
独立行政法人国立少年自然の家
独立行政法人国立国語研究所
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人航空宇宙技術研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立博物館
独立行政法人文化財研究所
独立行政法人教員研修センター
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人産業安全研究所
独立行政法人産業医学総合研究所
独立行政法人農林水産消費技術センター
独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人肥飼料検査所
独立行政法人農薬検査所
独立行政法人農業者大学校
独立行政法人林木育種センター
独立行政法人さけ・ます資源管理センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業技術研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所

独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人農業工學研究所
独立行政法人食品総合研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所
独立行政法人水産総合研究センター
独立行政法人経済産業研究所
独立行政法人工業所有権総合情報館
独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人土木研究所
独立行政法人建築研究所
独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人港湾空港技術研究所
独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人北海道開発土木研究所
独立行政法人海技大学校
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人海員学校
独立行政法人航空大学校
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
自動車検査独立行政法人
独立行政法人統計センター
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局

サービス

基準額

建設サービス

A群の機関については、千五百万特別引出権

B群の機関については、四百五十万特別引出権

この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

四十五万特別引出権

その他のサービス

十三万特別引出権

付表4に掲げるサービスを調達する機関の表

付表3の機関の表と同じ

付表3に関する注釈

1 再販売のために調達する产品及びサービス又は販売のための物品の生産に用いるために調達する产品及びサービスは、含まない。

2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

3 この協定は、A群の機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。

4 特定の機関に関する注釈

注a 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注c 地質調査及び地球物理学調査に関連する調達は、含まない。

注d 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注e 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注f 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。

注g 建設サービス以外の付表4に掲げるサービスの調達は、含まない。

付表4 サービス

文書 MTN・GNS-W-1120のサービスの表のうち、次のサービス

(千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類(CPC))

五一 建設工事

六一二 自動車の保守及び修理のサービス(注1)

六一二二 モーターサイクル(原動機付自転車を含む。)並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービス(注1)

七一二 その他の陸上運送サービス(七一二三五(郵便の陸上運送)を除く。)

七一三 運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス

七二二三 海上航行船舶以外の船舶(運転者を伴うもの)の賃貸サービス

七三 航空運送サービス(七三二一〇(郵便の航空運送)を除く。)

七四八 貨物運送取扱いサービス

七五一二 クーリエ・サービス(注2)

電気通信サービス

MTN・GNS(対応する—W—二〇 CPC)

2・C・h 七五二三 電子メール。

2・C・i 七五二一 ボイスメール

2・C・j 七五二三 情報及びデータベースのオンラインでの検索

2・C・k 七五二三 電子データ交換(EDI)

2・C・l 七五二九 高度ファクシミリ・サービス

2・C・m 七五二三 コード及びプロトコルの変換

2・C・n 七五二三 情報及びデータのオンラインでの処理(トランザクション処理を含む。)

八四 電子計算機サービス及び関連のサービス

八六四 市場調査及び世論調査のサービス

八六七 建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス(注3)

八七一 広告サービス

八七三〇四 装甲車による運送サービス

八七四 建築物の清掃サービス

八八四四二 出版及び印刷のサービス(注4)

八八六 金属製品、機械及び機器の修理のサービス

九四 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

付表4に関する注釈

注1 特別に改良され、かつ、機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル(原動機付自転車を含む。)並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。

注2 信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。

注3 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

建築設計サービス(CPC 八六七一二)の実施設計サービス

契約監理サービス(CPC 八六七一三)

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC 八六七二二)、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC 八六七二三)又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス(CPC 八六七二四)のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス(CPC 八六七二七)

注4 秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

付表 5 建設サービス

定義

建設サービス契約とは、その手段のいかんを問わず、中央生産物分類第五一区分に掲げる土木工事又は建築物の工事の実施を目的とする契約をいう。

中央生産物分類第五一区分に掲げるサービスであってこの協定の適用を受けるものの表
第五一区分に掲げるすべてのサービス

基準額

付表 1 に掲げる機関については、四百五十万特別引出権

付表 2 に掲げる機関については、千五百万特別引出権

付表 3 に掲げるA群の機関については、千五百万特別引出権

付表 3 に掲げるB群の機関については、四百五十万特別引出権

一般的注釈

1 この協定は、カナダの产品及びサービス(建設サービスを含む。)並びに当該产品及びサービスの供給者に関し、付表 2 及び付表 3 に掲げる機関(付表 3 に掲げるB群の機関を除く。)による調達については、適用しない。

2 日本国の供給者又はサービス提供者が機関による落札に関し争うに当たり、締約国が当該供給者又はサービス提供者について第二十条の規定を適用しない場合には、日本国は、同一の種類
の機関による落札に関し、当該締約国の供給者又はサービス提供者について同条の規定を適用しないことができる。

附属書Ⅱ調達計画の公示(第九条 1)及び落札の後に行われる公示(第十八条 1)のために締約国
が使用する出版物

日本国

付表 1

官報

付表 2

県報、市報又はこれらに相当するもの

付表 3

官報

附属書Ⅲ 選択入札の手続に関して資格を有する供給者の常設名簿についての情報を毎年公示するために締約国が使用する出版物(第九条 9)

日本国

付表 1

官報

付表 2

県報、市報又はこれらに相当するもの

付表 3

官報

附属書Ⅳ 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び手続であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が使用する出版物(第十九条 1)

日本国

付表 1

官報又は法令全書

付表 2

県報、市報若しくはこれらに相当するもの若しくは官報又は法令全書

付表 3

官報又は法令全書

(附属書Ⅲ中我が国の部分以外は省略)

(署名欄は省略)

中日民商事法セミナー講師及び基調講演一覧表

セミナー開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第1回東京 1996年11月	中国 孫延祐 白緑絃 朱月芳 日本 (司会) 原 優 (A' 初ス) 小杉丈夫 射手矢好雄 季衛東 河本禎三 河村寛治	国家経済体制改革委員会 政策法規司 司長 中国政法大学教授 中国国貿促法律事務部副部長 法務省民事局参事官 弁護士、当財団理事 弁護士 神戸大学法学部教授 朝日製作所中国開発部長 伊藤忠商事法律部次長	社会主義市場経済体制の整備についての若干の問題点について 中国の民事訴訟制度について 中国の仲裁制度について
第2回北京 1997年10月	日本 三ヶ月章 河本一郎 野村好弘 中国 許 驊 許善達	東京大学名誉教授、当財団特別顧問 神戸大学名誉教授、当財団評議員 東京都立大学教授 国家経済体制改革委員会 政策法規司 司長 国家税務局 司長	明治(1886年)以後の近代法制度構築の歴史 日本の仲買人(BROKERAGE)に関する諸法律の概要 日本経済契約法の体系 社会主義市場経済法律体系の確立とその考え方 中国税法の概況
第3回東京 1998年11月	中国 于 吉 孫礼海 王保樹 日本 (司会) 野村好弘 (A' 初ス) 酒巻俊雄 藤野文晴 射手矢好雄 小賀野晶一	経済体制改革弁公室綜合調研司 副司長 全人代常務委員会法制工作委員会 民法室副主任 清華大学教授 社会科学院法学研究所兼任教授 東京都立大学教授、 当財団学術評議員 早稲田大学教授 伊藤忠商事顧問 弁護士、当財団学術評議員 秋田大学教授	経済体制改革と経済立法 民事立法の動向「統一契約法を中心として」 国有企業改革と会社法

セミナー開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第4回北京 1999年6月	日本 酒巻俊雄 上村達男 射手矢好雄 中国 下殿武 許 驊 謝 平	早稲田大学教授 早稲田大学教授 弁護士、当財団学術評議員 全人代常務委員会法制工作委员会 副主任 経済体制改革弁公室 司長 中国人民銀行研究局 局長	日本会社法の最近の動向と問題点 日本証券取引法の概要と最近の改正について 日本の金融ビッグバンと金融制度改革の状況 中日両国の会社法及び証券取引法をめぐる実務的諸問題 中国新証券法の概要 中国会社法の改善について 中国金融制度及び金融体制改革の状況
第5回東京 2000年11月	中国 許 驊 趙 健 孫憲忠 日本 (司会) 小杉丈夫 (弁 護 士) 射手矢好雄 横澤 力 松下満雄 星野英一 野村好弘 曾我貴志	國務院経済体制改革弁公室 司長 中国国際経済貿易仲裁委員会 仲裁員 中国社会科学院法学研究所 民法研究室主任 弁護士、当財団理事 弁護士、当財団学術評議員 通産省通商政策局通商協定 管理課公正貿易推進室課長補佐 成蹊大学教授 東京大学名誉教授、 当財団学術評議員 東京都立大学教授、 当財団学術評議員 弁護士、系賀法律事務所北京	中国の立法に関する進展状況 WTO加盟と中国の法制建設 物権法における不動産登記制度に関する基本的検討 (中国法制度改革全般) (WTO加盟) (WTO加盟) (物権法総括コメント) (物権法) (物権法)
第6回北京 2001年9月	日本 神田秀樹 塩野 宏 吉田耕三 中国 于 吉 許 驊 呉知倫 甘燕春	東京大学教授 東京大学名誉教授 東日本旅客鉄道(株)副社長 国家経済貿易委員会経済法規司副司長 國務院経済体制改革弁公室綜合法制司正局級巡视员 中央機構編制委員会弁公室司長 国土資源部政策法规司司長	企業活動の自由と規制—法的観点から見た日本の民間企業と 政府との関係及び規制緩和の動向 公的企業の役割—日本の公的企業(公団、公社、特殊法人等)の 歴史的状況及び問題点 公的企業の民営化をめぐる諸問題—日本国有鉄道の民営化の 経緯と関係法令 法に基づく政府と国有企業の関係の確定 政府機構改革、部門職責権限並びに部門組織法 中国中央政府組織機構の設置 社会主義市場経済と政府行為の転換

セミナー開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第7回東京 2002年9月	中国		
	趙旭東	中国政法大学教授	中国の最近の民事紛争の実情と法制度整備の目指す方向
	許 驊	国务院経済体制改革辦公室 綜合調研司正局級巡視員	WTO加盟に伴う経済関連法制度の整備の状況と 中国の具体的な対応策
	孫才森	国家経済貿易委員会政策 法規司綜合処処長	WTO加盟に伴う知的財産権関連法制度の整備の状況
	日本 (司会)		
	小杉丈夫 (パネリスト)	弁護士、当財団理事	(民法関係)
	始関正光	法務省官房参事官	(同上)
	円谷 峻	横浜国立大学教授	(WTO関係)
	射手矢好雄	弁護士、当財団学術評議員	(同上)
	佐久間総一郎	新日本製鐵(株)総務部 国際法規グループリーダー	(同上)
第8回東京 2003年11月	中国		
	任 璇	国务院国家発展・改革委員会 法規司司長	国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の 状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向
	趙 宏	国务院商務部 条約法律司貿易処処長	知的財産権保護に関する法制と管理体制： WTO加盟後の具体的な状況
	李国華	国务院国家発展・改革委員会 外事司副司長	中国側コーディネーター、閉会挨拶
	日本/東京 (司会)		
	小杉丈夫 (コメンテーター)	弁護士、当財団理事	(マクロ政策関係)
	小杉丈夫	同上	(知財関係)
	熊倉領男	弁護士、弁理士	(同上)
	蔵内正樹	JETRO企画部事業推進主幹(中国担当)	(同上)
	服部正明	本田技研工業(株)知的財産部企画室主幹	(同上)
	日本/大阪 (司会)		
	三澤あずみ (コメンテーター)	法務総合研究所国際協力部教官	(マクロ政策関係)
	季衛東	神戸大学法学部教授	(知財関係)
	川瀬幹夫	弁理士	(同上)
	松井 衛	弁護士	(同上)
	中村恭世	松下電器産業(株)IPRパネーションカンパニー 商標・意匠センター戦略グループマネージャー	(同上)

セミナー開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第9回北京 2000年9月	日本		
	松下満雄	成蹊大学教授	(Ⅰ) 内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール (日本の1970年代の物価高騰に対する法規制の実施及び その後の状況)
	郷原信郎	桐蔭横浜大学大学院特任教授	(Ⅱ) 日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の 抑止対策について
	米谷三以	西村ときわ法律事務所弁護士	(Ⅲ) 日本におけるWTO政府調達協定上の諸問題 (加入時のコミットメントの内容、加入後の国内関連法の整備、 執行上の問題点、効果)
	小杉丈夫	当財団理事 松尾綜合法律事務所弁護士	総括スピーチ
	中国		
	刘文華	中国人民大学法学院教授	演題(Ⅰ)のコメントーター
	邱本	中国社会科学院法学研究所研究員	同上
	朱少平	全人代財經委經濟法室主任	演題(Ⅱ)のコメントーター
	王紹双	財政部国库司政府購買処長	演題(Ⅲ)のコメントーター
	朱建元	中国購買及び請負入札ネットワーク社總裁	同上

発行日：平成16年11月30日
発行者：財団法人国際民商事法センター
事務局長 金子 浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館
TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：有限会社 一星社
代表取締役 杉本 恵美

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目16番6号
TEL 03 (3552) 3566 (代)